資料2　パブリックコメントの概要

・意見募集期間：令和３年１月２１日(木)～令和３年２月１９日(金)

・提出方法別の提出人数および意見数

直接持参なし、意見数0件。電子メール20人、意見数655件。FAX2人、意見数4件。郵便1人、意見数14件。合計提出人数23人、合計意見数673件。

・ご意見いただいたかたの資格要件別の提出人数

区内に住所を有するかた15人。区内に事務所または事業所を有する個人のかた、および法人その他の団体4人。区内に存する事務所または事業所に勤務するかた4人。合計提出人数23人。

以下の資格要件は該当者なし。

区内に存する学校に在学するかた、区内に住所を有しないが、区に対して納税義務を有するかた、その他パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有するかた。

・項目ごとの意見数

計画全体への意見、20件。第1章「計画策定の概要」への意見、42件。第2章「障害者の現状」への意見、46件。第3章「障害者施策推進の取り組みと課題」への意見、287件。第4章「計画における成果目標」への意見、60件。第5章「サービス見込量および確保のための方策」のうち、1障害福祉サービスへの意見、64件。2児童福祉法に基づく障害児支援への意見、11件。3地域生活支援事業への意見、30件。第6章「資料編」への意見、99件。その他の意見、14件。合計意見数673件。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 章 | ご意見 | 区の考え方 |
| 1 | 計画全体 | 法令や国の指針ででてくる言葉をそのまま使用しているので、一般区民には何のことか理解できません。例えば、拠点相談支援センターなど。同じものなのに、異なる表現で記載している。「地域拠点相談支援センター」と「拠点相談支援センター」は別物なのか、混乱してしまう。資料編に用語集をつけていても、あまりにわからない言葉が多くて、用語集から探しながら読むことは大変です。同じページの脚注に記載するか、せめて、用語が出てきたところに、（ｐ.112）というふうに、説明の記載場所をふってください。もしくは、専門用語を記載するなら、区民がわかる具体的事例を列挙してください。例えば、「人口呼吸器やたんの吸引等の医療的ケアを必要とする障害者」とすれば、わかりやすいと思います。 | 用語を統一いたします。表記の方法についてはご意見として承ります。 |
| 2 | 計画全体 | 理解促進、受け入れ体制の強化、提供の実現に向けた支援体制の整備など、何をどうしたのか、想像すらできません。具体的な事例を挙げてほしいのと、用語の使用方法が間違っています。「受け入れ体制の強化」ではなく、「受け入れ体制の整備」であり、もっとわかりやすく「職員の増加と施設のバリアフリー化により、受け入れ人数を増やす」ではないですか。また、使用している用語の意味が、通常使用されている意味と異なっています。わざと、異なる意味を使用しているのなら、その意味を使用した目的をわかりやすく説明してください。例えば、インクルージョンは、ビジネスの世界で用い、社会学や福祉の世界では用いません。通常は、「ソーシャルインクルージョン」という言葉を用いますが（厚労省もこれを用いている）、品川区のインクルージョンって、包容として使用していますが、何を包容するのですか。なんだか、地域社会が障害者も見てやるよというような意図を感じます。ソーシャルインクルージョンの原語をしっかり理解してください。こちらは社会的包摂です。どちらかというと、共に生きる（生活する）という意味合いがこく、これまで社会的に除外されてきた障害者も、社会を構成する一員として社会を考えていくことです。ちょっとした言葉の違いですが、障害者は弱者として見られたいわけではないのに、品川区の使用法だと「支援が必要な人々、守ってあげるべき存在」と聞こえてきます。 | 品川区は、障害のある人もない人もお互いに尊重し合い、支え合いながら地域の中で共生する社会の実現を目指しています。 |
| 3 | 計画全体 | 「市町村は、第 89 条の３第１項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない」、児童福祉法第 33 条の 20 第９項では「市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の３第１項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない」とある。品川区では、これまで地域自立支援協議会が計画策定を担ってきたが、今回から策定委員会で行うことになった。上記法にのっとるなら、地域自立支援協議会に報告し、意見を聴く作業が必要なのではないか。品川区地域自立支援協議会の会長が副委員長として策定委員会にお入りいただいているので、それでよいという認識か。 | 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定にあたり、「品川区地域自立支援協議会」に報告し、意見を聴取し、計画案に反映させていただきました。 |
| 4 | 計画全体 | これまで、品川区の計画の実績報告は、見込みに対する数字の実績しか出てこなかった。今後は、計画に掲載されている施策のすべて（p35～47の「・」八十数点の一つ一つ）において、どこまで進捗しているのか、また評価や改善点などを出していただけるという理解でよいか。 | 計画の進捗等の評価の方法については、検討してまいります。 |
| 5 | 計画全体 | 障害者計画と障害福祉計画の関係が理解されていない。障害者計画（9年）で策定した施策に基づいて、3か年の実行計画である障害福祉計画を策定する。そして、前年度の障害福祉計画の実績を示して、評価を行い、課題を見つけ、取り組み方策を検討する。これを3回繰り返して、新たな障害者計画を策定する。したがって、平成27年度の障害者計画の施策はそのままで、実績を図り、次の成果目標を作るのです。でも、策定委員会で、その説明をしたのかどうかわかりませんが、実績の評価の議論が全くなされず、素案を策定している。例えば、第6期障害福祉計画は、第5期の福祉計画の評価がなされず、全く新たな施策（取り組み）を作っている。例えば、ｐ.34は、新たな施策体系を作っている。そもそも、施策体系はｐ.25の障害者計画を用い、この中で、特に重点的に取り組む施策を明示するべきである。計画の体系は理解しているのでしょうか。国の基本方針を再び説明する必要はありません。この整理ができていないので、何を示す計画かが読み手に理解されないものになっています。策定委員会で、前年度の障害福祉計画の実績の議論をしてください。策定時期が延びても、誰もが納得できる計画を策定しましょう。 | 第3章で施策の柱に対する前計画の実施状況について記載しています。これまでの実績、実態・意向調査（品川区障害福祉計画策定のための基礎調査）や団体ヒアリング等から分かる当事者ニーズ、区の実情等を踏まえて、「品川区障害福祉計画策定委員会」において議論し、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定しています。 |
| 6 | 計画全体 | まずは、第5期の振り返りをしてください。その上での計画です。振り返りをしていないのなら、計画策定をいったん止めて、前期の実行計画の評価結果を区民に示してください。策定委員会でしっかり議論してください。 | 第3章で施策の柱に対する前計画の実施状況について記載しています。これまでの実績、実態・意向調査（品川区障害福祉計画策定のための基礎調査）や団体ヒアリング等から分かる当事者ニーズ、区の実情等を踏まえて、「品川区障害福祉計画策定委員会」において議論し、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定しています。 |
| 7 | 計画全体 | 品川区は、計画を策定しても、計画に記載のない事業ばかり実施します。これでは、何のための計画なのかわかりません。計画行政という概念は、品川区にはないのでしょうか。皆で議論した計画を尊重し、これに則って、事業を実施してください。前の計画にない事業がどうして実施されたのか、説明してください。例えば、医療ケア児の交流事業とか。また、前の計画で、「荏原地域に障害者施設を整備する」ことを取り組みにあげていたのに、実現もしていないのに、消滅しています。計画は区民のものです。計画を尊重した事業の実施が基本です。あまりにも区民を馬鹿にした対応をしないでください。 | 区では計画に沿って施策を推進していますが、法改正、利用者ニーズ、区の実情等に応じて、必要な施策を実施してまいります。荏原地区の事業所整備については、相談支援事業、障害児相談支援事業、児童発達支援事業、放課後等デイサービスなどの事業所が複数開設されました。引き続き、障害者施策を進めてまいります。 |
| 8 | 計画全体 | グラフの形式や表記を毎回計画ごとに変えられると、比較対象がしづらくなる。毎回違うコンサルに委託するからこうなるのか。ある程度統一してほしい。 | ご意見として承ります。 |
| 9 | 計画全体 | (素案)は全体的に「求められる」「検討します」「機能の充実」などの言葉が並びますが、3年計画で予定されている具体策が見えてきません。何故ならば、(素案)は国の基本方針に基づいて、前期計画のデータの更新と施策をスローガン的にならべて、運営は誘致した事業者や法人などの現場任せになっているのかと感じられるからです。策定委員会の2回目の会議に傍聴で参加しました。障害者団体、専門家、施設現場の皆さんからは実態を踏まえた意見や要望が出されて、委員長が様々な意見を取りまとめて有意義な集約をしておられたのに、来期にどう生かされるのか(素案)からは窺うことができません。コロナ禍という理由で障害者福祉課のヒアリングも行われませんが、今後、職員の方々が当事者や家族の意見を聴いて障害福祉行政に生かしてくださるよう希望します。 | 障害福祉計画および障害児福祉計画は、障害者団体、福祉関係者を含む品川区障害福祉計画策定委員の意見のほか、パブリックコメント、障害者団体へのヒアリング等でいただいた意見を踏まえて計画を策定しています。引き続き、広く区民の皆さまのご意見を聞きながら障害者施策を推進してまいります。 |
| 10 | 計画全体 | 政策に当事者の意見反映がなされるべき 本福祉計画策定委員会にも、また自立支援協議会にも、親でも支援者でもなく支援を利用する当事者の意見反映はどのようになされているのでしょうか。知的障害の当事者団体からは「私たちのことは、私たち抜きに決めないで」という言葉がいわられています。あらゆる人が自身にかかわる事柄について意見を表明する機会を保障し、または言葉ではなくとも当事者の声を聴く耳を持ち、意思決定を支援する方法を盛り込んでください。 | 障害福祉計画・障害児福祉計画は、当事者の実態・意向調査（品川区障害福祉計画策定のための基礎調査）、障害者団体へのヒアリングを踏まえて策定をしています。併せてパブリックコメントにより、広く区民の皆さまからご意見をいただいています。また、「品川区障害福祉計画策定委員会」は、７つの障害者団体の代表者が委員として構成されています。各委員からはそれぞれの障害者の立場からご意見をいただいています。 |
| 11 | 計画全体 | 第5期・第1期計画p34の「社会資源の開拓と地域による偏りの解消」だが、「地域による資源の偏り」が解消されないまま、次期計画のテーマからも外されてしまった。解消されていないのだから、以降の計画に引き継ぐべきではないか。「地域による資源の偏り」は解決されないまま次期計画には引き継がれず、児童発達支援センターの増設については次期計画に引き継がれたように見える。①その判断は誰がどこで行なったのか。実績報告の際には検討はされなかったと思うが。②第5期・第1期計画で実施できなかったことについての議論や反省が十分にされていないのではないか。③「地域による資源の偏り」は次期計画に引き継いでいただきたい。 | 荏原地区において、相談支援事業、障害児相談支援事業、児童発達支援事業、放課後等デイサービスなどの事業所が複数開設されました。引き続き、区内全域における事業所の開設に向けて取り組んでまいります。 |
| 12 | 計画全体 | 本計画には発達障害に関する記載が少なすぎないか。厚労省は「発達障害者支援地域協議会の開催」や「発達障害者支援センターによる相談支援」などの見込を設定するよう言っている。 | 発達障害について相談体制を強化するため、令和３年４月に「発達障害者相談支援センター」を設置しましたので、p.82に追記します。また区では既に区立発達障害者支援施設「ぷらーす」や発達障害・思春期サポート事業「ら・るーと」において発達障害者支援を実施しています。また、発達障害者への支援に関するコラムをp.44に追記しました。なお、国の基本指針については、都道府県において設定するものも含まれています。発達障害者支援センター等は都において実施するものと考えています。 |
| 13 | 計画全体 | 以前策定委員会で、副委員長が「前期できなかったことも記載すべき」とご意見されていた。①そのご意見を受けて、どのような文言を加えたのか。具体的な箇所を教えてほしい。②できなかったことについての説明も謝罪もない。計画として、それでいいのか。 | ｐ.28以降の第3章２施策の柱に対する前計画の実施状況において、課題を明らかにできるよう表現を見直します。 |
| 14 | 計画全体 | 「地域による偏りの解消」「医療的ケア児支援の連絡会の定期開催」「令和2年度末までの児童発達支援センター増設」など、できなかったことは明確にして、それぞれできなかった理由を説明し、次期計画に引き継ぐのか、引き継ぐのであればどのように引き継ぐのかを明記してほしい。「やる」と言ってやらないまま終わっていったのに、それに対する説明もないようでは、計画の意味がないと思う。「やれなかった事情」があるのなら、それを説明すべきでは。そうでないと次の計画につながらないし、誰も何の責任も取らず、説明もしないまま、計画期間が終わっていくことになる。 | 第3章で施策の柱に対する前計画の実施状況について記載しています。これまでの実績、実態・意向調査（品川区障害福祉計画策定のための基礎調査）や団体ヒアリング等から分かる当事者ニーズ、区の実情等を踏まえて、「品川区障害福祉計画策定委員会」において議論し、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定しています。 |
| 15 | 計画全体 | 娘に発達の遅れがあり、児童学園で検査を受けました。大変感謝しておりますが、児童学園との面談は四か月待ち、結果は一か月後、おすすめいただいた療育先は本当に少なくて、児童学園は保育園に入っていたら入れる可能性低いとのこと。皆さん同じだと思いますが、親は苦しい日々ですので受け入れがスムーズだとありがたいです。他区に昨年できた区の療育施設は週5で送迎あり、帰りは保育園まで送っていただけるそうです。そこまでは難しいかもしれませんが、働きながら子供に最大限できることはとても羨ましい環境です。ご検討くださいますようよろしくお願いします。 | 第３章「３ 今期の主要テーマと取り組みの方向性」の「テーマ２.包括的な障害児支援の充実」に記載のとおり、療育支援体制の整備を行ってまいります。 |
| 16 | 計画全体 | 発達障害を持つ子どもの保護者です。何らかの発達障害を持つ人は６．５％いると言われています。品川区の人口は約４０万人とのことなので、そのうちの６．５％は発達障害を持っていると考えられます。その人たちすべてに福祉的な支援が必要なわけではありません。しかし、現状、支援が必要な人に十分に必要な支援が行き渡っているとは思えません。同様に区内在住の他の障害種別の方にも、支援が足りていないのではないかと危惧しております。例えば１つの象徴的な例ですが、品川区の障害者就労支援センター（げんき品川）、品川区精神障害者地域生活支援センター（たいむ）の入っている建物一つとっても、古くて狭く、使いづらく、駅からも微妙に遠く、「これが４０万都市唯一の就労支援センター或いは地域生活支援センターのなのか・・・」と情けなくなります。委託されている法人さんはもちろん誠実に業務をやってくださっており、「ハコモノ」で支援の中身を図ることはできませんが、「こういう所に品川区は予算を使う気がないんだな」という暗黙のメッセージを受け取ってしまいます。特に、他区の就労支援センター等が入っている、大きくて明るくセンスのよい建物に行くと、どうしても品川区の障害者支援への本気度を疑ってしまいます。品川区は地価が高く、障害者施設が入る建物を借りるだけでも大変だと思います。こういう必要不可欠な施設は区が責任をもって直営で運営すべきではないでしょうか。直営が無理ならば、最低限、区所有の土地や建物を提供することが必要です。大井町駅近くに新しく作る予定の区庁舎内に障害者就労支援センターはじめ、各種障害者施設を作るべきです。大井町駅近くであれば、品川区内のどこのエリアからも来所しやすく、使いやすいです。ぜひ新しい品川の顔として、駅近の障害者施設を作っていただきたいと思います。また、各種障害者施設を運営する法人も、既存の法人だけでなく、他のノウハウを持っている多彩な法人にきてもらいたいと願います。 | 品川区では、障害児者の拠点施設として、令和元年１０月に品川区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」を開設しました。今後は、この施設の地域生活支援拠点等機能、療育支援拠点機能の充実を図ってまいります。また、区には、様々な施設があり、それぞれ各種障害に対応した専門的支援を行っています。引き続き、事業所の誘致を図るとともに、既存施設間の連携体制を強化し、区内全体のサービスの質の向上に努めてまいります。 |
| 17 | 計画全体 | 全体的に3年計画のわりに具体的な目標数値がないところが見受けられる。例p47 ◯年度とかいていない施設計画を載せている。例えば「◯◯年までに建築業者を決定します。」など進捗の計画を書くべき。p36全体の文言、「進めます」「推進します。」「図ります」は抽象的で、20年計画ならまだしも3年計画ではNGワードではないか。次回策定される際には分厚くなくてよいので3年でてきるところだけ、書いていただけるとありがたいです。それでなくても貴課におかれましては経常業務も多いし、資料のスリム化も大事な役所の目標ではないでしょうか。 | 計画策定にあたりましては、当事者の実態・意向調査の結果や、障害者団体や障害福祉関係者をはじめ様々な方からご意見をいただきながら策定しています。計画の表記の方法や文量については、次回の計画策定の際に参考にさせていただきます。 |
| 18 | 計画全体 | 厚労省は、「第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画について」の「障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方」として、「５．強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実」と「６．依存症対策の推進」を挙げているが、強度行動障害や高次脳機能障害、依存症患者に関する記載がほとんど見当たらない。区としてこれでよいのか。 | 重点テーマとして、強度行動障害や高次脳機能障害等に対応できる専門的人材の育成を図ることを掲げています。依存症については、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の中で取り組んでまいります。 |
| 19 | 計画全体 | 方針としては素晴らしい文言が並んでおり、今後に期待する。具体的に施策を実行するなかで形式だけ、ごく一部しか使えない枠や地域、のような表面的にならないことを強く求めます。区民の期待に応え結果に繋がることを望みます。 | 必要な方に必要なサービスの提供ができるようサービスの充実を図ってまいります。 |
| 20 | 計画全体 | 本計画素案には、パーソンセンタード、またエンパワメントの視点が足りていないと思う。書き加えていただきたい。厚労省も「第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画の概要」で、「障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的理念」の1．として「障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」をあげている。 | 区では、障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援は大切な視点であると考えています。第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画においては、障害者の意思決定支援に配慮した相談支援の実施や、障害者の生活の場を選択する機会を確保するための事業所整備の促進などを盛り込んでいます。 |
| 21 | １章 | 障害福祉計画は何のために策定されたのかが全くわからない。法令に記載された表現ではなく、一般区民がわかる平易な表現で、品川区は何のために、どのような社会を目指しているのか、しっかり記載してください。共生社会（定義が不明確ですが）を目指しているのではないのですか。 | 本計画とは別に周知用のリーフレット「わかりやすい版」を作成予定です。ご意見を踏まえ、リーフレット作成については、分かりやすい表現に努めてまいります。 |
| 22 | １章 | 障害者の権利に関する条約から、障害者基本法になり、障害者差別解消法になっているが、本計画は、障害者総合支援法（平成17年施行）第８8条に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、策定されるもの。これを第一に記載すること。 | p.４の２計画の位置づけにおいて、本計画の位置づけを示しています。表記の順番について、ご意見として承ります。 |
| 23 | １章 | そのほかの法令との関係は、模式図で掲載するとともに、時系列でも示さないと、ただの文章の羅列になっており、何を言っているのか理解できない。 | 表記の方法については、ご意見として承ります。 |
| 24 | １章 | 主要な条文は抜粋を、コラム、参考資料、注釈として記載してください。一般の区民は法令を知りません | 第6章「7 用語集」に説明を記載しています。また、コラムとしてp.44発達障害、p.49医療的ケア児地域生活支援促進事業、p.55障害者差別解消に対する区の取り組み、p.58ヘルプカードについて掲載します。 |
| 25 | １章 | 障害者基本法が改正された年を記載。用語集は、わからない言葉の羅列が続くので、一番後ろではなく、当該ページの脚注に記載してほしい。 | 表記の方法については、ご意見として承ります。 |
| 26 | １章 | 障害者差別解消法がでてきているが、これと障害者権利条約との関係はどうなっているのか。 | 障害者差別解消法および障害者の権利に関する条約については、第6章「7 用語集」に記載しています。 |
| 27 | １章 | 「合理的配慮」の意味は何か。 | 第6章「7 用語集」に説明があります。 |
| 28 | １章 | 第5期・第1期計画では「計画の策定にあたっては、品川区地域自立支援協議会において、前計画の評価および検証から計画の策定まで審議を行うとともに、障害児実態・意向調査の実施、障害者団体へのヒアリング、パブリックコメントの実施等により、幅広い区民意見や要望を聴取し、計画に反映させました」の記載があったのに、本素案には見当たらない。①大事なことなので、「地域自立支援協議会」を「計画策定委員会」に書き換えるなどして、次期計画にも引き継いでほしい。②計画策定委員会は、第5期・第1期計画の評価・検証を行っていないので、記載できないということか。 | 第6章「資料編」に計画の策定経過を掲載しています。 |
| 29 | １章 | 基本法は、憲法と個別法をつなぐものです。理念を示したものなので、障害福祉計画が位置付けられているのは、障害者総合支援法です。これについての説明がないのは、なぜか。厚労省のＨＰを参照してください。https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163638\_00001.html | 第1章「２ 計画の位置づけ」  の中で説明をしています。また、障害者総合支援法については、第6章「7 用語集」に説明があります。 |
| 30 | １章 | 第４パラグラフ国・都などの動向や各種制度、障害のある人とともにの「各種制度」とは何か。地域保健福祉全体における社会情勢の変化に的確に対応しの「社会情勢の変化」とは何か。 | 計画本文の中で別途説明が必要と思われる用語については、第6章「7 用語集」に取りまとめています。 |
| 31 | １章 | 「本計画は、前計画で取り組んできた施策の評価および検証を行い」とあるが、評価、とくに検証部分の記載が少ないように思う。検証とは、たとえばどの部分か。具体的に教えてほしい。 | 第3章「２ 施策の柱に対する前計画の実施状況」を踏まえ、同章「３ 今期の主要テーマと取り組みの方向性」  において、現状と課題について表記しています。 |
| 32 | １章 | この計画は第6期です。最初に障害福祉計画を策定した時期、3年ごとに策定された工程表を記載してください。 | 計画策定に関することは、第6章「資料編」の策定経過に記載しています。 |
| 33 | １章 | 「支援施策を総合的かつ計画的に展開」としているが、次章以下に、アクションプランの記載がない。計画的に展開しているのか。ロードマップを示してください。 | ご意見として承ります。 |
| 34 | １章 | 4ページの図表1-1を3ページに組みこんだほうがわかりやすい。 | ご意見として承ります。 |
| 35 | １章 | 模式図で位置づけを示してください。いつから障害児福祉計画を策定するようになったか、障害福祉計画の第1期はいつ策定されたか、区民が理解できるように記載してください。 | ご意見として承ります。表記についてはご理解いただけるよう、分かりやすい表記に努めてまいります。 |
| 36 | １章 | 定める事項は、文章ではなく、列挙したほうが、わかりやすいです。 | ご意見として承ります。 |
| 37 | １章 | 「品川区基本構想」って何ですか。区の将来像って何ですか。注釈をつけてください。 | 第6章「資料編」に掲載しています。 |
| 38 | １章 | 「整合性を図る」は「整合性をとる」ではないでしょうか。「整合性を図る」だと、「整合性がない」状態を意味し、つじつまが合う状態にすることは「整合性を取る」だと思います。 | ご意見として承ります。 |
| 39 | １章 | 位置づけとの図と3ページの説明が矛盾しないようにしてください。基本構想の将来像を説明しているのに、図には記載なしです。図中の文字が読めないところがあります。 | p.5の図中の文字を見えるようにします。表記の方法については、ご意見として承ります。 |
| 40 | １章 | 「品川区障害者計画」がいきなりでてきていますが、これと「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の関係がわからない。障害者計画に記載された施策や方向性と障害福祉計画は矛盾していないのか。障害福祉計画の施策体系を示してください。 | 計画の位置づけについては、第1章に記載があります。 |
| 41 | １章 | 「国の基本方針に即し」ということですが、基本方針を全て順守して策定されているのですか。 | 国の基本方針に即し、区の実情に応じて策定しています。 |
| 42 | １章 | 「第6期品川区障害福祉計画」 と 「第 2期品川区障害児福祉計画」は 、 一体のものとして策定します。→なぜ、一体として策定したのか、経緯を書いてください。 | 障害者施策と障害児施策は、包括的、切れ目のない一貫した支援体制を構築するために、一体的に作成することが好ましいと考えたためです。なお、障害者総合支援法88条第6項においても、一体的に作成することができるものとされています。 |
| 43 | １章 | 「障害者基本法第11第3項」とある。「第11条」の間違いではないか。 | 障害者基本法第11条３項が根拠規定となっています。 |
| 44 | １章 | ①「品川区地域福祉計画」は第3期ではないか。第〇期の記載があるものとないものが混在している。揃えてほしい。②3年となるべきところが3カ所、5年になっている。 | p.5のとおり図表1-2の通り統一し、年数を修正します。 |
| 45 | １章 | 事業計画と個別計画は同列ではないのに、同列で記載されている。高齢者保健福祉計画の下に介護保険事業計画はぶらさがるように、障害者計画に、障害福祉計画と障害児福祉計画がぶらさがるのではないですか。各法令の関係を正確に図示してください。 | 表記の方法については、ご意見として承ります。 |
| 46 | １章 | 第5期・第1期計画のp5では、「計画の推進に向けて」として、「（３）計画の点検・評価：定期的に障害福祉サービス等各事業の進捗状況や目標達成状況について点検・評価を行います。施策・事業の有効性について検証を行い、効果的かつ適切な施策・事業の実施に努めます」の記載があった。これまで実績報告は、見込みに対する数字だけだった。これについてはできていなかったが、やるべきことと思うので、次期計画にも引き継いでほしい。 | 計画の点検・評価については、第１章の4計画の推進体制に記載のとおり「品川区障害福祉計画推進委員会」において実施してまいります。 |
| 47 | １章 | 第5期・第1期計画のp6では、「計画の進行管理」として、「本計画に定める成果目標および施策の進捗状況については少なくとも 1 年に 1 回以上その実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら計画の中間報告として分析・評価をし、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等を行います。障害者総合支援法第 88 条第 8 項においては、市町村は『障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない』とされています」との記載があった。これは重要な部分と思うので、次期計画に引き継いでほしい。現状の素案では、その部分についての明記がない。 | 計画の進行管理については、第１章「4計画の推進体制」に記載のとおり「品川区障害福祉計画推進委員会」において実施してまいります。 |
| 48 | １章 | 第5期・第1期計画では、Checkの項目として「中間評価については、自立支援協議会が行う」「計画の変更については、障害者団体等関係者からの意見聴取を行う」とあったが、本素案では見当たらない。前者について、今後は品川区障害福祉計画推進委員会が担うのなら、その記載が必要ではないか。また、今後変更時には、障害者団体関係者への意見聴取は行わないのか。 | 第1章「4 計画の推進体制」に記載のとおり、計画の進捗状況の検証および分析・評価については、「品川区障害福祉計画推進委員会」で実施する予定です。 |
| 49 | １章 | 「品川区障害福祉計画推進委員会」とある。これは策定委員会とは別に委員を招集するのか。それとも現在の策定委員会のメンバーが引き継ぐのか。策定委員会との関係性を明確に記してほしい。 | 令和3年度以降、「品川区障害福祉計画推進委員会」を設置する予定です。内容等については検討中です。 |
| 50 | １章 | 「必要に応じて改善・見直し」としているが、「何を」がない。計画の進捗状況ではなく、「取組の進捗状況」ではないのか。 | 記載のとおり、計画の進捗状況の検証および分析評価を行い、必要に応じて改善・見直しを行っていきます。 |
| 51 | １章 | 品川区障害福祉計画推進委員会というのは初耳です。いつ組織化したのですか。どういうメンバーでどういう目的の組織か説明してください。メンバーは固定化した委員だけでなく、部会をつくって、関係する障害者、団体、保護者、支援者等を含めてください。また、第1回はいつ開催ですか。 | 令和3年度以降、「品川区障害福祉計画推進委員会」を設置する予定です。内容等については検討中です。 |
| 52 | １章 | ＰＤＣＡサイクルの目的や概念を説明してください。 | PDCAサイクルについては、第1章「４ 計画の推進体制」の図1-3に記載のとおりです。 |
| 53 | １章 | 横断的に取り組みを進めるというなら、取り組みの後に、どことどこが関係するのか、記載してください。できれば、所管課窓口がわかると、わかりやすいです。 | 第3章のレイアウトを変更し、p.39～57のとおり、所管を追記します。 |
| 54 | １章 | 様々な部局が連携ということですので、体系図を作成し、所管課を記載してください。 | 所管を追加します。体系図については、ご意見として承ります。 |
| 55 | １章 | 図表1-3で、「成果目標」としているが、品川区の計画では「成果」ではなく、アウトプット（活動実績）になっている。成果目標を設定してください。 | 成果目標等とは、成果目標およびサービスの実績です。第4章および第5章で設定しています。 |
| 56 | １章 | 「品川区障害者計画」「品川区介護保険事業計画」が出てくるが、p3の解説文では触れられていない。特に「品川区介護保険事業計画」は、第5期・第1期計画の図表には記載がなく、本素案から加えられたもの。説明を加えるべきではないか。 | p.4計画の位置づけにおいて、「品川区介護保険事業計画」の説明を追記します。 |
| 57 | １章 | 品川区の障がい者差別解消法ハンドブックを作成したのは知っていますが、どのような取り組みを進めているのでしょうか。区立施設はエレベーターがない施設も多く、新たに整備してもバリアフリーになっていない施設があります。一体、どのような取り組みを進めているのですか。 | 障害者差別解消法の取組みついては、p.58にコラム記事を掲載しました。また、既存施設へのエレベーターの設置については、建物の構造上の問題や建築法令上の制約により、実施困難であることが多いため、施設の改築工事時に対応してまいります。なお、新・改築工事で新たに整備した施設は、建物全体がバリアフリーの基準を満たすものとなっています。 |
| 58 | １章 | 現在パブリックコメント実施中の「品川区成年後見制度利用促進基本計画」は、本素案とはどのような関係性にあるのか。P3の図表1-1および解説文の中に、当該基本計画は出てこない。当該基本計画との調和と整合性は図っていないという理解でよいか。 | 「品川区成年後見制度利用促進基本計画」は、「品川区障害者福祉計画」など関連する行政計画との調和を図りつつ、令和３年10月策定に向けて作業を進めています。令和３年４月時点では当該計画が策定されていないため、本計画には記載していませんが、掲載内容については整合性を図っております。 |
| 59 | １章 | 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」としていますが、精神障害は、地域ケアシステムに対応していなかったのですか。また、他の知的障害等は対応しているのですか。 | 第４章に記載の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」は、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、進めていくものです。 |
| 60 | １章 | 品川区の地域包括ケアシステムは、どこにあり、どんなサービスを受けられるのですか。荏原地域では聞いたことがありません。 | 地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続することができるように「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」「生活支援・福祉サービス」「すまいとすまい方」により包括的な支援・サービスが提供される体制のことですが、区では精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。 |
| 61 | １章 | 品川区では「在支で相談支援」「ぐるっぽの初年度が終わった時点での運営事業者公募」など、計画にまったく記載されていない事項が、これまでに何度も行政主導で繰り出されてきた。透明性はどうなっているのか。①これほど大きなことを実施するなら、計画の見直しが必要ではなかったか。②今後このようなことがないよう、区の障害福祉にかかる意思決定の過程については透明性をもたせてほしい。③施策決定の透明化について、本計画で明記してください。④計画にも載っていないことを、地域自立支援協議会にも諮らずに、行政主導で決められるのは大変困るし、計画や地域自立支援協議会の存在意義がなくなる。協議会や部会の軽視はやめてください。⑤以前、地域自立支援協議会で「私は反対です」とおっしゃった会長（当時）のご発言が議事録から削られた。透明性を保つためにも、事務局が手を加えた議事録ではなく、文字起こしのままの逐語録としてください。 | 計画の進捗状況の検証および分析・評価については、「品川区障害福祉計画推進委員会」で実施する予定です。また、区の施策については、法改正、社会情勢、区の実情等に応じて、必要な施策を講じてまいります。議事録については、各委員にご確認いただいた上で区ホームページに掲載しています。 |
| 62 | １章 | 表紙 障害福祉計画に「者」が入らないのは何故ですか。障害福祉と障害者福祉を分ける根拠は何ですか。 | 本計画は、障害者総合支援法の規定に基づいて策定する３ヵ年を期間とする「障害福祉計画」です。「障害者計画」は、障害者基本法の規定に基づいて策定する９か年の計画です。詳細については、第１章２計画の位置づけに記載があります。 |
| 63 | ２章 | データを読み上げているだけですが、特徴が何か、分析したことを記載してください。年齢構成では、年少人口の増加が著しいようです。考えられる要因も付け加えると、再開発による高層マンションが増加しているからではないか。 | 第2章では、障害者の現状について数字でお示ししています。 |
| 64 | ２章 | 最新の数字が「令和元年度」になっており、解説文でも令和元年度が最新年度として例に出されている。各年度3月時点の数字なら現時点で出せないのは理解できるが、「各年度4月1日時点」とあるので、令和2年度のものまで出せるのではないか。一方でp58以降のサービス実績の表では、令和2年度の実績が入ることになっており、バラバラ感がある。なお、第5期・第1期計画では、平成29年度の数字まで載っており、過去6年間の数字によるグラフで、解説文でも6年間の推移について触れていた。①なぜ本素案では、令和元年度までの5年間としたのか。②第5期・第1期計画のように、最新の年度（令和2年度）までを載せた6年分（計画2期分）のグラフにして、解説文も令和2年度を最新のものとして、過去6年間の推移を示してほしい。 | 第2章のグラフについては、最新年度から過去6年間分を掲載いたします。表記の方法については、ご意見として承ります。 |
| 65 | ２章 | 見出しがよくない。「品川区の障害者数の動向」とかにしてはどうですか。ただ、「３身体」「4知的」とか細分化するのですね。2-1,2-2とかにしたほうが良いと思います。 | ご意見として承ります。 |
| 66 | ２章 | 障害者数＝手帳保持者数ではないことの説明が必要です。 | 手帳所持者数であることを表記しています。 |
| 67 | ２章 | 最初の文章で、「令和元年度（の）」の位置は、「障害者手帳保持者」の前です。障害者全体の人数も記載してください。「2716人で、全体で14164人と」 | 重複して手帳を所持している人もいるため、それぞれの障害者手帳の人数を記載しています。 |
| 68 | ２章 | 図表の身体障碍者手帳のラベルの数字を折れ線グラフから離してください。折れ線グラフのラベルと間違えます。 | ご意見として承ります。 |
| 69 | ２章 | 障害者手帳所持者数の推移のグラフを見ました。障害者の中で「聴覚障害者」は載っていないので、聴覚、視覚、車いすなどは、はっきり区別してわかりやすくしてほしい。（各区の聴覚者は600人くらいと聞く） | 第2章の図表2-6に障害種別推移を掲載しています。 |
| 70 | ２章 | 受給者数の推移で、平成29年度に減少していますが、その理由を推測してください。全ての障害で減少しています。いつから、受給者証の発行をしていますか。これは、新規ですか。説明が不足。どうやって受給者証を発行するのかの説明も必要。資料を脚注に記載し、新規だけでなく変更になった方も発行するのですか。その説明も必要。カウントの仕方を記載してください。 | 図表2-3は、各年度4月1日時点の受給者証発行者数の人数を示したものです。表記の内容については、ご意見として承ります。 |
| 71 | ２章 | ①障害福祉サービスを利用している難病患者は含まれているのか。②「その他」には手帳発行前の児童などを含んでいるということか。 | そのとおりです。 |
| 72 | ２章 | 品川区は障害者の高齢化が進んでいるというが、高齢者は高齢になってからペースメーカーや脳梗塞による麻痺などで身体障碍者手帳を取得する人が多い、このような方と、生まれながらに身体障害者とは、ニーズが異なる。身体障碍者手帳所持者のうち、生まれながらに障害があった人数は把握しているのか。高齢になって取得した場合、障害者の通所施設や居宅介護はほとんど利用しない。そうでないと、身体障碍者だけが異常に高齢化が進むが、そもそも障害を持って生まれてくる割合はあまり変わっていないはず。身体障碍者だけが長生きするようになった要因があるなら別だが、グラフにも分けて表示してください。 | 手帳取得時の年齢別の把握は行っていません。 |
| 73 | ２章 | 身体障害者が減少している要因は何か。 | 身体障害者手帳を新たに取得した方の人数よりも死亡・転出された方の人数の方が上回っていたためと考えられます。 |
| 74 | ２章 | 図表2-5と図表2-6で平成27年度の数字が異なっている。その理由は何か。障害種別が不明なら、不明の人数も含めないといけない。 | 平成27年度は、重複障害の方のみのカウントをしていたため、数字に差異が出ています。平成27年度のグラフに重複障害の人数を追加します。平成28年度以降は主たる障害別に統計を出しています。 |
| 75 | ２章 | このグラフから重度化が言えるのか。 | 第2章では、障害者の現状を数字でお示ししています。区における現状と課題については、第３章「３ 今期の主要テーマと取り組みの方向性」で取り上げています。 |
| 76 | ２章 | 平成27年度の棒グラフは9，093でよいのか。9，628ではないのか。なぜ図表2-5と数字が異なるのか。 | 平成27年度は、重複障害の方のみのカウントをしていたため、数字に差異が出ています。平成27年度のグラフに重複障害の人数を追加します。平成28年度以降は主たる障害別に統計を出しています。 |
| 77 | ２章 | 第5期・第1期計画では障害の種別と等級のクロス集計がついていた。次期計画にもクロス集計をして載せてほしい。 | 表記については、見やすくなるよう変更をしています。表記の方法については、ご意見として承ります。 |
| 78 | ２章 | 重度化しているというが、重症心身障害者は減少しているのでは。どこからその結論がでてきたのか。品川区だけ重度化しない、もしくは、重度の障害者は住めないということか。 | 第2章では、障害者の現状を数字でお示ししています。区における現状と課題については、第３章「３ 今期の主要テーマと取り組みの方向性」で取り上げています。 |
| 79 | ２章 | 高齢化が減少しているのはなぜか。高齢化が進んでいると書いていたが、そうなっていないのでは。 | 第2章では、障害者の現状を数字でお示ししています。区における現状と課題については、第３章「３ 今期の主要テーマと取り組みの方向性」の中で取り上げています。 |
| 80 | ２章 | 右側の「65歳以上の割合」の上限が20％になっているため、実際は10％前後であるにも関わらず、かなり多い印象を与えてしまう。P10の図表2-4では上限は20％ではなく100％。統一すべきではないか。p18の図表2-14とp19の図表2-15も、18歳未満のパーセンテージが10倍違うのに、ほぼ同程度に見えかねない。工夫してほしい。 | 最大値を100％にした場合、推移の増減が分かりにくくなるため、素案のとおりの表記とさせていただきました。 |
| 81 | ２章 | 記載されているデータから言えることは、知的・精神障害者は、人口増加率と比較しても増加率高い。この件についての考察と結論はない。これらの方々へのサービス量、質の向上がなされるべき、という結論を持つべき。 | 障害者の増加率等も踏まえ、サービス見込量の設定をしています。 |
| 82 | ２章 | 全体的に推進していく旨の方針が掲げられており、これは好ましいこと。ただし、第２章　障がい者の現状に照らせば、特に知的・精神障害者のサービス量の増加について言及がなされるべき。また、障がい者の自己決定権について言及しながら、計画策定会議には障がい当事者は招聘されておらず、その姿勢に大きな矛盾あり。 | 障害者の増加率等も踏まえ、サービス見込量の設定をしています。第5章p.70に「障害者の増加の推移」を、p.78に「障害児の増加の推移」p.81に「障害者等の増加の推移」を追記します。「品川障害福祉計画策定委員会」には、当事者やそのご家族が委員として参加いただき、ご意見をいただいています。 |
| 83 | ２章 | 2～4度の障害者が増加傾向にあり、特に4度の増加率が大きく、最重度の1度が減少しているのなら、重度化ではなく、軽度化なのでは、重度化しているとした根拠は何か。 | 第2章では、障害者の現状を数字でお示ししています。区における現状と課題については、第３章「3 今期の主要テーマと取り組みの方向性」の中で取り上げています。 |
| 84 | ２章 | この件数は、品川区民の人数か。品川区の件数なら、「品川区における」の枕詞を付けてください。 | p.18のとおり、2段落目に「区の」を追記します。 |
| 85 | ２章 | 区内の18歳未満の人口増加率と、障害児の増加率は同じなのか。同じであれば、人口が増えたから障害児が増えたとなるし、増加率が大きいなら、新たな障害認定ができたとか、要因を分析してください。 | 区内における18歳未満人口増加率よりも、18歳未満の手帳所持者の増加率の方が高くなっています。人口増加のほか、様々な要因が考えられます。 |
| 86 | ２章 | 障害児の定義はをまず記載してください。18歳未満の何らかの障害を持つ児童（障害児という）など。 | 児童福祉法では、18歳未満の身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、難病のある児童を「障害児」と定めていますが、障害者差別解消法では、これ以外に、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものも含まれます。表記については、ご意見として承ります。 |
| 87 | ２章 | さまざまな障害がごちゃごちゃに掲載されていますが、「障害種別でみると」など整理してください。その前に、まず、障害児全体の人数の変化を示してください。 | 表記の方法については、ご意見として承ります。 |
| 88 | ２章 | 図表2-14は、身体障害者手帳となっているのに、文章では手帳所持者数になっている。どちらが正しいのか。 | 第2章「7 障害児の状況」に記載のとおりです。 |
| 89 | ２章 | 障害児通所支援受給者証発行者数は、どのような障害児に発行されるのか。これは、後の現状に掲載したほうがよいのではないか。また、どのようなサービスが利用できるのか。 | 療育等が必要な方で、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービスを利用される方が対象です。表記については、ご意見として承ります。 |
| 90 | ２章 | 在宅酸素・吸引・胃ろう等で各15人なら、中ぽちはダメ。 | p.19のとおり、「・」を「、」に修正します。 |
| 91 | ２章 | 障害者手帳保持者は、障害者全体で再掲になっているが、障害者の状況の中で、障害種別ごとに障害児の状況（割合）なども掲載したほうがわかりやすい。 | 表記の方法については、ご意見として承ります。 |
| 92 | ２章 | 未就学・就学の別しかないが、第5期・第1期計画では、未就学・小学校・中学校・高校別の人数も出していた。次期計画でもそれぞれの数も示してほしい。 | 表記の方法については、ご意見として承ります。 |
| 93 | ２章 | 医療的ケアが必要な障害者のグラフがないのはなぜか。障害児はあった。 | 医療的ケアが必要な障害者についてのデータはありませんが、引き続き必要な方に適切な障害福祉サービス等を提供できる体制を構築してまいります。 |
| 94 | ２章 | 18歳未満の医ケア児の数等が示されているが、18歳以上の医ケア者の把握はされているか。巻末の実態調査では365人いるように読めるが。それもグラフにして載せてほしい。 | 医療的ケアが必要な障害者についてのデータはありませんが、引き続き必要な方に適切な障害福祉サービス等を提供できる体制を構築してまいります。表記の方法については、ご意見として承ります。 |
| 95 | ２章 | 18歳未満の医ケア児の人数は35人とあり、在宅レスパイト事業及び障害児支援等の利用人数となっている。①図表2-17，2-18の注の「障害児支援」とは具体的に何をさすのか。「障害児通所支援」か、「障害児相談支援」か、その両方か。②これらのサービスにつながっていない医ケア児は、この集計から漏れているのでは。③第5期・第1期計画では「障害者福祉課および保健センターで把握している人数」となっていた。今回は保健センター把握分は含んでいないのか。なぜ含めないのか。サービス利用者は、すでにサービスにつながっている方。そうでない方の把握が大事なのでは。 | 18歳未満の医療的ケア児の人数は、在宅レスパイト事業、障害児通所支援、障害児相談支援の利用者の内、医療的ケアを要する人数および保健センターで把握している人数です。医療的ケア児の把握の方法について、工夫してまいります。 |
| 96 | ２章 | 第5期・第1期計画では年齢とのクロス集計になっていた。①次期計画でも同様にクロス集計で示してほしい。②表の形式を計画ごとに変えるのは、比較しにくくなるのでやめてほしい。 | 表記の方法については、ご意見として承ります。 |
| 97 | ２章 | 今後は発達障害児支援の充実がより大事になると思います。知的障害の子にも自閉症の特性を持っている子はたくさんいるので、発達障害児支援の視点を持って制度の充実を図っていってほしいです。しっかりとしたアセスメントが行えて適切な支援につなげることが重要になると思います。 | 発達障害児支援は、早期発見・早期支援が大切と考え、適切な支援ができるよう施策の拡充を図ります。 |
| 98 | ２章 | 障がい者計画における施策体系において成年後見制度の利用促進が掲げられている。成年後見制度が真の意味で権利擁護に資するのかは反対意見もある。また、計画策定会議においては、本文で削除された項目なので、削除が妥当。 | 成年後見制度については、様々なご意見があることは認識していますが、現在、同制度が必要な人もいることから、第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画においては、p.41のとおり、「必要な人が成年後見制度を含めた各種制度につながり、本人らしい生活を送れるよう、福祉関係者等が意思決定支援の下での本人への支援を行います。」と表現を修正します。 |
| 99 | ２章 | 全体の障がい者数の増加は、人口増加より増加率が大きいと言えるのでしょうか。精神障碍者の手帳保持者が増えています。その理由も記載してください。 | 第2章では、障害者の現状を数字でお示ししています。区における現状と課題については、第３章「３ 今期の主要テーマと取り組みの方向性」の中で取り上げています。 |
| 100 | ２章 | 自立支援医療を受給できる要件を記載してください。精神障害者手帳保持者と自立支援医療との関係はどうなっているのか。 | 自立支援医療（精神通院）は、精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して行われる通院医療の助成であり、精神疾患を有し、通院している方が対象となります。また、上記病態以外の疾患については、精神障害者保健福祉手帳1級の方向けに心身障害者（児）医療費助成（マル障）の医療費助成があります。 |
| 101 | ２章 | ２　ｐ１５　精神障害者の状況福祉手帳所持者、自立支援医療申請件数は増加している。1級から3級いずれも増加している。精神科に通院している患者は申告しない人の方がよほど多いのではないか。数字に表れない対象者の存在を視野に入れることは課題だと思います。 | ご意見として承ります。 |
| 102 | ２章 | 手帳所持者と手帳認定者の2つの指標にしているが、知りたいのは、ある時点での精神障害者の人数。データを年ごとに4月1日時点でみれば、精神障害者数が把握できるのでは。手帳を保持しない精神障害者はどのくらいいるのか。 | 図表2-11は、各年度3月31日時点の精神障害者保健福祉手帳認定者の人数で集計しています。 |
| 103 | ２章 | 難病患者＝障害者ではないのでは。まず、障害と認めている難病を示した上でその患者数を掲載すべきでは。医療費公費負担申請件数が、障害と認定された難病患者数なのか。 | 第２章「６ 難病患者の状況」では、特殊疾病医療費公費負担申請件数および難病医療費等助成申請の内訳を示しています。 |
| 104 | ２章 | 医療費の助成を受けない難病患者の人数は把握できているのか。 | 医療費の助成により難病患者の人数を把握しています。 |
| 105 | ２章 | 都独自の医療費助成を行っている病気は何か。 | 都独自の医療費助成については、都ホームページに掲載されており、「原発性骨髄線維症」を含む８疾病が対象です。 |
| 106 | ２章 | 品川区の傾向は、東京都や国の傾向と同じなのか。 | 概ね東京都の傾向と同じです。 |
| 107 | ２章 | ①障害福祉サービスを利用している難病患者の数、推移、利用サービスの種類などを載せるべきではないか。障害者総合支援法により、現在361疾病の難病患者が障害福祉サービスの対象となっているようだが。②p28に「難病対策地域協議会」が令和元年度に設置されたとある。そこで把握していないのか。 | 表記の方法については、ご意見として承ります。「品川区難病対策地域協議会」では、障害福祉サービスの利用の有無に関わらず、難病患者とその家族への支援体制に関する課題を共有し、関係機関との連携をとり、難病対策のあり方や体制について協議を行っています。 |
| 108 | ２章 | 医療的ケア児という言葉はあるのですか。「医療的ケアを必要とする障害児」の略ですか。なぜ、大人の医療的ケアを必要とする障害者の人数は掲載されていないのか。 | 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことです。医療的ケアが必要な障害者のデータについては、現時点で把握することが難しいため掲載はしていません。 |
| 109 | 3章 | 「障害者特性踏まえた教育体制」とは何ですか。インクルーシブ教育を目指しているのではないのですか。 | 児童生徒一人ひとりの個々の障害や状況に応じた多様な学びの場を設置し、様々な状況の子どもたちが、学習活動に参加している実感や達成感を感じながら過ごせるようにすることは重要です。そのため、多様な学びの場が必要であると考えています。また、区では、障害のあるなしにかかわらず、共に触れ合い、共感し合うことを通して、すべての子どもたちが共に生き、共に学ぶ地域社会の実現を目指しています。障害種別としては、視覚、聴覚、肢体、知的、病弱、言語、情緒等障害の種別があり、学校教育では、各々その特性により学習を行う際に支援が必要であれば合理的配慮を行ってまいります。 |
| 110 | 3章 | インクルーシブ教育の定義は何ですか。用語説明はしないのですか。品川区の統一見解ですか。 | インクルーシブ教育とは、個別の教育的ニーズのある児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据え、ニーズに最も的確に応える指導を行える仕組みです。児童生徒一人ひとりの個々の障害や状況に応じた多様な学びの場を設置することは重要なことであり、東京都教育施策大綱において「教育のインクルージョンの推進」を掲げていることも踏まえ、表現を修正します。 |
| 111 | 3章 | 障害児・者への虐待については、法にもとづき明確に禁止されています。子どもの虐待については、児童相談所が対応していますが、18歳を超えた後に虐待やネグレクトが続くケースも散見されます。障害児・者への虐待を防止するためには、児童虐待と同様に虐待防止のための啓発活動、虐待を見つけたときの通報先の周知、専門性を持った効果的な対応ができる体制が必要です。そのことを、今回の計画にも具体的に盛り込んでいただきたいと思います。 | 区では障害者虐待防止法に基づき、「品川区障害者虐待防止センター　しながわ見守りホットライン」を設置し、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した際に連絡ができる体制を整備しています。P.41のとおり、「障害者虐待防止法に基づき設置した「品川区障害者虐待防止センターしながわ見守りホットライン」の周知を図るとともに、障害者虐待に迅速に対応します。」に修正します。 |
| 112 | 3章 | 通常学級での合理的配慮とは、具体的にどのようなことですか。車椅子に対応した施設のバリフリー化のことですか。 | 障害のある児童・生徒により対応する内容は異なりますが、負担が重すぎない範囲で、合理的配慮の提供をします。例えば、短く、はっきり、ゆっくり話す、絵で表す、具体物を使うなどを指します。通常の学級に通う一人一人の児童・生徒の状況に応じて、学習環境等配慮が必要な場合は、保護者との合意形成を図りながら調整を図ってまいります。 |
| 113 | 3章 | 中学部の支援級を増やしてほしい。荏原地区にも自閉症学級を。 | 令和4年度に品川区の中央地区に自閉症・情緒障害等の特別支援学級を設置する予定となっております。 |
| 114 | 3章 | ⑧ｐ４１　障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）ｐ４７　インクルーシブ教育の推進　素案に示されている理念を実現するためには、現実を見直していくことが大切ではないですか。学校や地域の中に障害を持つ子がいない、見えないことが、無自覚な差別や偏見が生まれる元になっています。子ども時代に触れあっていないため、コミユニーケーション能力が相互に阻害されており、思春期や社会に出てから助け合おう、理解し合おうでは自然で対等な意識から始まる関係は育ちにくいです。障害があること、障害者になることが不利益になると感じる日本の社会では、若者も家族も行政を頼り利用することへの理解と知識から遠ざけられています。年間行事やイベントでの交流だけでなく、地域や学校など日常生活で共に学び、遊び、共に生きる環境を整えることが行政の役割と期待します。 | 第３章に記載のとおり、学校における交流及び共同学習の充実を図り、障害のあるなしにかかわらず、共に触れ合い、共感し合うことを通して、すべての子どもたちが共に生き、共に学ぶ地域社会の実現を目指してまいります。 |
| 115 | 3章 | 公立中学のボランティアに放課後等デイサービスも含めてほしい。保育園や高齢者施設でのボランティア活動は通知表に記載できる特別な活動と言われたが、学校判断でそうなったようだ。大田区や目黒区では実績がある。品川区も、相互理解のため推奨してもらいたい。 | 放課後等デイサービスのボランティアの募集があった際には、中学校・義務教育学校に周知してまいります。 |
| 116 | 3章 | インクルーシブ教育の定義は何ですか。子どもたちが一人一人の人格や個性を尊重するというのは難しいです。一緒に学ぶことではないのか。 | 児童生徒一人ひとりの個々の障害や状況に応じた多様な学びの場を設置し、様々な状況の子どもたちが、学習活動に参加している実感や達成感を感じながら過ごせるようにすることは重要です。区では、障害のあるなしにかかわらず、共に触れ合い、共感し合うことを通して、すべての子どもたちが共に生き、共に学ぶ地域社会の実現を目指しています。また、東京都教育施策大綱において「教育のインクルージョンの推進」を掲げていることも踏まえ、57ｐのとおり、「教育のインクルージョンの推進」に修正し、施策内容を修正・追記します。 |
| 117 | 3章 | インクルーシブ教育の定義は何ですか。交流と共同学習だけがインクルーシブ教育というのですか。一緒に学ぶことが根本です。この事例は限定列挙されていてよくないです。前段はカットして、「すべての子供たちが・・」だけにしてください。 | 児童生徒一人ひとりの個々の障害や状況に応じた多様な学びの場を設置し、様々な状況の子どもたちが、学習活動に参加している実感や達成感を感じながら過ごせるようにすることは重要です。区では、障害のあるなしにかかわらず、共に触れ合い、共感し合うことを通して、すべての子どもたちが共に生き、共に学ぶ地域社会の実現を目指しています。また、東京都教育施策大綱において「教育のインクルージョンの推進」を掲げていることも踏まえ、p.57のとおり、「教育のインクルージョンの推進」に修正し、施策内容を修正・追記します。 |
| 118 | 3章 | インクルーシブといいながら、普通校に交流でやってくるのは身体障害ばかりです。知的障害や精神障害は対象ではないのですか。 | 通常学級との交流は、全ての障害種が対象です。 |
| 119 | 3章 | 全員が同じ教室で授業を受けるのか、障害があって、授業についていけなくなったら、その子が辛い思いをするのではないでしょうか。そうならないような環境を整えることが大事だと思います。 | 児童生徒一人ひとりの個々の障害や状況に応じた多様な学びの場を設置し、様々な状況の子どもたちが、学習活動に参加している実感や達成感を感じながら過ごせるようにすることは重要です。区では、障害のあるなしにかかわらず、共に触れ合い、共感し合うことを通して、すべての子どもたちが共に生き、共に学ぶ地域社会の実現を目指しています。また、東京都教育施策大綱において「教育のインクルージョンの推進」を掲げていることも踏まえ、p.57のとおり、「教育のインクルージョンの推進」に修正し、施策内容を修正・追記します。 |
| 120 | 3章 | 学校で、障害がある子が取り残されることのないようにしてほしい。 | 児童生徒一人ひとりの個々の障害や状況に応じた多様な学びの場を設置し、様々な状況の子どもたちが、学習活動に参加している実感や達成感を感じながら過ごせるようにすることは重要です。区では、障害のあるなしにかかわらず、共に触れ合い、共感し合うことを通して、すべての子どもたちが共に生き、共に学ぶ地域社会の実現を目指しています。また、東京都教育施策大綱において「教育のインクルージョンの推進」を掲げていることも踏まえ、p.57のとおり、「教育のインクルージョンの推進」に修正し、施策内容を修正・追記します。 |
| 121 | 3章 | どのような講座や研修を考えているのでしょうか。 | 多くの保護者に理解が広がるように、特別支援教室の案内を全1年生に配布したり、各学校の実態に合わせて、特別支援教育について学校だよりや保護者会等を作成したりして周知しています。また、毎年、特別支援教室の専門員や特別支援学級の教員対象の研修会を実施しております。 |
| 122 | 3章 | インクルーシブ教育といっても、すべての障害者が普通級で学ぶことは、その子にとって本当に良いことなのか、という見方もあります。個々の状態に応じて、学びの場を選択できることが大事だと思います。 | 児童生徒一人ひとりの個々の障害や状況に応じた多様な学びの場を設置し、様々な状況の子どもたちが、学習活動に参加している実感や達成感を感じながら過ごせるようにすることは重要です。区では、障害のあるなしにかかわらず、共に触れ合い、共感し合うことを通して、すべての子どもたちが共に生き、共に学ぶ地域社会の実現 |
|  |  |  | を目指しています。また、東京都教育施策大綱において「教育のインクルージョンの推進」を掲げていることも踏まえ、p.57のとおり、「教育のインクルージョンの推進」に修正し、施策内容を修正・追記します。 |
| 123 | 3章 | 障害のある子は様々な特性があるのだから、その子にあった環境づくりをしてもらいたい。 | 児童生徒一人ひとりの個々の障害や状況に応じた多様な学びの場を設置し、様々な状況の子どもたちが、学習活動に参加している実感や達成感を感じながら過ごせるようにすることは重要です。区では、障害のあるなしにかかわらず、共に触れ合い、共感し合うことを通して、すべての子どもたちが共に生き、共に学ぶ地域社会の実現を目指しています。また、東京都教育施策大綱において「教育のインクルージョンの推進」を掲げていることも踏まえ、p.57のとおり、「教育のインクルージョンの推進」に修正し、施策内容を修正・追記します。 |
| 124 | 3章 | 同じ教室で障害のある子もない子も一緒に授業を受ける、というのは、もちろん、理想ですが、現実には、障害のある子が充実感を持って教育を受けられるようにするには、様々な学びの形態や場があるほうがよいと思います。障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもたちがお互いを思いやる気持ちを育ててもらうことが大切です。 | 児童生徒一人ひとりの個々の障害や状況に応じた多様な学びの場を設置し、様々な状況の子どもたちが、学習活動に参加している実感や達成感を感じながら過ごせるようにすることは重要です。区では、障害のあるなしにかかわらず、共に触れ合い、共感し合うことを通して、すべての子どもたちが共に生き、共に学ぶ地域社会の実現を目指しています。また、東京都教育施策大綱において「教育のインクルージョンの推進」を掲げていることも踏まえ、p.57のとおり、「教育のインクルージョンの推進」に修正し、施策内容を修正・追記します。 |
| 125 | 3章 | 文章構成がおかしい。まず、現状と課題があって、それに対する取り組みを検討する。現状と課題の前に、取り組みがあるのは本末転倒。もう一度構成を見直した方がよい。 | 第3章では、施策の柱に対する前計画の実施状況の後に、後期（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）における現状と課題、取り組みの方向性を示しています。表記についてはご意見として承ります。 |
| 126 | 3章 | 障害者計画と障害福祉計画の関係を説明してください。 | 障害者計画と障害福祉計画については、第1章の２計画の位置づけに記載のとおりです。 |
| 127 | 3章 | 基本理念の「自分らしく生きられる」とは具体的にどのような生き方なのですか。 | 障害者計画では、基本方針として、a．障害者のライフステージを通しての総合的・継続的な支援、ｂ．障害者の主体的な尊重、ｃ．共に生きる、共に暮らす地域社会の実現を掲げています。 |
| 128 | 3章 | 障害のある方のライフスタイルや価値観、その時々のライフステージごとに求められる支援も変化していくとは、どう価値観や支援が変化していくのですか。 | 障害者計画の基本方針については、第3章に記載のとおりです。 |
| 129 | 3章 | 「生活環境全体に配慮」の生活環境全体とは、なんのことですか。 | 障害者計画の基本方針については、第3章に記載のとおりです。 |
| 130 | 3章 | ｐ２１，２２計画の基本方針の10行目　ライフステージを通しての支援、障害者の主体性の尊重、ともに生きる・・・　14行目　障害者が自ら必要と考える支援を選択し、生活を組みたて、可能な限り地域で自立し、質の高い生活を送るためには…。もっともな言葉が並び、その通りと思うのに現実は程遠く、何をしていくのか表れていないので安心のための計画にはなっていません。 | 該当の部分は品川区障害者計画で掲げている計画の基本方針です。障害者計画では、障害者施策全般の基本的理念や方向性、目標を定めています。具体的な施策については、第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画第３章「３ 今期の主要テーマと取り組みの方向性」以降に記載をしています。 |
| 131 | 3章 | 「障害者が自ら主体的に生活の在り方を選択」とあるが、品川区で、重度障害者に選択する権利がありますか。具体的に説明してください。 | 障害者計画の基本方針については、第3章「1 品川区障害者計画の概要」に記載のとおりです。 |
| 132 | 3章 | 「障害者が主体的に働ける社会」とあるが、重度の障害者に選択できる働く場所がありますか。どういう社会のことか説明してください。 | 障害者計画の基本方針については、第3章「1 品川区障害者計画の概要」に記載のとおりです。 |
| 133 | 3章 | 「文化・芸術活動、スポーツに主体的に自らのライフスタイルを豊かにできる」とは、意味がわかりません。重度の障害者は、どうすれば、主体的にできるのですか。 | 障害者計画の基本方針については、第3章「1 品川区障害者計画の概要」に記載のとおりです。 |
| 134 | 3章 | 障害者の人権を守る制度とは、具体的に何ですか。 | 障害者計画の基本方針については、第3章「1 品川区障害者計画の概要」に記載のとおりです。 |
| 135 | 3章 | aからＣを重点施策とした理由を説明してください。勝手に選択したのですか。 | 品川区障害者計画は、平成26年度に「品川区障害者計画策定委員会」において策定されたものです。 |
| 136 | 3章 | 障害者の基礎調査結果は、何年のどの調査のことですか。また、対象をどう選択し、回答率はいくらだったか、調査の目的くらいは、注釈にいれてください。調査報告書は資料編に掲載するより、別冊にして、調査結果の分析をしっかり説明してください。 | 該当の基礎調査は平成25年度に実施されたものです。詳細は、品川区障害者計画に記載があります。 |
| 137 | 3章 | 「雇用体制等」とは何のことですか。雇用体制という言葉は初めて聞きました。 | 本文に記載のとおりです。 |
| 138 | 3章 | 地域定着支援とは、何ですか。どのような人に対するどのような支援ですか。 | 第5章の１障害福祉サービス（４）相談支援に説明があります。 |
| 139 | 3章 | 多角的な視点とは、どういう視点ですか。 | 本文に記載のとおりです。 |
| 140 | 3章 | その人らしい自立とは、どのような自立ですか。想像できません。 | 本文に記載のとおりです。 |
| 141 | 3章 | 自立を促進とは、どのような状態ですか。軽度の障害者のことを対象としているのですか。 | 障害種別や状態を特定するものではありません。 |
| 142 | 3章 | 「居住環境の整備」とは、どのような住居を想定しているのですか。文章に具体例をあげないと、用語が難しすぎて、理解できません。 | 障害者計画の重点施策については、第3章に記載のとおりです。 |
| 143 | 3章 | 「在宅支援の強化」とあるが、サービスの強化が何を言っているのかわかりません。量を増やすことですか。 | 障害者計画の重点施策については、第3章「1 品川区障害者計画の概要」に記載のとおりです。 |
| 144 | 3章 | 共生型サービスとは何ですか。一度も障害者福祉課から説明されたことはありません。中延在宅サービスセンターで、利用者は何人いるのですか。利用者はどのような障害の方ですか。高齢で、疾病から身体障害になられた方ではないですか。 | 共生型サービスは、平成30年度に介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供することができるよう、新たに創設されたサービスです。個々の事業所の利用者の状況については障害福祉計画に記載はしませんが、サービスを必要としている障害者に対して、適切にご案内をしていまります。 |
| 145 | 3章 | 障害者の現状で、品川区は、重度化や高齢化の特徴がなかったと思います。どの部分が重度化/高齢化していると読めるのですか。そもそも、障害者の割合や寿命は変わっていないと思います。なぜ、高齢化なのですか。寿命が延びているからですか。重度化は医療が進化しているからですか。 | 本文に記載のとおりです。 |
| 146 | 3章 | 親の出産年齢が上がって、障害者の面倒を見ていた親が高齢化しているのではないのですか。 | 本文に記載のとおりです。 |
| 147 | 3章 | 重度化は、品川区の場合、在宅で生活できないから、転居する例が多いと聞いています。そのあたりは、ヒアリングで出ていませんか。分析はしたのですか。要因を分析しないで、重度化・高齢化の対応は、適切にできません。 | 障害者計画の重点施策については、第3章「1 品川区障害者計画の概要」に記載のとおりです。 |
| 148 | 3章 | 地域生活コーディネートとは何ですか。地域生活支援拠点は、どこにあるのですか。どのようなことをするところですか。 | 地域生活支援拠点等のイメージはp.39に追加します。区では、拠点相談支援センターを中心としてそれぞれ面的整備型の地域生活支援拠点等を整備し、障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」は、多機能拠点型の地域生活支援拠点等して整備しました。 |
| 149 | 3章 | アウトリーチ型サービスを聞いたことがないのですが、どのようなサービスですか。 | アウトリーチとは自ら相談することが困難である障害等のある方に、日常生活を送る上で、生活に支障や危機的状況が生じないためのきめ細やかな訪問や相談対応を行うことです。援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人やできない人に対して、積極的に在宅の対象者を訪問して社会生活を支援することです。 |
| 150 | 3章 | 福祉・保健・医療等の関係機関とは、具体的にどういった機関と連携しているのですか。品川区に、知的障害者をみれる精神科医を紹介してほしいと言っても、「知らない」と言われたことがあった。 | 保健・医療・福祉の連携について、第3章に記載しています。 |
| 151 | 3章 | 「成長段階において切れ目のない支援」っていうけど、障害児は自宅送迎ありの放課後デイがあるけど、障害者には自宅送迎はなくなるから、切れ目だらけのサービスになっています。どうやって、切れ目のないサービスを提供するのですか。 | 区では、障害児者の地域生活を支えるため様々な障害福祉サービス等を提供しています。引き続き、サービスの提供体制の充実を図ってまいります。 |
| 152 | 3章 | 障害児の低年齢化って、低年齢の障害児が増えているのですか。 | 障害児の状況については、第2章「７障害児の状況」に記載があります。 |
| 153 | 3章 | 障害児の多様化って、何ですか。 | 障害児の状況については、第2章「７障害児の状況」に記載があります。 |
| 154 | 3章 | 肢体不自由児も含めた療育体制って、以前は肢体不自由児は療育の体制でなかったのですか。横浜では、20年以上前から、身体障害者も療育センターを利用できていました。品川の療育体制って、どのようなレベルですか。 | 第3章「３ 今期の主要テーマと取り組みの方向性」の「テーマ2．包括的な障害児支援の充実」に記載しています。 |
| 155 | 3章 | 施策体系は、障害者計画で作ったものですか。何か変更点があれば、説明が必要です。 | 障害者計画の施策体系は、障害者計画で既に掲載されているものです。 |
| 156 | 3章 | 障害者計画（計画期間9年）の「中期計画期間の事業展開に当たっては、進捗状況を点検評価し」とある。①平成29年度で終わった前期3年の実績は、どこの会議体に報告されたのか。地域自立支援協議会か。②障害者計画の進捗状況を点検評価するのは、どこの会議体の役目として位置づけられているのか。③「令和3年3月時点の実績を記載予定」とあるが、障害者計画の3年毎の実績は、障害福祉計画に記載する位置づけになっているのか。 | 障害福祉計画の進捗状況の点検評価については、中期までは「品川区地域自立支援協議会」が担ってきましたが、後期は、第１章「４ 計画の推進体制」に記載のとおり「品川区障害福祉計画推進委員会」において実施してまいります。サービスの実績については、第5章で記載をしています。 |
| 157 | 3章 | 「区ホームページの改正」について。今回の障害児対象の実態調査では、「サービス利用に関して困っていること」のトップが「サービスに関する情報が少ない」で、58.6％だった。①実際にホームページにおける情報量が非常に少ない。ホームページの情報が充実しないと、「直接区に訊いて教えてもらった人だけが知っている」ことになりかねず、不公平感が強まり、情報弱者を生む。問い合わせても「しおりに載っている」で済まされるのは困る。少なくとも「しおり」掲載の内容はすべて文字データとしてホームページに掲載してほしい。②たとえば「品川区重症心身障害児者等在宅レスパイト事業」を見ても、どこの事業所がやっているのか、また料金についてなどはまったく載っていない。そもそも、「障害のある方へ」の中のどの項目を見てよいのかがわからない。結局、皆が障害者福祉課に電話することになり、担当者の業務が増え、相談が滞ることにつながる。いちいち問い合わせしないで済むくらいの内容は載せてほしい。 | 「障害者福祉のしおり」については、ホームページに全文と音声テキストファイルを掲載しております。また、冊子は音声コードが添付されています。スマートフォンや専用読み取り装置を使って、記載内容を音声で聞くことができます。ホームページについては、分かりやすいものとなるよう努めてまいります。 |
| 158 | 3章 | 「障害者サービス情報」とあるが、これは冊子なのか。既に配布されているのか。見たことがない。 | 「障害者サービス情報」は、区ホームページに掲載しているほか、障害者福祉課の窓口でも配布しています。引き続き、情報が必要な方へ周知してまいります。 |
| 159 | 3章 | 「子ども発達支援ガイドブック」について。①配布はされているようだが、身近で活用されているという話を聞かない。せっかく配布するのであれば、第2期障害児福祉計画において、障害児の相談支援とリンクさせるような仕組みをつくってほしい。②第1期計画には「しながわっこのサポートブック」の記載があったが、これとは別物か。③「しながわっこのサポートブック」は今も作成・配布しているのか。これの活用についてはどう考えているのか。場当たり的にやっている感じがして、全般的なつながりが見えない。 | 「子ども発達支援ガイドブック」および「しながわっこのサポートブック」につきましては、今後も保護者の方に活用していただけるよう努めてまいります。障害児の相談支援と活用させる仕組みについては、ご意見として承ります。 |
| 160 | 3章 | 心身障害者福祉会館で障害児計画相談を実施しているとある。①現在何人くらいの障害児の計画相談を受け持っているのか。②障害児の相談支援には、それ専用の相談支援専門員を置いているのか。障害者の相談支援と兼務なのか。 | 個別事業の詳細については、それぞれの所管課や相談窓口にお問合せください。なお、区ではホームページや「障害者福祉のしおり」等でサービス内容の紹介をしています。また、個々に必要なサービスについては、地域拠点相談支援センター等の相談窓口でも説明しています。 |
| 161 | 3章 | 相談支援体制の整備を図ってきたことを具体的に示してください。そのあとの「現在は、・・・求められています」の結論は一番、最後です。 | 相談支援体制の整備に関する取り組み内容は、第3章に記載のとおりです。文章の順番については、全体の構成をみながら表記しています。 |
| 162 | 3章 | 包括的支援体制って、具体的なイメージを書いて説明してください。 | 第3章「３ 今期の主要テーマと取り組みの方向性」の「テーマ１．安心して暮らせる地域生活の支援」の包括的な相談支援の充実に具体的に記載をしています。 |
| 163 | 3章 | どこが開設されたのか表にしてください。また、利用者数の実績も記載してください。そうでないと、障害児の親は、何処に相談支援事業所があるか知っているのですか。 | 第6章に事業所一覧を追加しました。個別の施設の実績は掲載しませんが、障害福祉サービス等の実績については、第5章に記載があります。 |
| 164 | 3章 | 黒丸の箇所数はどうして数字ではないのですか。 | 令和3年3月時点の実績を記載します。 |
| 165 | 3章 | 在宅介護支援センターでは、何人の利用実績があったのですか。補助金を払って、一人しか相談を受けてないのはダメでしょう。 | 個別の施設の実績は掲載しませんが、障害福祉サービス等の実績については、第5章に記載があります。 |
| 166 | 3章 | 障害者サービス情報は、どこで配布していますか。全く、周知されていなですが、何割が知っていますか。 | 「障害者サービス情報」は、区ホームページに掲載しているほか、障害者福祉課の窓口でも配布しています。引き続き、情報が必要な方へ周知してまいります。 |
| 167 | 3章 | 心障会館の障害児計画相談支援事業所と指定障害児相談支援事業所は同じものですか。用語はしっかりそろえて、異なるものであれば、その説明を付けてください。 | 用語を統一します。 |
| 168 | 3章 | 2箇所開設したとしていますが、会館の障害児相談支援事業所だけ、記載している理由は何ですか。 | 計画本文の事業所名については、区立施設のみ記載しています。 |
| 169 | 3章 | 対象は、全ての障害児でよろしいですか。利用実績を掲載してください。 | 個別の施設の実績を障害福祉計画に掲載する考えはありません。障害福祉サービス等の実績については、第5章に記載があります。 |
| 170 | 3章 | ・障害児通所施設とは何ですか。何カ所区内にあるのですか。・通所施設に通っていないと、障害福祉サービスの支援につなげないのですか。 | 第6章に事業所一覧を追加しました。相談支援により、必要な方に対して必要な障害福祉サービス等が提供できるようつなげています。 |
| 171 | 3章 | 文章だけでなく、グラフや表を使って、わかりやすくしてください。 | レイアウトを修正します |
| 172 | 3章 | （２）には、中期の取り組み状況をまとめているのか、将来の進め方を書いているのか、どちらですか。取り組みはｐ34以降に今後の取り組みとしていますので、ここではしっかり現状を分析してください。現状なく、求められていることを書いても説得力がありません。そのためには、現状をわかりやすく記載してください。 | 障害者計画における施策の柱に対する中期の事業展開は、平成30年度～令和2年度の取り組みについて記載をしています。「３ 今期の主要テーマと取り組みの方向性」については、現状と課題を踏まえ、取り組みの方向性を示しています。 |
| 173 | 3章 | 「品川区障害者計画」と記載してください。他も一斉変換してください。 | 「施策の柱に対する前計画の実施状況」に修正します。 |
| 174 | 3章 | 心身障害者福祉会館で重症心身の「受入れ体制の強化を図りました」とある。①受入れはいつから始まったのか。②まだならいつからか。③毎月の実績は何人程度か。　④生活介護で受け入れるのか。　⑤p36では「心身障害者福祉会館を改修して、医療的ケアを必要とする障害者の受け入れを開始します」とあるが、重症心身のみでなく医ケアの必要な方も視野に入れているという理解でよいか。 | 個別の施設の実績を障害福祉計画に掲載する考えはありません。障害福祉サービス等の実績については、第5章に記載があります。心身障害者福祉会館での医療的ケアの受入れについては、実施を予定しています。 |
| 175 | 3章 | 「地域生活移行」って何ですか。どこからどこに移行することか説明してください。施設入所からではないのでしょうか。そうなると、医療ケアが必要な人でも在宅で家族が見ている場合は含まれません。住環境の整備って、戸建て住宅を整備することではないです。どういう住環境なのか、書かないとわかりません。 | 地域生活への移行とは、障害者支援施設や療養介護を行う病院、精神科病院等に入所・入院している方が、生活の場を自宅やグループホーム等に移すことを言います。p.29のとおり、表記の仕方を「地域生活への移行」に修正しました。住環境の表現は、グループホーム等の住まいの場に限定されないため、「障害福祉サービス等」に修正します。 |
| 176 | 3章 | 取り組んだ内容と成果を表形式で示してください。レスパイト支援はどのようなサービスか、それをどの程度提供し、何人が利用できたのか。そして、そのサービスで十分であったかの成果指標が、地域移行した人数です。2人ではなかったですか。目標に比べて実績が低かったのなら、その要因を見つけ、それが、今後の取り組み目標になります。以下の文章にはその分析が全く記載されていません。 | 表記の方法については、ご意見として承ります。レスパイト支援として、短期入所、重症心身障害児者等レスパイト事業等があります。施設入所からの地域移行については、第4章に記載のとおりです。第3章において、現状と課題を記載しています。 |
| 177 | 3章 | 拠点相談支援センターとは、どういうことをするところですか。区内にはどこにあるのか、利用者はどのくらいか示してください。 | 地域拠点相談支援センターは、障害福祉サービスを利用したい方や困っていることなどの相談に応じています。区内の障害者及びそのご家族等にご利用いただいています。第6章資料編に事業所一覧を追加します。 |
| 178 | 3章 | 児童発達支援センターの機能拡充を図ると書く前に、現状の実態を説明してください。同機能が拡充されるのですか。利用者数は何人か。現状十分、必要な人はサービスを受けているのか。 | 障害児支援の現状と課題については、第3章「３ 今期の主要テーマと取り組みの方向性」の「テーマ２.包括的な障害児支援」の中で表記しています。 |
| 179 | 3章 | 現在、生活介護は40人定員ではありません。実績をしっかり示し、いつから40人定員になるのか説明してください。就労継続Ｂも同様です。また、訪問系サービスって何のことですか。利用者数も記載してください。 | 個別の施設の実績を障害福祉計画に掲載する考えはありません。障害福祉サービス等の実績については、第5章に記載があります。訪問系サービスについては、第5章「１ 障害福祉サービス」の中に記載があります。 |
| 180 | 3章 | 重症心身障害および強度行動障害も対象って、「障害者」です。表現がおかしい。 | 具体的な障害種別が分かるよう表記させていただいたものです。 |
| 181 | 3章 | 総合支援施設は、避難経路の安全性が確保できていません。「火災時には、職員が階段をおんぶや担架で利用者をかついで避難する必要があり、ハード面に不備があります」と記載してください。他区の施設は、バリアフリーのデザインガイドラインがあり、スロープや避難バルコニーなどの整備ができています。一方、品川区の施設は、バリアフリーの概念が生かされていないです。この課題を記載しないのは、問題です。 | 障害児者総合支援施設には、非常用エレベーターが設置されていますので、災害時には、消防との連携による迅速な救助ができる体制を整えています。また、スプリンクラーの設置等災害対策の採られた施設です。引き続き、消防訓練等を実施し、災害時等の対応に備えてまいります。 |
| 182 | 3章 | 共生社会とはどのような社会ですか。また、「障害者理解促進を目的として地域向けに多目的室の貸出」としていますが、多目的室を貸し出すだけで、障害者理解促進になるのですか。理解していただくなら、貸出の中で、障害者が受付をやるとか、清掃を担うとか、関わっていく必要があります。現状は、品川区職員が貸し出し業務をしていて、利用する側は何か接点があるのですか。 | 区では、障害のある人もない人もお互いに尊重し合い、支え合いながら地域の中で共生する社会の実現を目指しています。地域の方に施設を利用していただくことは、障害者理解促進につながるものと考えています。 |
| 183 | 3章 |  | 特定の民間事業所に対するご意見のため、回答できかねます。 |
| 184 | 3章 |  | 特定の民間事業所に対するご意見のため、回答できかねます。 |
| 185 | 3章 | 重症心身障害者の受け入れ体制の強化を図ったということですが、何人の利用者の受け入れを行ったのですか。強化したことは何ですか。強化という言葉がよくわかりません。体制の整備を図ったのと、異なるのですか。 | 心身障害者福祉会館では、これまでも重症心身障害者の受入れを行ってきましたが、令和元年度に、さらに人員体制を強化しました。 |
| 186 | 3章 | ぐるっぽにおいて、A型事業所に就労する人が遊びに行つたり、相談する場所にはなっていないようですが、総合支援施設から除かないで見守ってください。開館前の説明会の際には、大いに期待されました。１年過ぎた「ぐるっぼ」の運営状況はスムーズではないようです。活用が進むための検証はどうなっているのでしようか。 | 障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」については、区内の障害児者の拠点施設としての機能の充実を図ってまいります。また、「地域生活支援拠点検討会」を設置し、地域生活支援拠点としてのあるべき姿について検討し、必要な機能の充実を図ってまいります。 |
| 187 | 3章 | 知的・発達障害の人の理解や対応を学ぶには強度行動障害の対応から学ぶ事が多いと思います。福祉、学校、家庭を含め、多くの人に研修などの機会を作り行動障害が起こらない対応を身につけていって欲しいです。こじれてから対応するというスタンスでは、本人も回りも、辛いです。知的・発達障害者への理解啓発をどうぞよろしくお願いいたします。 | 第3章「3 今期の主要テーマと取り組みの方向性」の「テーマ４.地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進」に記載のとおり、障害者理解の促進の取り組みを進めてまいります。 |
| 188 | 3章 | 27ページ、◯３番目　強度行動障害は環境整備や支援方法などで防げるものなので、どの施設でも出現しないための配慮が必要だと思います。強度行動障害という状態像が、生まれもっての障害だと勘違いしないような文面を付け加えて欲しいです。 | 第6章「7 用語集」に「強度行動障害」の表現を見直します。 |
| 189 | 3章 | 地域生活支援体制に地域移行について言及していないことも問題。 | p.29のとおり、２地域生活支援体制の整備の冒頭の説明に、「地域移行を推進できるよう」を追記します。 |
| 190 | 3章 | 「地域共生社会の実現に向けて、新たに創設された共生型サービスについて、令和元年度に区立中延在宅サービスセンターで開始し」とあるが、共生型サービスとして障害者を毎月何人程度受け入れているのか。 | 個別の施設の実績は掲載しませんが、障害福祉サービス等の実績については、第5章に記載があります。 |
| 191 | 3章 | すまいるスクールに関する記載はp41の1カ所のみ。支援学校の児童が利用しようとすると、個別対応は望んでいないのに「個別対応はできない」と言って、事ある毎に先手を打ってくる。その他、支援員の障害理解不足により、障害のある子どもが嫌な思いをさせられる、行けなくなってしまうこともあると聞く。①すまいるスクールの支援員の障害理解・対応については、全員研修を必須としてほしい。②第5期・第1期計画p37には「（すまいるスクールの）職員の障害に対する理解を促進するとともに、特別支援児童の利用状況に応じた従事スタッフの加配に努めていきます」の記載があった。これを残していただきたい。③子ども支援の課が主体となり、発達障害支援を行なう区内NPO法人が、すまいるスクールを全校定期訪問していると聞いた。それについては記載しないのか。④すまいるスクールは、小学校4年生になると午後6時までしかいられなくなる。障害児のある子が一人で帰宅して留守番することは難しいため、親の就労が困難になるケースがある。障害児は19時までいられるようにしてもらえないか、所管と話し合っていただきたい。 | 区担当指導員を対象とした研修を年１回必須で行っており、今後も継続して実施し、障害への理解や対応に活かしてまいります。令和２年度より全すまいるスクールで年2回の巡回相談を行っています。本計画においては特に記載する予定はありません。すまいるスクールは、全ての児童を対象とした放課後等対策事業として実施しており、事業の趣旨を踏まえ、現行の運営要件に基づき対応します。 |
| 192 | 3章 | しながわネウボラネットワークの実態を示してください。どういった集まりですか。中途半端な専門家のアドバイスは、デメリットも多いです。 | 「しながわネウボラネットワーク」は、子どもを安心して健やかに産み育てるため、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援の仕組みです。全ての妊産婦・乳幼児保護者を対象として妊娠から就学時まで、各関係機関が連携しながら相談やサポートを行っています。 |
| 193 | 3章 | 現在、グループホームはいくつあるのか、定員とともに示してください。また利用できる対象も示した上で、品川区の課題は、重度対象のグループホームがないことだと思います。軽度の方は、ＧＨではなく一人住まいも可能なので、重度のＧＨを整備してください。その上で、整備費補助で、何件のＧＨが整備できたのですか。 | 第6章に事業所一覧を追加します。重度の方を対象としたグループホームについては、第3章「３ 今期の主要テーマと取り組みの方向性」の「テーマ1安心して暮らせる地域生活の支援」の中で記載しています。障害者計画の中期で整備費補助事業を活用したグループホームの開設はありませんが、引き続き事業者の誘致を図ってまいります。 |
| 194 | 3章 | 医療的ケア児等・・・準備会は、どのようなメンバーで開催したものですか。議事録は公表されていますか。そして、今後は、どういう方向にもっていくのですか。準備会で決まったことを説明してください。 | 「医療的ケア児等支援関係機関連絡会」については、障害、保健、保育、教育関係の機関の連携体制を強化するために開催しました。引き続き、連携強化を図り、医療的ケア児への切れ目のない支援につなげてまいります。議事録については、公表の予定はありません。 |
| 195 | 3章 | ネウボラネットワークでは、胎児異常、新生児期での障害発覚時の親へ精神的ケア、育児において受けられる支援の説明や手続きのフォロー、必要窓口への引き継ぎなどを誰もが当たり前に受けられることも望みます。 | 妊産婦ネウボラ相談員、子育てネウボラ相談員共に、ご相談いただいた内容や把握した状況を踏まえ、保健センターや保健師を始めとする専門相談機関との適切な連携に今後とも努めてまいります。 |
| 196 | 3章 | 区民が利用する図書館、文化センター、体育館などの公共施設の利用が合理的配慮によりスムーズになっていくこととしていますが、品川区の図書館等の公共施設には、エレベーターのないところが多くあります。新しい障害者施設でも、バリアフリーになっていません。他区のように、ユニバーサルデザインのガイドラインを当事者や介護者と一緒に作ってください。車いすで利用できないトイレやおんぶで避難しなければならない階段など、バリアフリーには程遠い現状があります。 | 既存施設へのエレベーターの設置は、建物の構造上の問題や建築法令上の制約により、実施困難であることが多いため、施設の改築工事時に対応してまいります。また、新・改築工事の際は、関係法令や国・都のガイドラインに従い、施設全体がユニバーサルデザインに対応するよう、整備を進めてまいります。 |
| 197 | 3章 | 障害児通所支援事業所とはどのような施設で、区内にいくつありますか。児童発達支援事業所も同様に全く想像できません。この２つはどう異なるのですか。なぜ、実績が黒丸なのですか。事業所数だけでなく、定員も記載してください。さらに、利用率のようなものも示してください。 | 第6章に事業所一覧を追加します。 |
| 198 | 3章 | 児童発達支援事業の定員を〇人から〇人に増やしたと、具体的に記載してください。日中一時支援事業の機能の拡充は、どのように機能を拡充したのか、わかるように記載してください。 | 児童発達支援については、20名から40名に増員しています。児童発達支援センターに日中一時支援事業を併設し、児童発達支援センターの機能の拡充を図ったものです。表記についてご意見として承ります。 |
| 199 | 3章 | 放課後デイ、4児童発達支援事業所の一覧を掲載し、その対象も記載してください。言葉でダラダラ書くのではなく、表にして整理してください。また、定員も記載し、利用率が高く、もっと必要なのか、十分足りているのか、事業所により偏りがあるのか、その要因は何か、分析が全くありません。 | 第6章に事業所一覧を追加します。障害児支援の現状と課題については、第3章「３ 今期の主要テーマと取り組みの方向性」の「テーマ２.包括的な障害児支援の充実」の中で現状と課題について記載しています。表記方法については、ご意見として承ります。 |
| 200 | 3章 | 障害児通所支援利用者負担額の無償化ということですが、これ以外の年齢は有償なのですか。これ以前の料金はどのように決定していたのですか。なぜ、無償にしたかという理由も説明してください。また、無償対象となった利用者数も記載してください。 | 障害児通所支援利用者負担額の無償化は、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に合わせて実施したものです。対象年齢以外の方は、利用者負担額をお支払いいただいています。表記内容については、ご意見として承ります。 |
| 201 | 3章 | 心身障害者福祉会館で「訪問による機能訓練を開始」したとある。①「訪問による機能訓練」の月間の利用実績は概ね何人程度か。②60ｐの実績を見ると、「自立訓練（機能訓練）」は平成30年度3月で4人、令和元年度3月で6人だった。これがすべて「訪問による機能訓練」の利用者ということか。 | 個別の施設の実績を障害福祉計画に掲載する考えはありません。障害福祉サービス等の実績については、第5章に記載があります。 |
| 202 | 3章 | 障害者の高齢化や重度化としていますが、品川区の現状では、高齢化や重度化は見えません。高齢化については、高齢者で身体障害者手帳を取得した人と、生まれながらの障害者が高齢化したのかを分けて把握する必要があります。把握できていますか。また、重度化は、なぜ重度化したのでしょうか。障害者の現状では、重度の方の人数は減少していました。どの数字から重度化と言っているのでしょうか。まず、そのことを示さないで、様々な施策を打ち出すのは本末転倒です。重度化は、在宅で暮らす障害者の重度化ではないですか。つまり、これまで重度障害者は入所施設に入っていたが、近年在宅で家族と一緒に暮らすことができるようになった、もしくは選択する家庭が増えたのではないですか。 | 品川区では、障害者が高齢化・重度化しても安心して地域で暮らせるよう支援体制の構築を図っているところです。引き続き、区内の障害者の状況の把握に努めてまいります。 |
| 203 | 3章 | 在宅レスパイト事業って、何ですか。レスパイトの利用回数の上限を増やしたことで、利用件数は増えていますか。その満足度は把握していますか。 | 在宅レスパイト事業では、在宅で生活する重症心身障害児者等で医療的ケアを必要とする方と暮らすご家庭や、常時の見守りが必要な重度の身体障害児者の方で他の代替手段で負担軽減が困難なご家庭を対象に、ご家族に代わって一定時間の見守り等の支援を提供しています。引き続き、支援が必要な方へサービスの提供を行ってまいります。 |
| 204 | 3章 | 訪問による機能訓練の実績を記載してください。これによる成果を説明してください。 | 個別の施設の実績を障害福祉計画に掲載する考えはありません。障害福祉サービス等の実績については、第5章に記載があります。訪問による機能訓練の実施により、通所が困難な方への支援が可能になるものと考えています。 |
| 205 | 3章 | 避難所開設訓練はどこで行われたのですか。支援学校の生徒だけが対象だったのですか。全く知りませんでした。防災体制の整備は、具体的にどうしたのか説明してください。 | 平成30年度に品川特別支援学校の避難訓練に区職員も参加し、避難所開設訓練を行いました。区職員、教職員による避難所開設のための訓練です。また、福祉避難所等に備蓄品の配備を行いました。 |
| 206 | 3章 | 文化施設のバリアフリー化というけど、区立図書館はエレベーターのないところもあるし、トイレもドアのところも多く、バリアフリーになっていない。また、新たに施設整備をするときは、必ず障害者当事者や介助者も一緒に点検するようにし、使えないトイレを造らないでください。 | 既存施設へのエレベーターの設置は、構造上の問題や建築法令上の制約により、実施が困難であることから、施設の改築時に対応してまいります。トイレのバリアフリー化については、全体レイアウトに影響することから、トイレの全面改修の際に対応してまいります。また、新・改築の際に、関係法令や国・都のガイドラインに従い、ユニバーサルデザインに対応しながら施設整備を進めてまいります。 |
| 207 | 3章 | 「都から指定を受けた区内事業者による移動支援従事者養成研修を実施しました」とある。①平成30年度～令和2年度で何回実施し、何人が研修を修了したのか明記してほしい。「やったかやらなかったか」が大事なのではなく、「何回やって何人輩出した」かが大事なのではないか。②令和2年度の実施は、委託ではなく、事業者が独自に開催したのか。③来年度以降は委託で実施するのか。 | 研修の詳細については、障害福祉計画に記載はしませんが、引き続き人材育成に努めてまいります。 |
| 208 | 3章 | 福祉カレッジの成果実績を示して。何人が事業に参加したのか。対象は誰か。 | 研修の詳細については、障害福祉計画に記載はしませんが、引き続き人材育成に努めてまいります。 |
| 209 | 3章 | 移動支援従事者研修の参加者数と、現在、区内の事業所で働いている割合はどれくらいか。 | 研修の詳細については、障害福祉計画に記載はしませんが、引き続き人材育成に努めてまいります。 |
| 210 | 3章 | 人材育成では研修への参加者が少ないことも課題としてあげるべき。 | p.33のとおり、５人材育成の冒頭の説明を修正します。「ヘルパーおよびヘルパー養成研修等の受講者が少ないといった課題があることから、研修受講者の増加を図るとともに、重症心身障害、強度行動障害、医療的ケアが必要な障害者等に対応できる専門的人材の確保と育成が求められています。」 |
| 211 | 3章 | 「同行援護従業者養成研修を実施」したとあるが、同行援護の一般課程の研修は、この3年間で1回しか行われていないように思う。①平成30年度～平成2年度で「一般」「応用」それぞれ何回実施し、何人が研修修了したのか明記してほしい。②実施はケア協議会への委託か。今後もその予定か。 | 研修の詳細については、障害福祉計画に記載はしませんが、引き続き人材育成に努めてまいります。 |
| 212 | 3章 | 「精神障害者向けホームヘルプのヘルパーのステップアップ研修を実施」したとある。①同行援護同様、実施回数と修了者数を明記してほしい。②実施はケア協議会への委託か。今後もその予定か。 | 研修の詳細については、障害福祉計画に記載はしませんが、引き続き人材育成に努めてまいります。 |
| 213 | 3章 | 全ての取り組みの活動実績と成果実績を示してください。 | 全ての取り組みの実績について、掲載はしませんが、障害福祉サービス等の実績については、第5章をご参照ください。 |
| 214 | 3章 | 社会参加のための移動支援の「社会参加」の定義をしてください。小学4年生から、どのような社会参加に利用しているのですか。また、利用実績はどれくらいか。 | 移動支援の利用にあたっては、障害者福祉課または地域拠点相談支援センターへお問合せください。移動支援事業の実績については第5章に記載があります。 |
| 215 | 3章 | タクシー券の所得制限廃止で、どの程度対象人数が増えたのか、説明してください。 | これまで所得制限のためタクシー券の支給対象ではなかった方についても対象となりました。 |
| 216 | 3章 | 精神の福祉手当の対象は何人拡大しましたか。 | １級の障害年金を受給している方等の他、精神保健福祉手帳１級所持者についても支給対象となりました。 |
| 217 | 3章 | 「品川介護福祉専門学校の福祉カレッジにおいて、障害者支援に係る人材の育成事業を実施」とあるが、介護福祉専門学校ホームページでは、品川福祉カレッジは2019年度の情報のまま更新が止まっている。広く周知するために、ホームページに情報を掲載し、ネット経由で申込みできるようにしてほしい。 | 品川介護福祉専門学校にご意見をお伝えいたします。 |
| 218 | 3章 | ホットラインの件数と成果を示してください。ホットラインはどのようなことをしているのか。 | 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した方からの通報を受け、障害者虐待防止法に基づき、適切に対応をしています。通報件数等について障害福祉計画において表記する考えはありません。なお、令和２年度におけるしながわ見守りホットラインの件数は７件です。 |
| 219 | 3章 | 「安心して働くことのできる」って、そもそも働くことができる職場がありません。就労継続への支援は、「就労継続Ａ・Ｂ」のことですか。 | 就労継続支援、就労移行支援の他、平成30年度には就労定着支援が新たに創設され、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障害者等を対象として、企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けた必要な支援を行っています。 |
| 220 | 3章 | 一般就労への移行者としていますが、どのような状態から移行したのか説明を。例えば、在宅から、福祉施設から等。開設したのは、品川区がですか。また、どこに開設したのですか。 | 個々により状況は異なります。民間の就労移行支援事業所の実績になります。第6章に事業所一覧を追加します。 |
| 221 | 3章 | 就労定着支援事業は何で、5カ所ってどこですか。職場定着率って、母数はいくつですか。 | 就労定着支援は、第5章の１障害福祉サービス（２）日中活動系サービスで説明をしています。第6章に事業所一覧を追加します。就労定着支援による支援開始後１年後の職場定着率を示したものとなっています。 |
| 222 | 3章 | 就労継続支援は、希望者が思ったところに通所できていますか。偏っていませんか。それはなぜか。現状の定員を示して、利用率も記載してください。 | 第6章に事業所一覧を追加します。希望する事業所がある場合は、相談支援事業所や該当の事業所にお問合せください。事業所の定員については、「障害者福祉のしおり」に記載があります。なお、各事業所の実績を障害福祉計画に掲載する考えはありません。 |
| 223 | 3章 | ネットワークで何をしたのか。成果はどうか。防止できた件数は何件か。 | 「虐待防止ネットワーク推進協議会」では、虐待の防止に必要な広報活動を行うとともに、情報共有を図っています。それぞれの案件に対しては、各所管において適切に対応し、虐待防止を図っています。 |
| 224 | 3章 | 「しながわ見守りホットライン」について。①通報件数は何件か。②件数をここに記載しないのか。 | 通報件数等について障害福祉計画において表記する考えはありません。なお、令和２年度におけるしながわ見守りホットラインの件数は７件です。 |
| 225 | 3章 | 「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」のメンバーは誰か。開催頻度はどれくらいか。 | 区所管部長、児童相談所等福祉関係機関、医師会等保健医療関係機関、警察署等警察・司法機関、町会自治会連合会会長等により構成されており、年１回実施しています。 |
| 226 | 3章 | 就労支援部会がこのような法人の活動を検討するのか。それなら、最近は、行政機関で多くの障害者を雇用しています。品川区の実績を示してください。 | 令和２年６月１日時点での区全体の障害者雇用率は2.29％です。法定雇用率を下回っている状況ですので、達成に向けて努めてまいります。 |
| 227 | 3章 | 職員の区民対応の研修をしてください。 | 区では、接遇研修やユニバーサルマナー研修、障害者差別解消法等の職員研修を実施しています。引き続き、適切に区民の皆さまへ対応してまいります。 |
| 228 | 3章 | スポーツチャレンジデーの期間はいつですか。何人が参加していますか。パラリンピックに参加できるような障害者だけでなく、重度の障害者も参加できるような取り組みはしていますか。 | スポーツチャレンジデーは、例年、9月の土曜日に実施しています。令和３年度は9月18日（土）に実施予定です。平成30年度から事業を開始し、平成30年度は約1,300人、令和元年度は約2,400人の参加がありました。スポーツチャレンジデーは、パラリンピックに参加するような競技者の方を対象としたものではなく、障害の程度や有無にかかわらずどなたでも参加できるイベントです。重度の障害をお持ちの方でも介助者のサポートがあれば体験できる一部の種目や車椅子競技のプロ選手によるエキシビジョンマッチなど、「する」スポーツだけでなく「みる」スポーツとしてもご参加いただけます。 |
| 229 | 3章 | 「障害者フライングディスク教室」と「fun run ＆ walk」を実施とある。①令和２年度も実施したのか。②毎年の参加人数は何人程度か。 | 令和２年度も実施しています。例年、障害者フライングディスク教室は1回あたり約20人、fun run ＆ walk は1回あたり約10人程度の参加をいただいております。 |
| 230 | 3章 | 差別解消法の認知度はどのくらいですか。 | 法の認知度については調査結果がありませんが、区が令和元年に障害者に対して実施した実態・意向調査（品川区障害福祉計画策定のための基礎調査）では、３人に１人が差別や偏見等を感じている状況がうかがえました。引き続き、法の周知に努めてまいります。 |
| 231 | 3章 | 団体としてヘルプカードのアンケートに回答したのに、その結果を全く通知してもらえなかった。そもそも、素材も何も記載がなかった。アンケートを実施する場合は、必ずその後どう反映したか、知らせるのがマナーです。 | アンケートへのご協力ありがとうございました。作成したヘルプカードについては、広報しながわ、ホームページ等にてご案内しています。 |
| 232 | 3章 | 区が実施する説明会に、手話通訳が配置されていない。他の自治体では、手話通訳を付けるのが必須になっている。障害者差別解消法の対応に掲載して、実施してください。 | 各種説明会等において、手話通訳が必要な場合には配置をしています。引き続き、合理的配慮の提供を行ってまいります。 |
| 233 | 3章 | 「庁内障害者差別解消推進本部会議」のメンバーは誰か。開催頻度はどれくらいか。 | 第6章資料編に「品川区障害者差別解消推進本部会議設置要綱」を掲載しています。会議は毎年実施しています。 |
| 234 | 3章 | 「ストラップ式のヘルプカード」とあるが、どこで配布しているのか。案内がないので分からない。 | 障害者福祉課、各保健センター、各支え愛ほっとステーションで配布をしています。また、広報しながわ、ホームページ等にてご案内してまいります。 |
| 235 | 3章 | 「２ 今期の福祉計画における主要テーマと今後の取り組み」は、「２ 今期の障害福祉計画における主要テーマと今後の取り組み」としてほしい。「福祉計画」だけだと、地域福祉計画などもあり紛らわしいので。 | p.37のとおり、「今期の主要テーマと取り組みの方向性」と修正します。 |
| 236 | 3章 | 「保健・医療との連携」は、p37では「保健・医療・福祉との連携」になっている。また、③の「災害対応」は、p38では「災害対応・感染症対応」になっている。どちらが正しいのか。 | p.37のとおり、「保健・医療・福祉との連携」、「災害対応と感染症対策」に統一します。 |
| 237 | 3章 | 「③地域生活等への移行の推進」が抜けていないか。「③ユニバーサルデザイン～」は④になるはずと思う。なお、p34の「ユニバーサルデザイン・おたがいさま運動の普及啓発」は、p46では「ユニバーサルデザイン、おたがいさま運動の普及啓発」になっている。 | p.37のとおり、「地域生活等への移行の推進」を追記します。 |
| 238 | 3章 | 第5期・第1期計画のp5では、「計画の推進に向けて」として、「（２）地域における連携・協力体制の活用：障害のある人の地域生活への支援や就労支援、障害への理解の醸成のために、サービス提供機関、ボランティア団体、地域の関係者・関係機関および障害者団体等と連携・協力し、障害のある人も参加した地域で支え合うまちづくりを進めていきます」の記載があった。大事な視点だと思うので、次期計画に引き継いではどうか。 | 第3章「３ 今期の主要テーマと取り組みの方向性」の「テーマ１.安心して暮らせる地域生活支援」において、関係機関との連携について記載をしています。引き続き、地域における関係機関との連携を図り、支援体制の向上を図ってまいります。 |
| 239 | 3章 | 第5期・第1期計画p30に「介護保険制度の利用開始の前後で利用者視点のサービスが大きく変化することのないよう、個々のケースに応じた柔軟な対応を行います」とある。大事な視点なので、次期計画にも残してほしい。本素案には65歳問題に関する記載が少ないように感じる。図表3-2，3-3も残してほしい。 | 介護保険サービスが原則優先されることになりますが、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のもの、必要なサービスの支給量が介護保険サービスのみによって確保することができないものについては、障害福祉サービスを受けることができます。また、サービスの支給決定にあたっては、一律に介護保険サービスを優先するのではなく、具体的な利用意向等を聞き取りにより、把握した上で、障害者の個々の状況に応じた柔軟な対応を行っています。高齢障害者については、第３章「3　今期の主要テーマと取り組みの方向性」の「テーマ.1　安心して暮らせる地域生活の支援」の中で記載しています。 |
| 240 | 3章 | p.34の取り組みが障害者計画のどの施策にぶら下がっているのか、ｐ.25に囲みを入れるなどして明確にしてください。通常この中のどの部分を重点的に行うかを決めます、また、今期、なぜ、この取り組みが主要テーマなのかを明確に、実証データから説明してください。アンケート結果や統計データから、納得できる理由を区民に説明してください。どこにも、記載がありません。素案を作成した方は、どこから、このテーマをもってきたのですか。国が用いているから障害者の高齢化と重度化としていますが、障害者の寿命が延びたのでしょうか。医療が進歩し、重度の障害者が長く生きられるようになったのでしょうか。そんなことないと思います。人口に占める障害者の割合は変わっていませんし、それほど寿命も延びていません。むしろ、高齢者は疾病から身体障碍者手帳を取得するようになったから、高齢化が進んでいるように見えるのです。また、高齢化は障害者本人というより、介護者の高齢化が問題なのです。日本は家庭介護を基本としてきましたが、今は皆仕事を持ち、核家族になり、介護者が母親だけになっています。このことが高齢化の第一の問題ではないのですか。重度化については、施設入所が基本だったのが、在宅で過ごす重度障害者が増えたことが、顕在化した要因だと思います。実態を詳細に分析すれば、どんな高齢化なのか、重度化なのかが見えてくるはずです。生データがあれば、やってみますので、言ってください。けれども、品川区では重度障害者は減少しています。品川区の障碍者サービスが脆弱で、生活できないからです。このテーマは策定委員会で、どれほど議論されたのでしょうか？何も議事録からは見えてこないのは、残念です。丁寧な分析を再度行ってください。ただ、数字を並べただけの意味のない計画は、誰も使用しないし、見もしなくなるでしょう。 | 「３ 今期の主要テーマと取り組みの方向性」については、「品川区障害福祉計画策定委員会」で議論を経て設定したものです。 |
| 241 | 3章 | 現状と課題としていますが、現状が示されていません。「安心して暮らせる地域生活の支援」について、現状では安心して暮らしているのですか。不足しているサービスはないのですか。もし、安心して暮らせるのであれば、施設入所などせず、地域で暮らせるはずです。その実態を示すには、地域移行できていないデータを提示してください。 | 第3章に記載の通り、障害のある方が、安心して暮らせる地域生活の支援を図ってまいります。地域移行の意向については、相談支援の中で把握してまいります。 |
| 242 | 3章 | 「地域生活支援拠点機能の充実」って、何ですか。 | p.39に地域生活支援拠点等のイメージ図を追加しました。品川区では、地域拠点相談支援センターを中心として面的整備型の地域生活支援拠点等を整備し、障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」は、多機能拠点型の地域生活支援拠点等して整備しました。地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。 |
| 243 | 3章 | 地域生活支援拠点とは何ですか。現在、どこにあるのですか。5つの機能は稼働しているのですか。 | p.39に地域生活支援拠点等のイメージ図を追加しました。品川区では、地域拠点相談支援センターを中心として面的整備型の地域生活支援拠点等を整備し、障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」は、多機能拠点型の地域生活支援拠点等して整備しました。地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。 |
| 244 | 3章 | 高齢化・重度化の実態を示してください。どのように高齢化しているのか、寿命が延びたからですか。そうではなくて、高齢者が疾病により身体障害になるケースが多いのではないのですか。重度化は、身体の方か、知的の方が、何かの要因で重度化したのですか。私は、重度の障害者が遠方の施設ではなく地域で暮らす選択をしている方が増えたのだと思いますが、違いますか。 | 障害のある方が、高齢化・重度化しても地域で暮らしていくことができる体制をつくることが重要だと考えています。第3章に記載のとおり、施策に取り組んでまいります。 |
| 245 | 3章 | 重症心身障害者や医療的ケアが必要な方に対する支援が課題としていますが、どう課題なのですか。現状のサービスが何で、それでは十分でないのですか。 | 障害のある方が、高齢化・重度化しても地域で暮らしていくことができる体制をつくることが重要だと考えています。第3章に記載のとおり、施策に取り組んでまいります。 |
| 246 | 3章 | 「親亡き後を見据えた居住支援のための機能の充実化」で、機能を充実化するとは何ですか。 | 第3章の「３ 今期の主要テーマと取り組みの方向性」の「テーマ１.安心して暮らせる地域生活の支援」に記載のとおりです。 |
| 247 | 3章 | 「選択の機会の拡大」としていますが、現状は、どの程度選択の機会があって、どの程度まで拡大するのですか。 | 第3章の「３ 今期の主要テーマと取り組みの方向性」の「テーマ１.安心して暮らせる地域生活の支援」に記載のとおりです。 |
| 248 | 3章 | 「相談支援を充実させる」としていますが、選択肢がないとしたら、相談支援を充実させても仕方ないのではないですか。 | 「３ 今期の主要テーマと取り組みの方向性」の「テーマ１.安心して暮らせる地域生活の支援」に記載の通り、相談支援の充実を図ってまいります。 |
| 249 | 3章 | 区内は社会資源が乏しいことが課題ですが、どう増やしていくつもりですか。グループホームは現在、いくつあり、定員は何人で、対象はどうなっているかを示してください。 | 第3章３「３ 今期の主要テーマと取り組みの方向性」の「テーマ１.安心して暮らせる地域生活の支援」③事業所整備の促進で記載のとおりです。資料６に事業所一覧を追加します。 |
| 250 | 3章 | サービスの担い手が不足している現状は、どのデータから言えるのですか。そして、どのような人材が不足しているのですか。 | 令和元年に実施した実態・意向調査（品川区障害福祉計画策定のための基礎調査）において事業所に調査をしています。品川区障害福祉計画策定のための基礎調査報告書については、区ホームページに「第1回品川区障害福祉計画策定委員会（令和2年7月28日開催）」の資料として掲載していますので、ご覧ください。 |
| 251 | 3章 | 災害時における避難支援が求められるとしていますが、どのような避難支援が求められているのですか。一般の避難支援ではダメなのですか。その理由は何ですか。 | 災害対応については、「３ 今期の主要テーマと取り組みの方向性」の「テーマ１.安心して暮らせる地域生活の支援」の包括的な相談支援の充実の中で災害対応について記載しています。 |
| 252 | 3章 | コロナのところで、「状況に応じた対応」はどのような対応ですか。 | 新型コロナウイルス感染症に対しては、感染症予防等、状況に応じて対応していくことが必要だと考えています。 |
| 253 | 3章 | 「地域生活支援拠点検討会」とは何ですか。どのようなメンバーですか。障害者当事者・介護者も含めて議論してください。どのような機能をどの程度備えるべきかは、障害者によって価値観や考え方が異なると思いますので、多くの区民が参加して検討することが重要だと思います。 | 令和３年度以降、地域生活支援拠点としてのあるべき姿を検討する会議体の設置を予定していますが、内容については現在検討中です。 |
| 254 | 3章 | 「地域生活支援拠点検討会」のメンバーは誰か。開催頻度はどれくらいか。 | 令和３年度以降、地域生活支援拠点としてのあるべき姿を検討する会議体の設置を予定していますが、内容については現在検討中です。 |
| 255 | 3章 | 相談支援の役割がいまいち分からない。役割をわかりやすく説明してほしい。 | 相談支援については、区ホームページに「相談窓口の案内チラシ」を掲載していますので、ご覧ください。 |
| 256 | 3章 | ２、P３５　第３章　地域で暮らすための介護の絶対量を増やすとともに個人を尊重できる人材育成に向けた計画を明確にしてほしい。障害者権利条約１９条では、「他の者と同じように、住む場所を選び、どこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」とあります。本素案でも繰り返されていますが、具体的に反映させるためには、重い障害があっても２４時間介護支援を受けて自立生活を送ったり、グループホームやシェアハウスなどでくらしたり、支援を受けながら自由に一人で暮らし外出や買い物をしたいなど、多様な生活を選択することが可能な支援体制を確立してほしい。あらゆる人が地域でともに生活する社会を目指すのであれば多様な選択肢を用意すべきと思います。 | 地域で自立して生活するためには、障害者の暮らしを支える障害福祉サービスの充実が必要です｡多様な生活が選択できるよう障害福祉サービスの拡充に努めてまいります。 |
| 257 | 3章 | 「医療的ケア」は、医療行為のことです。「医療的ケアが必要な障害者」ではないですか。 | p.40のとおり、「医療的ケアが必要な方」に修正します。 |
| 258 | 3章 | 地域生活支援拠点マネージャーは現在何人いるのですか。そして、どのような役割を果たしているのですか。「効果的かつ効率的に実施できるよう」って、どうやってできるのですか。 | 現在、地域生活支援拠点３ヵ所に１名ずつ配置されています。詳細は、品川区地域生活支援拠点事業実施要綱に記載があります。 |
| 259 | 3章 | 「自分らしく自己決定し」って、意味が理解できません。反対に、「自分らしくない自己決定」って何ですか。 | 障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、自己決定の尊重に基づき、可能な限り本人が自ら意思決定ができるよう支援を行います。素案では、抽象的な文言になっていたため、p.41のとおりに修正します。「障害者福祉に関わる全ての支援員が意思決定支援ガイドラインに基づき、障害者の意思決定支援に配慮した相談支援を実施します。」また、ｐ.39のとおり、地域生活支援拠点機能を充実する方向性を表す具体的な表現に修正します。  「地域生活支援拠点において、障害福祉サービス事業所との連絡会を通じて、情報共有を行い連携強化することで、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。」 |
| 260 | 3章 | 「活動しやすくするための環境調整」は、どのようなことを指しているのですか。 | 第3章「３ 今期の主要テーマと取り組みの方向性」の「テーマ１.安心して暮らせる地域生活の支援」に記載のとおりです。 |
| 261 | 3章 | 「会館を改修して」は、どのような改修をしたのですか。改修するだけで、医療的ケアを必要とする障害者の受け入れができるようになったのですか。何人受け入れるのですか。 | 重度の身体障害のある方や医療的ケアが必要な方の居室に床暖房を設置しました。医療的ケアが必要な方が利用できるよう整備しました。 |
| 262 | 3章 | なぜ、ピッコロの定員拡大を図るのですか。現状、定員が少なく、週3日しか通所できていないのを解消するためですか。また、定員は、何人か。部屋のスペースはそのままですか。基準に合致していますか。 | 利用者ニーズに対応するため、定員数を6名に拡大しました。基準上の問題はありません。 |
| 263 | 3章 | 医療ケア児とその保護者が集まる交流の場というのは、対象は児童だけなのですか。その理由は何か。医療的相談は、医師が巡回するのですか。 | 令和３年４月に開設した「インクルーシブひろば」では医療的ケアが必要なお子様を中心とした障害のあるお子様と保護者の方に、地域の子ども達とインクルーシブな環境で安心安全に過ごせる場を提供し、仲間づくりや地域コミュニティへの参加を促進するとともに、子育てに関する相談支援を保護者の方に提供します。保育士、看護師、児童指導員などの専門職が子育てなどの相談を行い、育児不安の解消を図ります。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン相談を実施します。 |
| 264 | 3章 | 事業所とはどのような事業所ですか。なぜ、促進するのですか。どの程度不足しているのですか。 | 相談支援事業所のことであるため、p.40のとおり、追記・修正します。サービスの見込量については、第5章に記載しています。 |
| 265 | 3章 | 重度障害者グループホームの入居対象は。設計を行うにあたって、ぜひ、当事者、介護者、支援者を含めたワーキングチームを作ってください。ユニバーサルデザインに沿った設計をするには、実際に使用する当事者の参画が必要です。これまでも、品川区の施設はバリアフリーの設計になっていません。 | 重度障害者を対象としたグループホームです。区有施設を新たに整備する際は、関係法令や国・都のガイドラインに従い、ユニバーサルデザインに対応した設計をしてまいります。 |
| 266 | 3章 | 費用の一部を補助して、どのくらい民間のグループホームが整備できたのですか。また、補助にあたっては、重度の障害者が入居できるよう、対象に含めるような条件を必ずつけてください。 | 令和３年３月末時点で平成30年度以降、整備費補助を活用してグループホームを整備した実績はありません。引き続き事業者の誘致を図ってまいります。 |
| 267 | 3章 | 小山台住宅跡地の計画は、いつ整備予定ですか。施設の概要と計画を示してください。 | 小山台住宅跡地の整備計画については、検討中です。 |
| 268 | 3章 | 荏原地域に障害者施設の整備はどうなりましたか。重点施策だったのに、今回の計画から削除したのはなぜですか。区庁舎や四中跡地等の公共施設を活用して整備をお願いします。 | 荏原地区において、指定特定相談支援事業、障害児相談支援事業、児童発達支援事業、放課後等デイサービスなどの事業所が複数開設されました。引き続き、区内全域における事業所の開設に向けて取り組んでまいります。 |
| 269 | 3章 |  | 特定の法人に対するご意見のため、回答できかねます。 |
| 270 | 3章 | 「地域生活支援拠点マネージャー」について。①これは相談支援専門員が担当するのか。②現在すでに何人が配置されているのか。③まだであれば、全部で何人の配置を想定しているのか。各拠点に1名ずつか。 | 現在、地域生活支援拠点３ヵ所に１名ずつ配置されています。 |
| 271 | 3章 | 具体的にどういった支援をさしているのか。抽象的でよく分からない。①もっと具体的に書いてほしい。②未定であれば、今後どこが担って検討していくのか。 | 人材の確保・育成については、第3章に記載のとおり取り組んでまいります。 |
| 272 | 3章 | 「②重症心身障害者・医療的ケアに対する支援の充実」のところで、医療的ケアの方が入れるグループホーム整備について書いてほしい。他区では既に設置が進んでいる。品川区でもぜひ取り組んでもらいたい。 | 医療的ケアが必要な障害者に対応できるグループホームについては、実施方法について研究してまいります。 |
| 273 | 3章 | 「事業所の整備促進および拡充を図ります」とあり、いちばん下の●でも「新規事業所の参入を促進し、サービス提供体制の確保を図ります」とあるが、これがなかなか進んでこなかった。今までと同じやり方では難しい。何か新しい方策があるのなら明記してほしい。 | 区では整備費補助金の活用によるグループホームの誘致や運営費の一部を補助し相談支援事業所の誘致を図っています。引き続き、事業所の整備促進に努めてまりいます。 |
| 274 | 3章 | 「心身障害者福祉会館を改修して、医療的ケアを必要とする障害者の受け入れを開始します」とある。①生活介護での受け入れか。②医療的ケアを必要とする障害者の定員目安は。③開始のめどはいつかを明記してほしい。 | 心身障害者福祉会館の生活介護において、医療的ケアが必要な方が利用できるよう整備しました。利用を検討される方に対しては、心身障害者福祉会館、地域生活支援拠点等で相談に応じています。 |
| 275 | 3章 | 戸越分室での医ケア児支援について。①利用対象者へのニーズ調査などは行なったのか。②行なった場合、それはコロナ禍以前か。ニーズはどう出たか。③医ケア児の場合は特に、感染が心配で外出を控えるケースも多いと思うが、送迎は依然行わない予定なのか。送迎のニーズについてはどのような調査結果だったのか。④戸越分室での支援内容が、医ケア児支援連絡会開催前から決まっていたことに違和感がある。なぜ、連絡会立ち上げ前に行政主導で決めてしまったのか。 | 令和3年4月に開設した「インクルーシブひろば」では医療的ケアが必要なお子様を中心とした障害のあるお子様と保護者の方に、地域の子ども達とインクルーシブな環境で安心安全に過ごせる場を提供し、仲間づくりや地域コミュニティへの参加を促進するとともに、子育てに関する相談支援を保護者の方に提供します。オンライン相談も行っています。医ケア児支援連絡会は情報共有・連携強化のための場です。なお、区では、引き続き、区民の声を聞きながら様々な施策を進めてまいります。 |
| 276 | 3章 | 「介助者の負担軽減のため、短期入所等のレスパイト支援を推進します」とある。①「推進します」とあるが、重症心身・医ケアともに、短期入所は現在どこで受入れができているのか。②まだであれば、どこでの受入れ「推進」を想定しているのか。③第5期・第1期計画では「医療的ケアの必要な重症心身障害児者等については、通所施設や短期入所において医療ニーズの高い利用者を安全かつ安定的に受け入れるための体制整備（中略）を進めていきます」とあり、「児」についても記載があった。本素案では、p36に加えp41でも医ケア児については触れられているが、医ケア「児」の短期入所についての記載が見当たらない。いつまでに、どこで受け入れていくのかを明記してほしい。 | 具体的なことを含めて検討し、推進してまいります。 |
| 277 | 3章 | 小山台住宅等跡地での児童発達支援センターについて。①計画策定委員会において、「次期計画の計画期間内の開設は難しい」との見解が区から出されたが、概ねいつまでの開設をめどにしているのかを明記してほしい。②どういう機能を持たせるのか。③未定であれば、今後どの会議体で検討していくことになるのか。 | 小山台住宅跡地の整備計画については、検討中です。 |
| 278 | 3章 | 今期の福祉計画における主要テーマ…においては、障がい者の地域生活に関する事柄の促進がうたわれているものの、具体性が少なく、特に訪問介護についての言及がない。地域生活促進のためには不可欠な事業であり、明確にかつ詳細に記載されるべき。 | 地域移行を進めるにあたり訪問系サービスも重要なサービスとなるため、p.40のとおり、③事業所の整備促進を次のとおり修正します。「障害者の生活の場を選択する機会を確保するため、地域移行支援のサービスを提供する相談支援事業所の開設や訪問系サービスの拡充を促進します。」 |
| 279 | 3章 | 最後の「新規事業所の参入を促進し、サービス提供体制の確保を図ります」とありますが、現実として新規事業所の参入を促進するどころか、阻むようなことが起きています。（ぐるっぽ運営法人公募の件）サービス利用者の立場としては、大きな不安であり、信頼を損ないかねない出来事です。この計画が計画倒れにならない様、切に願います。 | 区外法人による新規事業所の開設が増えています。引き続き、新規参入の促進に努め、サービス提供の確保を図ります。 |
| 280 | 3章 | 「意思決定支援に配慮した」って、具体的にどういうことですか。 | 意思決定支援とは、自己決定に困難を抱える障害等のある方が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、本人の意思の確認や意思を推定し、最後の手段として最善の利益を検討するために相談支援員や福祉関係職員等が行う支援の行為及び仕組みのことです。この考えのもと、相談支援を行っています。 |
| 281 | 3章 | 基幹相談支援センターって、どこにありますか。何人の相談支援員がいるのですか。同様に、地域拠点相談支援センター、計画相談支援事業所の違いを分かりやすく、表にして説明してください。 | 障害者福祉課の職員が担っています。す。障害者の各種相談については、「相談窓口のご案内チラシ」を区ホームページに掲載しているほか、希望者には、障害者福祉課および地域拠点相談支援センターでも配布しています。 |
| 282 | 3章 | 高齢障害者が抱える課題とは何ですか。 | 高齢期を迎えると、機能低下による二次障害等、介護が必要になる場面が増え、個々の状況に応じ障害福祉と介護が連携して、本人とご家族の生活を支援する必要があります。また、在宅生活の継続が難しくなり、入所等、本人やご家族にとって、これまでの生活を変化せざるを得ない場面を迎えることもあります。 |
| 283 | 3章 | 現在の在宅介護支援センターで相談支援事業所を併設しているのは、何カ所で、利用実績は何人いるのか示してください。 | 令和3年4月現在、４ヵ所開設しています。現在、それぞれの事業所において段階的に利用者の移行および新規受入れを進めています。 |
| 284 | 3章 | 「相談支援ネットワーク」とは何ですか。「家庭の事情を踏まえた家族支援」とは、具体的にどのようなことですか。 | 相談支援ネットワークは、基幹相談支援センターと地域拠点相談支援センターなどの相談機関と相談情報を共有するためのパソコン上でのネットワークシステムです。相談支援にあたっては、本人の心身の状況だけでなく、家庭の事情も踏まえた相談支援を行っています。短期入所の利用など家庭の事業を踏まえたサービスの提供につなげています。 |
| 285 | 3章 | 虐待について、何件あって、解決できたのですか。区内では、これまで障害者事業所において虐待が起こっていますが、要因は何ですか。 | 障害者虐待については、障害者虐待防止法に則り適切に対応しています。 |
| 286 | 3章 | 機会の充実とはどうやってするのか。品川区の余暇教室は軽度障害者しか対象にしてない。重度もできるよう合理的配慮をしてください。 | 障害者スポーツの体験イベントである障害者スポーツチャレンジデーでは、重度障害の方でも介助者のサポートがあれば体験できる一部の種目や車椅子競技のプロ選手によるエキシビジョンマッチなど、「する」スポーツだけでなく「みる」スポーツとしてもご参加いただけるよう取り組んでいます。また、継続してスポーツに親しみ楽しんでもらうため、障がい者スポーツ指導員等を福祉施設等に派遣する事業を実施してまいります。 |
| 287 | 3章 | 「障害者の意思決定支援に配慮した相談支援を実施」とある。①具体的に現状で「意思決定支援に配慮」できていないと思われる部分があるのか。②それはどういう点か。③どうやって改善していくのかについて触れてほしい。 | 現状の相談支援でも取り組んでいますが、引き続き継続してまいります。 |
| 288 | 3章 | 基幹相談支援センターは、障害者福祉課が担っているが、何名体制なのか。そのうち専従職員は何名か。 | 障害者福祉課の職員が担っています。 |
| 289 | 3章 | 「定期的に相談支援事業所連絡会を開催」とある。①過去の年度ごとの開催回数は。②指定特定相談支援事業所も含めた、区内の全相談支援事業所が招集されるのか。③今後はどのくらいの頻度で開催していく見込みか。コロナ禍においても、ZOOMなどを活用すればリモートでも開催できるので、既定の回数をきちんと実施してほしい。 | p.67に記載の通り、区内の相談支援事業者を対象に実施しています。 |
| 290 | 3章 | 在支での相談支援について書かれているが、現状在支で何件程度の障害者の計画相談を担当しているのか。 | 個別の事業所の実績について障害福祉計画に記載する考えはありません。障害福祉サービス等の実績については、第5章に記載があります。 |
| 291 | 3章 | 構築すると書かれている「相談支援システムネットワーク」について。①これは、2月8日に簡易型プロポーザルの公募が出たものと思われる。地域拠点相談支援センターにはヒアリングをしたとのことだが、相談支援部会には諮っていないと聞いた。相談支援のシステムに係る大事なことは、今後相談支援部会でも検討するようにしてほしい。②文末の「相談支援の向上」は、相談支援の何の向上か。明確にしてほしい。 | 区と地域拠点相談支援事業所等との間をつなぐパソコン上のインフラ整備を図るものですので、区と地域拠点相談支援事業所等において進めてまいります。 |
| 292 | 3章 | 「就労の多様化など、家庭の事情を踏まえた家族支援を行います」とある。①具体的にはどのような家族支援を想定しているのか。②未定であれば、今後どこの会議体が担って検討していくのか。③実態調査からは、どのようなニーズを把握したのか。大人の日中一時支援のニーズをどう見たか。p110の表によると、2割弱の方が利用を希望しているが。 | レスパイトなど、家庭の事情を踏まえ、障害福祉サービス等の提供を想定しています。相談支援体制については、基幹相談支援センターである区および地域拠点相談支援センター等が連携を図りながら進めてまいります。日中一時支援については、大人は対象としていません。生活介護や訪問系サービス、短期入所等の障害福祉サービスをご利用いただくことを考えています。 |
| 293 | 3章 | 合理的配慮は、心だけでなく、ハードの整備が重要です。そのことに触れてない。例えば、駅ホームの安全ドア、公共施設のエレベーターの設置、段差の解消など。心の理解だけでは解消できないバリアです。 | p.52のとおり、歩道や公共施設等のバリアフリー化の推進に努めてまいります。公共施設のうち、既存施設へのエレベーターの設置等は、建物の構造上の問題や建築法令上の制約により、実施困難であることが多いため、施設の改築工事時に対応してまいります。また、新・改築工事の際は、関施設全体がユニバーサルデザインに対応するよう、整備を進めてまいります。 |
| 294 | 3章 | 防災関係機関って、具体的にどこか。 | 災害時の支援については、連携の在り方を含め、具体的な方法について庁内で検討してまいります。 |
| 295 | 3章 | 「障害児者の受け入れ拡充」とは、全体的に広げるのか、これまで受け入れが進まなかった障害者を対象に拡充するのか、説明して。現状はどうなのですか。 | 重症心身障害、強度行動障害、医療的ケアが必要な方等に対応できる専門的人材の育成を図ります。 |
| 296 | 3章 | 移動支援従事者等の研修の実績を示して。実施回数を増やすのか。 | 研修の詳細については、障害福祉計画に記載はしませんが、引き続き人材育成に努めてまいります。 |
| 297 | 3章 | 「養成研修等の実施」だけではなく、研修回数の見込みを示してほしい。 | 研修の詳細については、障害福祉計画に記載はしませんが、引き続き人材育成に努めてまいります。 |
| 298 | 3章 | 「地域生活支援拠点を中心とした地域の事業所連絡会」とある。①対象のサービスは何か。障害児通所支援から訪問系サービス、居住系、また日中一時支援、移動支援など種類が多いが、どのサービスでの事業所連絡会を想定しているのか。②「地域生活支援拠点を中心とした」ということは、エリア別に行うのか。 | 事業所連絡会については、対象サービスを限定することは考えていません。区立障害児者総合支援施設および区立心身障害者福祉会館等が中心になって実施してまいります。 |
| 299 | 3章 | 民生委員の協力って言いますが、一度も声をかけられたことがありません。地域センターや民生委員が何をするのですか。 | 民生委員は、地域住民の立場で地域の方からの相談を行政などに橋渡しします。 |
| 300 | 3章 | 38ページ　人材と確保・育成　行動援護の人材確保もうたって欲しいです。だれもが安心して地域で暮らしていくには、少数でも、一番困っている人の支援にも目を向けて欲しいです。 | 人材の確保・育成については、行動援護従事者も含め、人材確保を図ってまいります。 |
| 301 | 3章 | 災害時の支援について、障害児者の、特に人工呼吸器使用者の避難個別計画の作成を記載してほしい。保健センターと連携して進めているところであると思うが、具体的に記載して推進していってほしい。 | 現在、在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画の作成を進めています。P.42のとおり、「在宅人工呼吸器使用者をはじめ、障害者の災害時個別支援計画を作成します。」を追記します。 |
| 302 | 3章 | 「包括的な障害児支援の充実」で、〈現状と課題〉の書き出しが「区では人口増加に伴い、障害児や発達・発育に支援が必要な子どもが増加傾向にあります」なのは、事実とはいえさみしい。第5期・第1期計画のように「児童福祉法には、障害のある子も等しく『児童』であることを踏まえ、『子どもの最善の利益』が実現される社会を目指すとの考え方が基本にあります」の考えを最初に示してほしい。 | 区では、児童福祉法の規定を踏まえ、障害のある子どもの支援を行うにあたっては、その気づきの段階から、障害の種別にかかわらず、子ども本人の意思を尊重し、子ども本人の最善の利益を考慮することが必要であると考えています。表記内容については、ご意見として承ります。 |
| 303 | 3章 | 早期発見・早期支援について。①子どもが生後8カ月のときから品川区で子育てをしてきたが、乳幼児健診での医師の対応や、オアシスルームや区立保育園での一部職員の対応に、非常な違和感と不信感を覚えてきた。本素案にもいろいろと記載はあるが、一保護者の見る現場の状況は決して良いとは言えないと思う。早期発見・早期支援のため、障害者福祉課の療育支援担当がイニシアチブを取り、区内各担当部署と打ち合わせて、統一した対応方法を早急に決めてほしい。②障害判定前の子を持つ保護者の不安や、保育者等への相談にどのように対応するか、障害者福祉課が保育課等と連携して早急に取り決めるべき。障害児の早期支援と保護者の精神面でのサポートの方針を区で定め、「保護者からこういう相談があったら、こう対応する」というマニュアル等を作成し、現場スタッフに周知させ、「対応する人によって違う」事態とならないよう配慮してほしい（対応が違うと保護者が無駄に混乱するので）。 | 第3章に記載のとおり、発達段階やライフステージに応じて、適切な支援を行えるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制構築に向け、検討・推進します。 |
| 304 | 3章 | 障害児支援を提供する体制構築について。①具体的にどのようなものを想定しているのか。②未定であれば、今後はどこの会議体で検討されていくのか。 | 具体的な実施方法については検討中です。 |
| 305 | 3章 | 発達障害について触れられているが、本計画で発達障害支援に関する記載は、ほぼこの2行くらいしか見当たらない。①発達障害支援に関する取り組みの記載が少なすぎないか。これで十分という認識か。②「一層充実します」ということは、現在充分にできていて、今やっている内容を続けていくという認識かと思うが、その理解でよいか。③ここは、発達障害児についての記載。大人の発達障害支援についてはさらに記載がないが、どのように支援していくのか、明確に示してほしい。④大田区は発達障害支援の計画を別に立てているが、品川区もそうする予定で、本計画での記載が少なくなっているのか。⑤国は発達障害者支援地域協議会について言及しているが、品川区での設置の予定があるなら明記してほしい。 | 発達障害について相談体制を強化するため、令和３年４月に「発達障害者相談支援センター」を設置しましたので、p.82に追記します。また区では既に区立発達障害者支援施設「ぷらーす」や発達障害・思春期サポート事業「ら・るーと」において発達障害者支援を実施しています。また、発達障害者への支援に関するコラムをp.44に追記しました。なお、国の基本指針については、都道府県において設定するものも含まれています。発達障害者支援センター等は都において実施するものと考えています。 |
| 306 | 3章 | 「包括的な障害児支援の充実」では、大変な遅れが生じている障害児相談支援の現状も、取り組みの方向性も書かれていない。①P67では、障害児相談支援の令和元年度の実績176名から、令和5年度に1，260人まで増えると見込んでいるのに、これについての記載がないのはあまりにも不自然。取り組みの方向性と見込量との間に関連性が見えない。〈現状と課題〉と〈取り組みの方向性〉で、遅れている障害児相談支援の実施について明記していただきたい。②障害児相談支援について、多くの保護者は何の知識もない。保護者対象の「障害児相談支援説明会」を実施するべき。動画でも構わないので実施してほしい。 | 区では補助制度を創設し、障害児相談支援事業所の誘致を図りました。引き続き、サービスの充実に努めてまいります。 |
| 307 | 3章 | 具体的に実施した障害児支援を記載してください。 | 第3章の２施策の柱に対する前計画の実施状況、3．子どもの成長を支える療育と家族支援体制の充実に、取り組みについて記載しています。 |
| 308 | 3章 | 「しかしながら、障害の早期発見・早期療育に…求められています」は、文法的におかしい。上記支援が十分でなかったのなら、それを示すデータを付けてください。 | ご意見として承ります。 |
| 309 | 3章 | 「初回までの待機時間の短縮～」といいますが、現状はどのくらいで、どのようにして短縮させるのですか。 | 初回相談待ち期間が数か月以上という状況ですので、児童発達支援センター「品川児童学園」において、初回相談の待機期間の短縮に向けて取り組んでまいります。 |
| 310 | 3章 | 障害児のライフステージは、未就学と小・中・高校ということですか。 | 在宅移行期、幼児期、学齢期から成人期、成人期とライフステージに応じた支援体制の構築に努めてまいります。 |
| 311 | 3章 | 包容（インクルージョン）の推進って、何のことですか。インクルージョンは社会学（福祉）では使用しません。何を誰が包容するのですか。誰がそれを求めているのですか。 | 区では、障害のある人もない人もお互いに尊重し合い、支え合いながら地域の中で共生する社会の実現を目指しており、インクルージョンの視点は重要だと考えています。 |
| 312 | 3章 | また、障害児の地域社会への参加とはどのようなことですか。障害があってもなくても、地域のお祭り等に参加はできますが。地域支援体制もどのようなことですか。 | 障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）については、第3章「３今期の主要テーマと取り組みの方向性」の「テーマ２.包括的な障害児支援の充実」の中で記載しています。 |
| 313 | 3章 | 早期発見・早期支援と言いますが、障害児というレッテルを早期にはることが良いことなのですか。また、不適切な支援は、かえって児童の発育に悪い影響もあります。良い医師と医療技術者、支援者が見守っていける体制が重要だと思います。 | ご意見として承ります。 |
| 314 | 3章 | 成年後見制度の活用が、権利擁護になる理由を説明してください。他にどのような取り組みをしたのか。認知度は今どのくらいか。 | 成年後見制度を活用することによって、後見人等による財産管理の側面だけでなく、意思決定支援・身上保護の側面により、権利擁護が図られるとされています。  なお、成年後見制度の認知度については、令和元年１０月に実施した実態・意向調査によると、成年後見制度の名前も内容も知っている人は28.7％、名前は聞いたことはあるが、内容は知らない人は42.5％でした。 |
| 315 | 3章 | 発達障害のある子どもとは、どういった人が対象ですか。なぜ、発達障害のサービスのみを充実させるのですか。他の障害は必要ないのですか。 | 障害児の支援にあたり、発達障害に限定していません。 |
| 316 | 3章 | 成年後見制度は問題点もあり、訴訟も起こっています。どのような周知をしていますか。問題点も説明していますか。 | 成年後見制度について、様々な意見があることは認識しています、区では成年後見制度による支援が適切と考えられる方やその親族に対して、制度を正しく理解していただくことが大切と考えています。そのため、後見人等の活動内容や後見活動開始後にご本人の暮らしがどのように変わるかなど具体的な説明を行っています。 |
| 317 | 3章 | 発達に関する相談について書かれているが、子ども発達相談室にたどり着く以前に、障害者福祉課の療育支援担当に電話がつながらない、不在、質問しても回答がないなどの状況が起こっている。区内の障害児および発達の気になる子どもに対し、療育支援担当の人員が足りていないのではないか。人員は少しずつ増えていると思うが、障害児の受給者証発行者数は、毎年50～100人レベルで増加しており、すぐ追いつかなくなる。療育支援担当の人員強化の予定があるなら明記してほしい。 | 区では、民間の障害児相談支援事業所の増設を図りました。これまで障害者福祉課が児童の計画相談を実施してまいりましたが、民間事業所への移行を進めることで、障害者福祉課の相談体制の改善を図ります。 |
| 318 | 3章 | 障害児の短期入所について書かれているが、令和2年度の利用実績を示してほしい。 | 緊急時に障害児の受入れを行っています。詳細な実績については、障害福祉計画に表記する考えはありません。 |
| 319 | 3章 | 障害児通所支援の事業所増設について書かれているが、現状でまったく足りていない。p66を見ると、児童発達支援の一人一カ月当たりの利用日数は平成30年度の実績5日から令和5年度で10日、放課後等デイサービスの一人一カ月当たりの利用日数は平成30年度の実績5.3日から9日まで増えると見込んでいるが、受け入れる事業所がなければ絵に描いた餅になる。コロナ不況で、今後の新規参入もなかなか望めない。p117の利用意向を見ても、放課後等デイサービスの「現在利用しているが、もっと使えるなら使いたい」と「現在は利用していないが、今後利用したい」は合計で6割以上となっていて、利用の希望が顕著に多い。p53で医ケア児を受け入れる事業者を対象に「一定の条件のもとで運営費および開設準備経費の一部助成を行い」とあるが、医ケアの必要でない障害児を対象にした事業所にも、同様の助成を行って誘致しない限り、このコロナ禍では事業所は増えないし、見込量の実現は無理だと思う。同様の助成を行う旨明記してほしい。 | 区内の児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所は増えており、中期においても複数の事業所が新規開設しています。引き続き、誘致を図ってまりいます。 |
| 320 | 3章 | 放課後等デイサービスの事業所不足については、事業所の開設が盛んだった頃に「支給量は最大月10日」に制限し、事業者にとって「参入するのに魅力的な自治体」にしてこなかったのは区の責任だと思う。コロナ禍でいっそう新規参入が難しくなったが、過去のミスを修正するためにも、区が責任をもって事業所の誘致を行なうべき。「放課後等デイサービスガイドライン」にある「障害児の最善の利益」を考えてほしい。近隣に質の高い放課後等デイサービスの民間事業所がないのは、利用者ではなく区の責任。のんびりしていると状況はさらに悪化する。早く舵を切り直してほしい。 | 区内の児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所は増えており、中期においても複数の事業所が新規開設しています。引き続き、誘致を図ってまりいます。 |
| 321 | 3章 | 「より一層強化」の文言が出てくるが、障害児支援の現状を考えると、正直白々しく感じてしまう。計画相談にもつながっておらず、サービス担当者会議も実施されておらず、学校と障害児通所支援の事業所でバラバラの支援がされている現状だというのに「連携をより一層強化」と書くのは無理がある。素案全般に言えることだが、「より（充実）」「一層（充実）」「より一層（充実）」「更なる（充実）」等の言葉を使うときは、現在どれだけできているかをよくよく考えてからにしていただきたい。 | 区では補助制度を創設し、障害児相談支援事業所の誘致を図りました。引き続き、サービスの充実に努めてまいります。 |
| 322 | 3章 | 放課後等デイサービス事業所などの質の担保について書かれている。数年前、地域自立支援協議会の会長（当時）が、児童発達支援や放課後等デイサービスの連絡協議会なりネットワークなりを、行政が支援してつくるべきと仰っていた。「株式会社ならなおのこと、ネットワークを組まなきゃダメ。株式会社が自由にやっていくものではなく、規定の中でやるわけなので、何かしらのネットワークが必要。たぶんそれがないから、質が担保できないということで課題になっている」とのご指摘であった。この連絡協議会はその後、年何回程度のペースで開催されてきているのか。 | 「品川区地域自立支援協議会子ども支援部会」を、年数回のペースで実施しています。 |
| 323 | 3章 | 子ども発達相談室はどこにあるのですか。障害児対象の相談支援事業所の件数と利用者数を示してください。 | 子ども発達相談室は品川児童学園にあります。障害児相談支援事業については、事業所一覧を資料編に追加します。個々の事業所における利用者数を障害福祉計画に表記する考えはありません。 |
| 324 | 3章 | 発達障害者だけ、ペアレントプログラムやトレーニングをするのですか。これらは、どのような内容ですか。 | ペアレントトレーニングは、子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な療育スキルを獲得することを目指すものです。発達障害に限定して行われるものではありません。 |
| 325 | 3章 | なぜ、日中一時支援は、障害児だけが対象ですか。障害者の親も就労しています。障害児だけのニーズを明確にして、障害者と同じニーズは障害者のほうに記載してはどうですか。 | 障害者については、生活介護や訪問系サービス、短期入所等の障害福祉サービスをご利用いただくことを考えています。 |
| 326 | 3章 | 療育支援拠点は1か所しかないのですか。どういったメニューがあるのですか。 | 品川児童学園を区の療育支援拠点として位置付けています。現在、品川児童学園には、子ども発達相談室、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、日中一時支援があります。 |
| 327 | 3章 | 障害児通所支援で、「質を担保しつつ」はもっともなことですが、どうやって質の担保をするのですか。 | 「障害児通所支援事業所連絡会」を開催し、国や都の最新の情報や、事業者間の好事例の共有等を図ります。また、区では、第三者評価の受審費の補助を行い、事業者の積極的な第三者評価の受審を促進しているほか、指導検査等により事業者が適切な運営ができるよう指導しています。 |
| 328 | 3章 | 子ども支援部会には、当事者や親は含まれていますか。メンバーには、必ず当事者を参画させてください。 | 子ども支援部会は、品川児童学園、障害児を対象としたサービス事業所、子育て、保育、教育関係の機関等で構成されており、様々な立場からご意見をいただいています。部会の進め方については、引き続き研究してまいります。 |
| 329 | 3章 | 「成年後見制度利用の普及啓発」について、具体的に何を行ったのか明記してほしい。 | 相談の中で、成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者に対して、制度の紹介および品川成年後見センターと連携を図っています。また、障害者の方向けのパンフレットなどを活用し、普及啓発を図っています。 |
| 330 | 3章 | おたがいさま運動とは何ですか。高齢者も小さい子供連れも誰もが使いやすいユニバーサルデザインなら、みんなおたがいさまになるのではないか。 | 「おたがいさま運動」は、困っている人がいたら助ける、困ったときには「助けて」と言える、支え合いのまちづくりを進めるもので、ユニバーサルデザインについてもあわせて普及啓発しています。引き続き、相互理解の促進を図るため取り組んでまいります。 |
| 331 | 3章 | 保護者支援では、きょうだい児や他の家族の生活環境が維持されるための支援も必要。例えばきょうだい児の生活環境を整えたり、家事支援など。 | 個々の家庭等の事情に配慮し、相談支援を実施して、必要なサービスの提供を行っています。引き続き、介護者の負担軽減のため、短期入所等のレスパイト支援を推進します。 |
| 332 | 3章 | 地域自立支援協議会の専門部会の記載がある。①専門部会は議事録を作成していないと聞いた。議事録を作成・公開していただきたい。②本素案には、相談支援部会の記載がないようだが。どのように連携していくのか明確にしてほしい。 | 相談支援部会で議論された内容は「品川区地域自立支援協議会」で共有されます。引き続き、「品川区地域自立支援協議会」が活性化されるよう専門部会の取り組みを推進してまいります。 |
| 333 | 3章 | 第5期・第1期計画p38の図表3-7「子ども・子育て支援等における障害児の利用ニーズを踏まえた見込量」と、図表3-8「医療的ケア児の保育園等希望者数」は、インクルーシブの視点において非常に重要。なぜなくしてしまったのか。次期計画にも掲載してほしい。 | インクルーシブの視点については、第3章３（４）地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進の中で記載をしています。 |
| 334 | 3章 | 医ケア児の連絡会について。①連絡会はいつから開催するのか。②どのくらいの頻度で開催するのか。③戸越分室で行なわれる医ケア児支援の運営事業者が昨年決まったが、この運営事業所も委員として入るのか。 | 令和3年度以降の「品川区医療的ケア児等支援関係機関連絡会」の実施方法等については、検討中です。 |
| 335 | 3章 | 「重症心身障害児・医療的ケア児と地域の子ども達がインクルーシブな環境で過ごす場を提供するとともに、地域交流を通じた仲間づくりや子育ての情報交換などの支援を行います」とある。①医療的ケアの必要な子を連れていくのは大変だし、コロナ禍で外出自体を控えているご家庭も多いと聞く。今のご時世、「地域の子ども達」が集まることも難しい。利用対象者は40人に満たないのだから、個々のご要望をきちんと聞いて、区がコロナ以前からやりたいと思っていたことを推し進めるのではなく、あくまで現状での利用者のニーズにこたえる支援を徹底してほしい。②コロナ禍の中、バスや電車での移動は、医療的ケアの必要な方には危険。送迎を実施しないと、使いたくても使えない人が出てくる。送迎を実施していただきたい。③医療的ケア児等の連絡会の開催前に、行政主導で本件を決めたのはなぜか。 | 令和３年４月に開設した「インクルーシブひろば」では医療的ケアが必要なお子様を中心とした障害のあるお子様と保護者の方に、地域の子ども達とインクルーシブな環境で安心安全に過ごせる場を提供し、仲間づくりや地域コミュニティへの参加を促進するとともに、子育てに関する相談支援を保護者の方に提供します。オンライン相談も行っています。医ケア児支援連絡会は情報共有・連携強化のための場です。なお、区では、引き続き、区民の声を聞きながら様々な施策を進めてまいります。 |
| 336 | 3章 | 「看護師による相談業務」は、戸越分室で行なうのか。 | 戸越にある「インクルーシブひろば」のほか、オンラインでの相談も行います。 |
| 337 | 3章 | 「居宅訪問型児童発達支援の提供体制を区内で確保」とあるが、区内に事業所を誘致するということか。その方策は何か。 | 区内の児童発達支援事業等において居宅訪問型児童発達支援の開設できるよう事業者に働きかけてまいります。 |
| 338 | 3章 | 「平成29年度から区立保育園で医ケア児を受け入れ」とある。①今現在、医ケア児を受け入れている区立保育園は何カ所あるのか。②今現在、区立保育園に通っている医ケア児は何人いるのか。 | 令和2年4月現在、２園で３名の園児が通園しています。 |
| 339 | 3章 | 医療的ケアを実施している保育園は何カ所あり、定員は。具体的にどこですか。受け入れが進まない理由は何ですか。 | 令和2年4月現在、２園で３名の園児の受け入れを行っています。医療的ケア児の受け入れをする園や人数の制限は設けていません。園児の命をお預かりするため、安全確保が可能なことを確認して入園していただいております。 |
| 340 | 3章 | コーディネーターは現在配置しているのか。どのような人か。 | 令和３年度以降、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置します。 |
| 341 | 3章 | 包括的な支援体制は、具体的には何か。 | 重症心身障害児・医療的ケア児への包括的な支援体制の内容について、検討を進めています。 |
| 342 | 3章 | インクルーシブな環境は、どのような環境か。反対にインクルーシブでない環境はどのような環境か。 | 令和３年４月に開設する「インクルーシブひろば」では、医療的ケア児の親子同士や地域の障害のない親子との交流により、仲間づくりや地域コミュニティへの参加を促進するとともに、子育てに関する相談支援を保護者の方に提供します。 |
| 343 | 3章 | 「障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）」について。①品川区では、保育園在園障害児の加配の申請は、保護者からは一切できないシステムであり、医師は「品川区では加配の決定に際し、主治医の進言は何の役にも立たない」と言っていた。加配が必要かどうかの判断には、いちばん身近で毎日子どもを見ている保護者や、児童発達のプロである医師の意見も取り入れてほしい。担当部署に対し、障害者福祉課から働きかけていただきたい。②「保育園、幼稚園、小学校および特別支援学校やすまいるスクール（全児童放課後等対策事業）と連携して支援する体制を構築し」とあるが、具体的にはどのような体制を想定しているのか。もう少し具体的に書いてほしい。 | 特別支援保育審査会において、保育園在園障害児に対する加配について審査をしています。審査会には、医師、児童発達支援センター長、必要に応じて保護者と対象児が出席しており、専門家の意見も踏まえ判断をしています。また、在園途中に保育の運営上から加配の必要が生じた場合においては、園運営を鑑みて、審査しています。保護者より個別の配慮について相談があった場合には、通園していた保育園や幼稚園の対応について確認したり、在籍校と児童の安全確保のため情報共有をするなど、個別に連携を図っているところです。今後、切れ目なく共有できるしくみづくりなど検討してまいります。 |
| 344 | 3章 | 福祉の領域でインクルージョンを使うといいますが、厚労省は「ソーシャルインクルージョン」という言葉を使っても、インクルージョンという言葉は使用しません。インクルージョンはビジネスの世界で用います。そもそも何を包容するのですか。障害者を上から目線で包含してやったというような内容になっています。正確な定義を使用して、共生社会とはどのような社会かを、区民と議論したほうがよいです。 | 区では、障害のある人もない人もお互いに尊重し合い、支え合いながら地域の中で共生する社会の実現を目指しており、インクルージョンの視点は重要だと考えています。 |
| 345 | 3章 | 発達に支援が必要な子供だけが、偏見や不平等を受けるのですか。その場合の合理的配慮の理解は、誰が理解するのですか。 | 障害のある方が差別や偏見、不平等、不利益を受けないよう、合理的配慮の理解を促進できるよう、引き続き区民への周知を図ってまいります。 |
| 346 | 3章 | インクルーシブは乳幼児期から必要。認可認証無認可保育園、区立私立幼稚園へ合理的配慮を行うための手厚い人的経済的支援。技術的支援を求める。より小さいうちにともに過ごす経験こそその後の共生社会があたりまえになるのではないか。 | 区立保育園・区立幼稚園では派遣看護師を配置して園児の安全確保に努めるとともに、たん吸引等の従事者認定および事業者登録の際には、正規看護師による技術的支援を受けています。特別な支援が必要なお子さんの受け入れのため、職員全体で保育・教育環境の向上に取り組んでいます。私立認可保育園では、障害をお持ちのお子さんに対して保育士を加配する際の補助制度を、私立幼稚園では、心身障害児が1か月以上在籍する区内設置者に対し、補助制度をそれぞれ設けております。あわせて、私立認可保育園・私立幼稚園ともに、専門家を派遣して、特別な支援が必要なお子さんを保育・教育する際の留意点等についての質問や相談に応じる等の取り組みを実施しています。 |
| 347 | 3章 | 一般就労への移行が進んでいますというのは、どのような障害の方ですか。重度だと、一般就労の話すらありません。 | 就労移行支援や就労定着支援を活用し、一般就労への移行が進んいます。重度障害者の就労については、通期や職場での支援の方法について、「品川区地域自立支援協議会就労支援部会」で検討します。 |
| 348 | 3章 | 障害特性に応じた多様な就労形態とは、どのようなものですか。 | 短時間就労など、障害者の特性に合わせた就労形態です。 |
| 349 | 3章 | 福祉的就労の場における多様な就労形態とは、どのようなものがあるのか。 | 福祉的就労の場における多様な就労の在り方については、検討してまいります。 |
| 350 | 3章 | 豊かな日常生活とはどのような生活で、どのような施策をしたのか、利用者はどのくらいか示してください。 | 「豊かな日常生活を送るためのサービスの充実」は、障害者計画における施策の柱です。障害者一人ひとりに即した日常生活の質を高める支援の充実、文化・芸術活動、スポーツ等余暇活動の促進、地域における社会参加や社会活動への支援について取組みを進めています。利用者を限定するものではありません。 |
| 351 | 3章 | 創造や発表などの多様な活動とはどのような活動ですか。 | 第３章「３ 今期の主要テーマと取り組みの方向性」の「テーマ３.社会参加の促進」のスポーツ・文化芸術活動の推進に記載があります。 |
| 352 | 3章 | 新しい生活様式とはどのような生活ですか。 | 新型コロナ感染症対策のため使われるようになった用語です。長期間にわたって感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を、これまで以上に日常生活に定着させ、持続させなければなりません。それを「新しい生活様式」と呼びます。 |
| 353 | 3章 | 専門性の向上とは、どのような専門性を向上させたのか。 | 福祉的な専門性と就労支援事業における専門性のことです。専門性の向上に取り組むことを計画に掲げたものです。 |
| 354 | 3章 | 「障害者が就労に向けて」は、どのような障害者を対象としているのか。 | 障害種別を特定するものではありません。 |
| 355 | 3章 | 職場定着支援とは何か。成果はどうか。 | 障害者が安心して働き続けられるよう、訪問等により、障害者や事業者に対して必要な助言などを行っており、職場での定着を図っています。 |
| 356 | 3章 | 自営や企業で働く重度障害者って、どのような障害者ですか。企業で働かせたいですが、そのような支援を受けたことがありません。 | 具体的な内容は、「品川区地域自立支援協議会就労支援部会」で検討する予定です。 |
| 357 | 3章 | ④ｐ４２　（３）社会参加の促進〈現状と課題〉１０，１１行目　引き続き、福祉的就労の場における多様な就労の工夫が求められるととも に、民間企業に対しては、障害者の雇用拡大に向けた障害者理解の促進が求められます。福祉的就労の場と民間企業への指導を行うのは、障害者福祉課ではないですか。指導の具体的な内容を見たいです。 | 障害者理解の促進については、引き続き、民間企業等へ働きかけを行ってまいります。区の指導については、障害者総合支援法に基づき、同法の規定により指定を受けた障害福祉サービス事業者等に対する指導検査を実施しています。 |
| 358 | 3章 | ⑤ｐ４２，１６行目　さらに「新しい生活様式」に対応した活動支援についても、検討していきます。１行では説明不足です。「新しい生活様式」とは、かつて経験したことのないコロナ禍という事象で生じた言葉です。そのことを明記しなければ、共通認識になりません。 | 第6章「7 用語集」に追加します。 |
| 359 | 3章 | ⑥ｐ４２　取り組みの方向性> ◎多様な就労支援17行日 ①就労支援の充実「品川区地域自立支援協議会就労支援部会」とはどのような組織ですか。当事者、利用者、家族が参加して意見を言える場にしていただきたい。 | 「品川区地域自立支援協議会運営要綱第５条」で定める専門部会で、就労支援について、就労支援関係機関が必要な協議や検討を行っています。それぞれの現場での当事者等の意見を踏まえ、各委員からご意見をいただいています。 |
| 360 | 3章 | 障害者の特性やスキルと企業就労先の求める人材のマッチングさせる業務も必要ではないか。また、働き続けるために労働環境や指示の仕方などにおける合理的配慮方法の就労先への継続的支援も必要ではないか。就労支援B型A型においても、収益が上がり利用障害者の工賃があがるような、デザイン性で付加価値をつけるなどの事業的工夫の視点を持てるよう支援してほしい。 | 就労移行支援において、事業者が本人の希望や就労特性等を考慮し就労先へつなぎ、就職後もフォローをしています。また、工賃アップにつながるよう、事業所の製品の付加価値を高める方策について、民間の専門スキルを持った人材からの支援を図るなど、取り組みを進めてまいります。 |
| 361 | 3章 | 定着支援3年を経過した者に対しての、就労を継続するための支援により、離職率を下げることができます。（仕事場でのトラブルを相談し、解決に導いてくれる相談員と場所をの提供）・発達障害者専門の在宅就業事業所があれば、家から出にくい人でも就労の機会を増やすことが出きます。 | 第３章「３ 今期の主要テーマと取り組みの方向性」の「テーマ３.社会参加の促進」に記載のとおり、企業に対して、障害特性や本人の状況に応じた合理的配慮の提供や仕事の創出、短時間就労などの多様な雇用形態の導入などを働きかけてまいります。 |
| 362 | 3章 | 第5期・第1期計画p29の「相談支援の充実と適切な情報提供」には、「情報格差が生まれることなく」との記載があり、「情報格差」には用語説明も付されている。大事な事項なので、次期計画に引き継いでほしい。 | 第3章「3 今期の主要テーマと取り組みの方向性」の「テーマ３.社会参加の促進」で意思疎通支援事業について記載をしています。引き続き、意思疎通を図ることに支障がある障害者の意思疎通の円滑化を図ってまいります。 |
| 363 | 3章 | 失語症支援に関する項目が見当たらない。第5期・第1期計画p31には「意思疎通の支援等を要する失語症のある障害者や高次脳機能障害者、その家族に対する相談支援の充実により、医療機関や就労支援機関等との連携を図り、発症後の急性期治療から地域生活、就労等社会参加に至るまでの切れ目のない支援に取り組んでいきます」の記載があった。この支援体制は完成したとは言えない。できていないのなら、次期計画に残してほしい。 | 第3章「3 今期の主要テーマと取り組みの方向性」の「テーマ３.社会参加の促進」の中で、意思疎通支援の充実を掲げています。障害種別や症状を限定せず、支援の充実を図ってまいります。 |
| 364 | 3章 | 就労支援部会を公開し、傍聴者にも発言できるようにしてください。 | ご意見として承ります。 |
| 365 | 3章 | 製品の開発や品質向上は、何処から出た課題ですか。 | 就労支援部会の中で、就労支援事業所から提案されています。 |
| 366 | 3章 | 福祉避難所とは。なぜ一般の避難所ではだめか、説明が必要。現在、どこが指定をうけているのか。それで十分なのか。 | 福祉避難所とは、区民避難所等で他の避難者と避難生活を送ることが困難な要配慮者を受け入れる施設のことを言います。福祉避難所は、かもめ園やかがやき園をはじめとして18か所を指定しています。福祉避難所のあり方については、現在庁内で検討中です。 |
| 367 | 3章 | 「短時間就労などの多様な雇用形態」としていますが、短時間にしたいのは企業側。本当は一般と同じ時間働きたいのに、給料抑えているのです。品川区はこのことどう解釈しているのか。 | 個々により障害の状況や家庭等による環境が異なりますので、様々なニーズがあると捉えています。 |
| 368 | 3章 | さまざまな情報媒体を挙げてください。 | 意思疎通支援のためのツールとして、遠隔通訳手話サービス、音声読み上げアプリ「ユニボイス」の他、日常生活用具にも様々な用具があります。日常生活用具については、「障害者福祉のしおり」をご覧ください。 |
| 369 | 3章 | 手話言語条例は何か。そもそも、区で実施する説明会に手話通訳者の配置を義務付けていない。事前に聴覚障碍者が参加表明していなくても、当日来る可能性を踏まえ通常は待機していますが、品川区は見たことないけど。 | 手話が言語あること、手話の理解促進を図るための理念として、品川区手話言語条例の制定を検討しています。手話通訳者については、各種イベントや説明会等において、手話通訳が必要な場合には配置をしています。 |
| 370 | 3章 | 「企業への働きかけ」について。①実際に誰が働きかけを行うのか。区役所職員が直接企業に対して働きかけるのか。②区内に特例子会社は何カ所程度あるのか。 | 区の他、就労支援部会の活用や、就労移行支援事業所等の障害福祉サービス事業者とも連携し、取り組んでまいります。特例子会社については、厚生労働省のホームページに掲載されていますので、ご確認ください。 |
| 371 | 3章 | 移動支援従事者や同行援護従事者養成研修とあるが、年何回程度の開催を見込んでいるのかを明記してほしい。移動支援は今年度1回のみ、同行援護は今のところ未実施ではなかったかと思うが。 | 研修の詳細については、障害福祉計画に記載はしませんが、引き続き人材育成に努めてまいります。 |
| 372 | 3章 | p43の下から三つめの●の末尾に（再掲）とある。（再掲）とあるのは、ここともう一カ所のみ。①第5期・第1期計画から引き継いでいるということか。②第5期・第1期計画でできなかったことは他にあるが、それらは再掲しないのか。（地域による偏りの解消など） | 前頁と同じ文章を掲載する場合に「再掲」と表記をしていましたが、分かりやすくするため「再掲」の文字は削除します。 |
| 373 | 3章 | ｐ４３　②企業への働きかけ　国の障害者雇用施策や雇用支援などの活用を促進しつつ…合理的配慮の提供や仕事の創出、短時間就労などの導入などを働きかけていきます。我が子の経験では品川のハローワークに5～ 10回通いましたが、就労には至りませんでした。ネットを通じて直接応募したり、派遣会社へも何度も登録に行き、6年間で10か所ほどの職場を経験しましたが、いずれも継続せずに失職を繰り返し、我が家の生活を圧迫しました。社会保険と国保を出入りしてまったく安定しない生活が続きました。今後のことを者えて、8年目で障害者認定と障害年金の申請をしました。 | 第３章に記載のとおり、企業に対して、障害特性や本人の状況に応じた合理的配慮の提供や仕事の創出、短時間就労などの多様な雇用形態の導入などを働きかけていきます。 |
| 374 | 3章 | 43ページ　◎コミュニケーション支援・外出支援等の充実　①意志疎通支援の充実　知的・発達障害の対応の理解や視覚的な支援ツールの充実も考えて欲しいです。コミュニケーションが上手くとれず困っている事を知って欲しいです。②外出支援　行動援護もうたって欲しいです。 | 知的・発達障害者への対応の理解や意思疎通については、（４）地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進に記載のとおり、障害者の理解促進を図り、合理的配慮の提供を行ってまいります。人材の確保・育成については、行動援護従事者も含め、人材確保を図ってまいります。 |
| 375 | 3章 | 福祉避難所のあり方について「検討していきます」とある。①いつ何どき災害が起こるとも限らない。前回の策定委員会でも、委員の方が「福祉避難所に指定されているので、何をしたらよいか区に訊いたら『中身についてはまだできていない』と言われた」「この5年間で何も進んでいないのか」「非常時にきちんとした対応ができるよう指針を示してほしい」と発言されていた。検討ではなく、一刻も早く実行に移すべきでは。「検討していきます」では障害児の家族として大変心もとない。②「福祉部内災害時対応等検討委員会」の委員構成は。開催頻度は。 | 福祉避難所のあり方については、現在庁内で検討しているところです。また、「福祉部災害時対応等検討委員会」の構成委員は福祉部管理職で、防災課管理職がアドバイザーとして参加しています。開催頻度は３か月に１回程度です。 |
| 376 | 3章 | 障害者差別の解消にどのようなことをしたのか、説明してください。 | 障害者差別解消法に対する主な取り組みについて、コラムを追加し、紹介します。 |
| 377 | 3章 | 障害者差別解消支援地域協議会の活動は何か。当事者は入っているのか。心の問題だけでなく、ハード整備も話し合って、鉄道事業者や公共施設の所管課に要望してください。 | 区では障害者差別解消のための支援をするため、「品川区障害者差別解消支援地域協議会」を設置しており、障害者団体も委員として構成されています。ご意見については、参考とさせていただきます。 |
| 378 | 3章 | 「職員研修」について。①参加率、参加者数の記載はしないのか。②研修を受講した職員はネームカードに「受講済」シールを貼るなどして意識の継続を図るとともに、未受講の職員へ受講を促してほしい。ぜひ「庁内障害者差別解消推進本部会議」で検討してほしい。 | 研修の詳細については、障害福祉計画に記載はしませんが、本文に記載のとおり、職員研修を実施してまいります。研修の実施方法に関するご提案については、参考にさせていただきます。 |
| 379 | 3章 | 「民間事業者に講師派遣」とあるが、過去に実績はあるのか。 | 講師依頼があった際に、区職員が障害者差別解消法の研修を行っています。区内の社会福祉関係の団体において実績があります。 |
| 380 | 3章 | どのような障害者ＧＨを整備するのですか。これまでの軽度対象はこれ以上不要です。重度も利用できるＧＨを整備してください。軽度対象なのに、土地を無償貸与なんて自治体は他にありません。 | 区では現在、重度障害者を対象としたグループホームの整備を計画していますが、軽度障害者を対象としたグループホームについても、ニーズがあることから引き続き事業所の誘致を図ってまいります。 |
| 381 | 3章 | 「不足する障害者グループホームなどの障害福祉サービス等事業所の整備を進める」とある。①グループホーム整備の補助金額を上げてから現在までに、何件の申請があったのか。②整備が進まない理由はどこにあると考えているのか。③東京都福祉保健局の資料によると、23区のグループホームの人口当たり定員数は、品川区は千代田区に次いで低い。p62の見込量を見ると、共同生活援助の令和元年度の実績が188人なのに対し、令和5年度は228人になっていて、40人増える見込み。10人定員のグループホームなら4カ所の増設が必要。打開策はあるのか。他自治体のグループホームに入居してもらおうという考えか。 | 品川区では、土地や物件確保が難しいことなどから整備が進まない状況があり、事業者の初期費用を軽減するため、整備費補助額を増額しました。増額後、複数の事業者から相談を受けています。引き続き、事業所の誘致を図ってまいります。 |
| 382 | 3章 | p46のいちばん下の●にユニバーサルデザインとあるが、区のホームページに載せる資料は、PDFではなくすべてWordにするなど、視覚障害の方の読み上げに適した状態にしてほしい。福祉部だけではなく、区ホームページや区議会のホームページ全体でそういうルールとすべきではないかと思う。障害者福祉課が旗を振って進めていただきたい。 | 区のホームページにPDFファイルを掲載する場合は、必要に応じてテキストデータも添付するよう全庁的に進めているところです。引き続き、合理的配慮の提供を行ってまいります。 |
| 383 | 3章 | 区内事業所では、これまでに何度か虐待事案が起きている。区内事業所で虐待事案が報告されたら、毎回必ず、p45記載の障害者差別解消支援地域協議会にも報告すべきではないか。 | 障害者虐待については、障害者虐待防止法に則り適切に対応しています。 |
| 384 | 3章 | 「メンタルチームサポート事業」は、平成30年5月14日の厚生委員会で報告された。①個別支援を行なうとのことだが、これまでに実施された個別支援の件数（対象人数）はどれくらいか。②巻末p128～の「品川区の主な支援事業一覧」に掲載がないが。載っていないのはなぜか。「主な事業」ではないからか。載っていないと知られないので載せてほしい。 | 実績は、平成30年度は51件（延52件）、令和元年度は74件（延75件）、令和 2年度は54件（延54件）となります。記載方法については、ご意見として承ります。 |
| 385 | 3章 | 「精神保健福祉地域連絡会」「難病対策地域協議会」について　①委員構成はどうなっているのか。②名簿は非公開なのか。③それぞれの開催頻度はどれくらいか。 | 「品川区精神保健福祉地域連絡会」の構成メンバーは、医療、保健、福祉、警察などの関係機関で、当事者の立場にたった意見を踏まえて、医療や福祉等の関係機関と審議しています。委員構成は個人情報が含まれるため公開していません。年1回開催しておりますが、令和2年度は感染症拡大の影響もあり未実施としました。 |
| 386 | 3章 | メンタルチームサポート事業って何ですか。何人がそのサービスを利用して、どのような成果があったのですか。重層的な連携って、どのような連携なのですか。精神保健福祉地域連絡会って、どこにありますか。全く聞いたことがありません。どのような会なのか説明してください。 | 「メンタルチームサポート事業」は、病状不安定な精神疾患患者、措置入院患者等に対し、6か月間を期間として、医療機関、福祉関係機関と連携し、医療の継続支援、病状安定への支援を多職種チームで包括的に行うことで、病状悪化と再発を防止し、安定して地域で暮らし続けられるよう支援している事業です。平成30年度から実施している事業ですが、本人の病状安定、本人・家族との関係づくり、病状悪化への早期対応、支援者間の連携強化の効果のあったと分析しています。また、重層的な連携による支援体制の具体的な方法については、今後検討していきます。 |
| 387 | 3章 | 難病対策地域協議会って、何ですか。当事者も含まれているのですか。難病患者の把握は正確にできているのですか。会議の議事録を公表していますか。会議録を公表すること、介護を公開しないと、会議の存在が区民に周知されません。全ての会議を公表するように規則を作ってください。 | 「品川区難病対策地域協議会」は、難病患者とその家族への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、難病対策のあり方や体制の整備等に係る協議を行うためのもので、構成メンバーには障害当事者も含まれています。会議録は区ホームページに公開しています。 |
| 388 | 3章 | 精神保健福祉地域連絡会とは何ですか。どのようなメンバーでどのような目的の会ですか。 | 「品川区精神保健福祉地域連絡会」は、保健・医療・福祉の関係者による協議の場で、地域の支援体制の整備などを目的に開催しています。構成メンバーは、医療、保健、福祉、警察などの関係機関となっています。 |
| 389 | 3章 | 難病患者の課題って、具体的に何ですか。ここでは、障害者として認定された難病に限定されますよね。 | 個々の状況によって課題は異なりますが、関係機関と連携を図り、支援についての検討を進めてまいります。対象者は、難病のある方ですので、障害者手帳の所持者に限定したものではありません。 |
| 390 | 3章 | 文末が「検討を進めます」になっている。計画期間の3年間で、検討だけ行うのか。いつまでに具体化するかを明記すべきでは。 | 「品川区難病対策地域協議会」を活用し、難病患者の社会生活、療養生活の支援体制の向上に努めます。 |
| 391 | 3章 | 入院中の精神障害者は何人いて、地域生活へ何人移行したのか。必要な支援は何か。精神科クリニックは、精神科医が不在だけど、どうするつもりなのか。精神科医ならだれでもよいわけではない。都立障害者センター等で働いていた医師を誘致してください。 | ご意見として承ります。 |
| 392 | 3章 | 成人の日中一時支援がないです。保護者の就労、介護、休養にあたり大変に困っています。作っていただきたいです。児童と同じ数だけ必要です。 | 生活介護や訪問系サービス、短期入所、地域活動支援センター等の障害福祉サービスをご利用いただくことを考えています。 |
| 393 | 3章 | ぐるっぽの施設ではトワイライトステイを行って頂いていますが、帰りの送りが無いため、電車等で送迎しなくてはならず、利用出来ません。保護者の就労、介護、休養にあたり大変に困っています。送りの車を出していただきたいです。 | 延長サービス実施時の送迎については施設に対してのご要望として承ります。 |
| 394 | 3章 | 発達障害への理解を深めるため、成人となった発達障害を持つ当事者やその保護者が、小、中学校において、教師、生徒、保護者の方々に、体験談を話す機会を作ることを提案致します。 | ご提案については、今後の施策を検討する際に参考にさせていただきます。 |
| 395 | 3章 | 発達障害の診断をしてくださる医師の診察・臨床心理士との相談や検査を気軽に受けられるような施設が必要であると思います。 | 発達障害の早期発見・早期診断ができるよう、子ども発達相談室等の機能拡充に努めてまいります。 |
| 396 | ４章 | 「障害者の現状及び支援体制の整備状況を勘案し」としているが、どこにその分析があるのか。障害者の現状もただの手帳所持者だけ。この分析ができるのは、実際に障害者の支援をしている職員や家族、当事者です。アンケートの項目をつくるときに、何を明らかにしたいのかがないと、ここの分析ができません。社会科学の知識がないと、難しいと思います。 | 令和元年度に実施した実態・意向調査（品川区障害福祉計画策定のための基礎調査）や障害者団体ヒリアング等の結果を踏まえ、品川区障害福祉計画策定委員会における議論を経て素案を作成しました。 |
| 397 | ４章 | 施設入所者数が10人減少したのに、地域移行が2人ということは、亡くなったのか、高齢者施設に移転させたのではないですか。地域移行が10人で、施設入所者数が減少しないのは、施設入所する人数が増えていることになる。この理由は何か。なぜ、地域、在宅やＧＨで生活できないのか、年齢制限を設け、対象を軽度に絞っているからではないのですか。要因がわからないと、目標だけ策定しても、達成できません。まさしく絵に描いた餅です。 | 施設入所者数の減少については、個々により事情は異なりますが、地域移行の他は、死亡、高齢者施設等への転居等が主な理由となります。施設入所者数については、障害の重度化・高齢化の状況や入所待機者の存在および状況を考慮し、令和元年度末時点の271人を超えないという目標を設定しました。 |
| 398 | ４章 | 「（２）成果目標」について　①1～2行目は、第5期・第1期計画における基準値・目標値の話と思われる。なのに、「前期計画」の単語が出てくるのが下から3行目なので、つながりがわかりにくい。また、第5期・第1期計画での地域生活移行者数の目標が6人であったことも書かれていないので、「前期計画の未達成分4人」がどこから来た数字なのかもわからない。それについてもわかるように書いてほしい。②施設入所者数は、第5期・第1期計画で「281人を超えない」だったのに、実際は10人（3.6％）削減できた。次期計画においても「271人を超えない」としているが、過去の実績からも減らせる見込みがあるのではないか。せっかく減らすことができたのだから、「現状維持」ではなく、減らす方向で検討してほしい。③国が示した「地域移行6％」に対して2％に、「1.6％削減」は「現状維持」となったが、今後国の指針に近づけるための方策はあるのか。④p128の「障害者地域生活サポート24事業」が役に立つのではないかと思うが、それについては触れないのか。 | 第4章は、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画における成果目標を定めたものです。前期の計画については、第5期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画をご参照ください。施設入所者については、現在も入所待機者がいることから令和元年度末時点の入所者数を超えないという目標を設定しました。地域移行については、引き続き、地域生活支援体制の整備を進めてまいります。障害者地域生活サポート24事業の活用については、参考とさせていただきます。 |
| 399 | ４章 | 成果目標については、４　の就労移行の項目のみ具体的な数値が明確に記載されている。他はほとんど記載されていない。区は障がい者の地域生活については目標を持っていないことが明白であり、出ている数字の根拠も前期実績から割り出しているように見えるのみで、根拠が薄い。知的・精神障がい者は、増加率が高いのでサービス量の増加が言及されるべきであり、訪問系サービス、地域移行・定着支援の目標値が低すぎる。生活支援拠点の整備、地域生活支援事業については、拠点・施設の数が成果目標なのでなく、拠点で行われる活動相談件数などが目標値とされるべき。また、事前の目標設定だけではなく、平成31年度以降は、サービス支給量は、上限ありきではなく、障がい者個々の事情において決定されることになっているはず。その点について銘記し、それに沿って運営することを記載すべし。 | 各障害福祉サービス等の見込量については、過去の実績、今後の障害者ニーズ、障害者の推移、区の実情を勘案して設定したものです。5章の冒頭で、「障害者の増加の推移」の文言を追記します。なお、事業所の整備や誘致については、継続して取り組んでまいります。サービス支給量については、個々の心身の状態や家庭の事情等を踏まえ、必要な量の給付を行っています。既にこのことに沿った運用がされていますので、記載はしませんが、引き続き、障害者個々の事情に応じた給付決定を行ってまいります。 |
| 400 | ４章 | なぜ、精神障害にも対応なのか。地域包括ケアシステムは全ての人が含まれているのではないのか。そもそも、品川区の地域包括ケアシステムはどこで提供しているのか。知りません。 | 地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続することができるように「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」「生活支援・福祉サービス」「すまいとすまい方」により包括的な支援・サービスが提供される体制のとですが、区では精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。 |
| 401 | ４章 | 「地域精神保健医療福祉」読点が必要なのではないか。 | 国の基本指針のとおりの表現を用いています。 |
| 402 | ４章 | 「インクルーシブな社会」とはどういう社会ですか。そもそも、社会学の中で、そのような言葉は聞いたことがありません。どなたが提唱したのですか。 | 該当の表現は、国の基本指針によるものです。区では、障害のある人もない人もお互いを尊重し合い、支え合いながら地域の中で共生する社会の実現を目指しています。 |
| 403 | ４章 | 精神保健医療福祉体制の基盤整備量は、何で測るのか。何の利用者なのか。 | 国の基本指針により、都が算出する令和５年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（＝利用者数）を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、令和５年度までの各年度における市町村ごとの指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めることとなっています。都が区市町村ごとの長期入院患者数から、各区市町村の基盤整備量を算出したものです。 |
| 404 | ４章 | 地域生活を支えるための社会資源とは何ですか。 | 障害福祉サービス事業所や医療系サービス等障害者の地域生活を支えるための機能です。 |
| 405 | ４章 | 地域活動支援センターの機能充実とは、具体的にどうするのか。 | 地域活動支援センターの機能充実に向けて、運営事業者と協議を進めてまいります。 |
| 406 | ４章 | 精神障害者の通いの場とは、具体的にどのような場所のことか。 | 地域活動支援センター等です。 |
| 407 | ４章 | 相談機能の充実は、何を充実させるのですか。相談機能とは、これまでの相談とは違うのか。 | 保健・医療との連携により、精神障害者に対応できるよう引き続き、相談機能の充実を図ってまいります。 |
| 408 | ４章 | 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、国は「精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数」として「令和５年度における精神障害者の精神病床からの退院後１年以内の地域における生活日数の平均を３１６日以上とすることを基本として目標値を設定する」とし、また「精神病床における１年以上長期入院患者数（６５歳以上、６５歳未満）」として「別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和５年度末の精神病床における６５歳以上の１年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した令和５年度末の精神病床における６５歳未満の１年以上長期入院患者数を、目標値として設定する」とし、また「３．精神病床における早期退院率（入院後３か月時点、入院後６か月時点、入院後１年時点）」については「令和５年度における入院後３か月時点の退院率については６９％以上とし、入院後６か月時点の退院率については８６％以上とし、入院後１年時点の退院率については９２％以上とすることを基本とする」としている。なぜ国が言うこれらの目標値を設定しないのか。 | 国の基本指針は市町村及び都道府県において成果目標を設定することが適当であるとしています。区の計画においては、区において設定すべきものについて成果目標を設定しています。 |
| 409 | ４章 | 「体制づくりを進めていきます」とあるが、計画期間3年間のうちに「体制を整える」わけではないということか。この3年間のうちにはムリだというのなら、「〇年までに」を明記してほしい。いつまでの体制整備を目標としているのか、具体的に。結果「検討しました」で終わってしまう気しかしない。 | 第6期障害福祉計画は、令和3年度～令和５年度までの3ヵ年の計画です。本文に記載のとおり、精神障害者の地域移行後の安定した地域生活を支えるための社会資源などの誘致を図るとともに、連携による体制づくりを進めていきます。 |
| 410 | ４章 | p49の成果目標では、p128の「精神障害者地域生活サポート24事業」やp129の「ソル」の活用については触れないのか。体制づくりには欠かせない事業ではないかと思うが。 | ご意見については参考とさせていただきます。 |
| 411 | ４章 | <就労について>の要望 　現代において精神疾患は就労中の発症が多く、若者が自立できない、働き盛りは家族を養うことが困難になるなど社会的な損失が大きいです。行政や医師の提言として、健康な働さ方について国の政策変更を積極的に進言し、企業に働きかけて頂きたぃ。 | 働く方々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにするための「働き方改革」が国の施策として行われています。区では、企業に対して、障害特性や本人の状況に応じた合理的配慮の提供や仕事の創出、短時間就労などの多様な雇用形態の導入などを働きかけていきます。 |
| 412 | ４章 | 緊急時にすぐに相談ができる施設なんてありますか。どこにあるか周知してください。 | 地域拠点相談支援センターで相談を受けていますが、引き続き、地域生活支援拠点等の機能の充実を図り、緊急時の受入れ・対応ができるよう体制整備を図ってまいります。 |
| 413 | ４章 | 地域拠点相談支援センターと拠点相談支援センターは異なるのか。名称が変更したようですが、表形式にして（旧名称）を記載してください。また、対象が異なると思いますが、なぜそれを記載しないのですか。 | p.62のとおり「地域拠点相談支援センター」に文言を統一します。表記の方法については、ご意見として承ります。 |
| 414 | ４章 | 面的整備型地域生活支援拠点を説明してください。現状はそうなっているのか。 | 面的整備型地域生活支援拠点では、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制です。品川区では、地域拠点相談支援センターを軸に、区内の短期入所やグループホーム、通所事業所、相談支援事業所等と連携を図っています。 |
| 415 | ４章 | 多機能拠点整備型も説明してください。 | 地域生活支援拠点等の５つの機能を集約し、グループホームや障害者支援施設に付加して整備する手法です。品川区では、区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」を多機能拠点整備型の地域生活支援拠点として位置づけ、機能強化を図っています。 |
| 416 | ４章 | 体験の機会とは、何の体験か。専門的人材とは、どのような専門性のある人か。 | 地域生活支援拠点等機能に求められている体験の機会・場は、地域移行や親元からの自立などを視野に、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしに向けた体験の機会・場を提供する機能です。専門的人材の確保・養成は、医療的ケアが必要な方や行動障害のある方、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能です。 |
| 417 | ４章 | 現状無は、地域生活支援拠点等の機能はないということか。地域生活支援拠点等の整備はあるとは、どういうことか。 | 区では、地域拠点相談支援センターを中心として面的整備型の地域生活支援拠点等を整備し、障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」は、多機能型の地域生活支援拠点等して整備しました。引き続き、機能の充実を図ってまいります。 |
| 418 | ４章 | p50の成果目標によると、地域生活支援拠点として「多機能拠点整備型」と「面的整備型」の両方がそろったことになる。「多機能拠点整備型」および「面的整備型」はあまり一般的ではなく、用語集にも出てこないので、第5期・第1期計画の図表3-4、3-5の模式図を、ここに再掲していただきたい。 | p.39にイメージ図を掲載します。 |
| 419 | ４章 | p50で、地域生活支援拠点について「年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とします」とあるが、検証及び検討はどの会議体で行われるのか。また、検証結果は公開されるのか。 | 運用状況の検証および検討の方法については、現在検討中です。 |
| 420 | ４章 | P50 地域生活支援拠点などの整備　(1)国の基本指針　7行目　「度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年 1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とします。」いろいろスローガン的、総花的に文章が単んでいますが、障害者福祉課の職員が責任をもって進めていくのか伝わってきません。施設運営を企業や様々な団体に誘致、任せても運用状況の検証及び検討の実施を行う組織は障害者福祉課であることが区政への信頼です。 | 障害福祉計画策定後、「品川区障害福祉計画推進委員会」を設置し、年 1回以上運用状況を検証及び検討を行ってまいります。 |
| 421 | ４章 | どうやって、一般就労へ移行させるのか。重度は対象外か。 | 一般就労への移行の方法は、個々の心身の状態や状況等により異なります。また、対象者について障害種別等を限定するものではありません。 |
| 422 | ４章 | 国の基本方針を書いているのか。それとも、これが品川区の基本方針なのか。どこにも品川区の方針という見出しがないけど、必要なのは、品川区の方針。 | 第4章は国の基本方針のもと、区の実情に応じて成果目標を設定したものです。区の方針は、第3章に記載しています。 |
| 423 | ４章 | 就労移行支援事業等に生活介護や自立訓練が入っているけど、これが就労移行支援事業なのか。 | 生活介護や自立訓練等を経て一般就労へ移行する場合もあることから、「就労継続支援事業等」と国の基本方針において表現されているものと理解しています。 |
| 424 | ４章 | 「1.3倍」「1.26倍」「1.23倍」はそれぞれ何を根拠にして算定したのか。 | 国が示した障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に基づき算定しました。 |
| 425 | ４章 | 「事業所ごとの就労移行率に関する目標値を設定することとし」「事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし」とあるが、その具体的な設定についての記載はないのか。 | 障害福祉計画において、事業所ごとの目標を記載する考えはありません。 |
| 426 | ４章 | P51 福祉施設から一般就労への定着も重要であることから・ ・ｐ52 ( ２ )成果目標、成果項目３行目　就労継続支援A型 から一般就労ヘの移行者数 目標値1人　４行目　就労継締支揺B型 から一般競労ヘの移行者教 目標値1人　3年間で一人とは驚きです。一般就労に移行することは期待できないということですか。A型事業所の利用者が継続せずに、むしろB型事業所に移行した人を知っています。まずは、A型事業所の運営や作業がどうなのか見直しが必要です。慣れた仕事、慣れた人間関係の下で定着できる支援が必要だと思います。それが一人ひとりを生かす含理的配慮ということではないですか。 | 就労継続支援A型は、一般就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労に必要な知識および能力の向上を図る支援を行っています。就労継続支援B型は、一般就労が困難な人や一定年齢に達している人に対して就労や生産活動等の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図る支援を行っています。引き続き、支援を継続してまいります。 |
| 427 | ４章 | 全ての事業所の件数と利用者数をまず示してください。就労移行支援事業の利用者数の現状の実績を示してください。なぜ、数値を出して説明しないのか。どうやって、利用者を1.3倍以上にできるのか。 | 事業所一覧を資料編に追加します。目標値については、国の基本指針に基づき令和元年度実績を基に算出したものとなっています。 |
| 428 | ４章 | 一般就労に移行するものの7割が就労定着支援事業を利用することを基本って、別に定着支援事業を受けないといけないの。これは国の方針なのか。定着支援事業を実施している事業所を列挙してください。どこにあるのか全く知りません。対象も記載して。 | 事業所一覧を資料編に追加します。目標値については、国の基本指針に基づき設定したものです。 |
| 429 | ４章 | 基準値とは、何ですか。どこから作ったのか。 | 基準値、目標値については、国の基本指針に基づき算出したものです。 |
| 430 | ４章 | 福祉施設から一般就労は夢でしょうが、どうやって成し遂げるのか記載しないと、絵に描いた餅です。 | 引き続き、就労移行支援や就労定着支援事業等の障害福祉サービス等により、一般就労への移行を支援してまいります。 |
| 431 | ４章 | 「成果目標」の文章がないが、表だけでよいのか。 | 表の目標項目に記載のとおりです。 |
| 432 | ４章 | 基本とする、基本とします、ここは「ですます」。 | 表記を統一します。 |
| 433 | ４章 | 地域社会への包容とは、どういうことか。普通に地域の行事に参加しているが、それではだめなのか。 | 区では、障害のある人もない人もお互いに尊重し合い、支え合いながら地域の中で共生する社会の実現を目指しており、インクルージョンの視点は重要だと考えています。 |
| 434 | ４章 | 医療的ケアの必要な重症心身障害児ということは、ただの医療ケアの必要な障害児を受け入れても助成はないのか。 | 区では、既に重症心身障害児者を受入れるために一定の定員を確保し、看護師等の職員を配置する場合に、補助をし、重症心身障害児者の受入れの促進を図っています。引き続き、医療的ケア児者を含む重症心身障害児者の受入れ促進を図ってまいります。 |
| 435 | ４章 | 医療的ケア児という言葉と、上記重症心身障害児は異なるのですか。 | 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことです。重症心身障害児は、重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子どもを重症心身障害児といいます。 |
| 436 | ４章 | P53の「成果目標」として「医療的ケア児の成長を支える連携体制の構築を目指します」とある。①「目指します」ということは、この3年間では構築まではできないかもしれないということか。②そうであれば、「〇年までの構築を目指します」と明記できないか。③第1期・第5期計画でも「医療的ケア児の成長を支える連携体制の構築を目指します」という、本素案とまったく同じ文言があった。6年かけても構築は難しいという見通しなのか。本当にやる気があるのか不安になる。④2期連続での、文言をそのまま引き継いでの「目指します」はやめてほしい。⑤第5期・第1期計画からそのままの文言で引き継いでいるのだから、これこそ（再掲）と明記すべきではないか。 | 区では、医療的ケア児の支援として、令和３年度から「インクルーシブひろば」や病院を活用した短期入所事業を開始しました。引き続き、医療的ケア児の成長を支える連携体制の構築を進めてまいります。 |
| 437 | ４章 | ここ（成果目標の表）では、基準ではなく「現況」なのか。目標も現状も時点を記載してください。他も同様です。 | 現況は、令和３年３月末時点です。目標は、令和５年度末です。現状および目標の時期が分かるよう表記方法を見直します。 |
| 438 | ４章 | 保育所等訪問支援は、現況も目標も有なら、記載の必要なし。他も同様、現状実施していて変化なしなら、あえて、ここに掲載する意味がない。 | 第4章の成果目標の記載方法について見直します。 |
| 439 | ４章 | 圏域内とは何か。 | 国の基本指針に沿って記載をした表現ですが、p.66のとおり、圏域内を削除し、「区内」に修正します。 |
| 440 | ４章 | p54の表では、目標として児童発達支援センターを「現況１か所 ⇒目標 2か所」に増設するとなっているが、p53の「成果目標」やその他のページにおいても、機能や運営に関する具体的な記載が見当たらない。計画策定委員会でも議論や説明はされていないように思う。①児童発達支援センターについては「概ね 10 万人規模に１箇所以上。人口規模の大きい市は10 万人を目安に複数箇所設置」と言われてはいるが、記載に至った具体的な経緯や区の問題意識、整備の方針（場所や機能、運営方法等）についても明記してほしい。②具体的な方針が未定なのであれば、今後どこで検討していくのか。子ども支援部会か。③第1期障害児福祉計画には「平成32年度末までに児童発達支援センター1カ所の増設を目指します」と書かれていた。これまで毎年の実績報告では、見込量に対する実績の報告しかなされてこなかったので、できなかった理由の説明を聞いていない。増設できなかったのはなぜか。④p36に「国家公務員宿舎小山台住宅等跡地において、児童発達支援センターおよび障害者通所事業所の開設に向けた計画を進めます」とあるが、この小山台以外での場所での開設という理解でよいか。つまり、小山台が3カ所になる目途だということか。 | 児童発達支援センターの増設については、現在検討中です。 |
| 441 | ４章 | p54の表中で、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援は現況1、放課後等デイも現況1になっているが、p29の下から二つめの〇によると、放課後等デイは現況２事業所あるようにも読める。うち1カ所は撤退したのか。 | 令和3年3月末時点で、重症心身障害児を支援する児童発達支援は１ヵ所、放課後等デイサービスは2ヵ所あります。 |
| 442 | ４章 | p54の表中の医療的ケア児のコーディネーター3人について。①どこに配置するのか。②区職員なのか。③p53には、国の基本指針にある「医療的ケア児等に関するコーディネーター」の配置についての記載がない。現状ではP54の表中にしか記載がないので、p53で触れていただきたい。 | 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、令和3年度以降に配置します。「医療的ケア児が安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に関するコーディネーターを、令和５年度末までに３名配置します。」の表現を追記しました。 |
| 443 | ４章 | 「社会的基盤の整備実情を的確に把握し」とあるが、今は把握していないのか。それで、相談支援ができるのか。必要な施策を確保とはどのような施策か。 | 引き続き、相談支援事業所を充実させるため、社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、ニーズに応じた施策を講じてまいります。 |
| 444 | ４章 | 目標項目は、どこから導いたのか。現況と（現状だと思うけど）目標がどちらも実施はない。 | 目標項目については、国の基本指針に基づき各自治体で設定しているものです。p.67のとおり、成果目標の表記について見直します。 |
| 445 | ４章 | ①それぞれの目標項目は具体的にどんな内容のことを行なったのかを具体的に。「地域の相談機関との連携強化の取組」などとあるが、具体的に何を行なったのかが不明。②「実施」だけで済まさず、何回実施したかの回数も示してほしい。厚労省も、「障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する」「地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する」「地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する」「地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込みを設定する」としている。 | 目標項目については、国の基本指針に基づき各自治体で設定しているものです。p.67のとおり、成果目標の表記について見直します。 |
| 446 | ４章 | 障害者総合支援法の基本理念は何か。何を念頭におくのか。 | 障害者総合支援法の基本理念は下記のとおりです。「障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。」 |
| 447 | ４章 | 多くの事業者が参入の「多く」の基準は何か。事業所数をサービスごとに示さないと理解できません。 | 本文は、国の基本指針によるものです。 |
| 448 | ４章 | 係る研修その他の研修って何か。 | 障害福祉サービスに係る研修の他、障害福祉サービス等の向上につながる研修についても機会を捉えて積極的に受講してまいります。 |
| 449 | ４章 | 審査支払等システムって何か。審査結果を分析できるの・審査基準は何か。分析結果を公表してください。 | 審査支払等システムとは、受給者台帳を各自治体から国民健康保険団体連合会（以下、国保連）へ伝送し、並行して各事業者から国保連にサービス請求データを送信し、2度の突合審査処理のうえ事業所へサービス報酬が支払われる国のシステムのことを指します。審査基準は国保連が示した基準となりますが、分析可否等についてこれから検討していきます。 |
| 450 | ４章 | 第三者評価機関の質が低い。虐待があった時でも、防火シャッターの点検をしなかったときも、良い点しかとりあげなかった。そんな第三者評価は不要。名ばかりの第三者ではなく、事実を評価する必要あり。例えば、利用者に対する職員数、虐待件数とか苦情件数とか、送迎の柔軟さとか。 | ご意見として承ります。 |
| 451 | ４章 | 「都が実施する障害福祉サービスに係る研修その他の研修へ、区職員及び区内サービス提供事業所職員の参加を促します」とある。他区の施設では地域づくりや地域自立支援協議会運営の研修などを行なっているところがある。区職員には積極的に参加していただきたい。 | ご意見については参考とさせていただきます。引き続き、機会を捉えて積極的に研修に参加してまいります。 |
| 452 | ４章 | 「事業所連絡会を通じて共有します」とあるが、これは区が主催するのか。また、どのサービスにおける事業所連絡会を実施する予定なのか。 | 事業所連絡会の実施方法については、検討してまいります。 |
| 453 | ４章 | p56の表も、「有」「検討中」「体制構築」だけでは意味がないので、参加人数の見込み等を記載してほしい。厚労省も「都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する」「障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する」「都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込みを設定する」としている。 | 目標項目については、国の指針に基づき各自治体で設定するものです。p.68のとおり、成果目標の表記について見直します。 |
| 454 | ４章 | 「連携を行う体制を構築」の意味がわかりません。 | 「品川区精神保健福祉地域連絡会」などを活用し、連携体制の構築をしてまいります。 |
| 455 | ４章 | 厚労省は「第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画の概要」で「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」として、「保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数」「保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数」「保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数」「精神障害者の地域移行支援」「精神障害者の地域定着支援」「精神障害者の共同生活援助」「精神障害者の自立生活援助」の、それぞれの見込みを設定するようしているが、その記載が見当たらない。 | 成果目標については、国の指針に基づき各自治体で設定するものです。P.61のとおり、「保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数」「保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数」「協議の場における目標設定及び評価の実施回数」を区の成果目標として追記し、「地域移行支援」「地域定着支援」「共同生活援助」「自立生活援助」のそれぞれの見込量の中で、精神障害者の見込量を示します。 |
| 456 | 5章1 | p68やその他のページに「区は（中略）事業計画に基づき」の文言がある。この「事業計画」とは具体的に何をさすのか。 | 「事業計画」をp.70、p.78、p.81のとおり、「障害者計画」に修正します。 |
| 457 | 5章1 | ②重度訪問介護で、「重度の肢体不自由者、知的障害者および精神障害者で常に介護を必要とする人に」とあるが、品川では知的障害のみの方には重度訪問介護が支給されないような話を聞いた。令和元年度3月は、40人の方が重度訪問介護を利用されていたが、そのうちの肢体不自由のみ・知的障害のみ・精神障害のみの人数はそれぞれ何人か。 | 重度訪問介護は、重度の肢体不自由者、知的障害者および精神障害者で常に介護を必要とする人が対象です。サービスを必要としている方が利用しています。 |
| 458 | 5章1 | 「自立支援給付対象」とは何か。どのようなサービスがあるのか。 | 自立支援給付は、在宅で訪問によって受けるサービス、施設への通所や入所を利用するサービスや、就労支援など、利用者の状態やニーズに応じて個別に給付されるサービスです。第5章１障害福祉サービス、２児童福祉法に基づく障害児支援に記載の事業のほか、自立支援医療や補装具等があります。 |
| 459 | 5章1 | どこに障害者のニーズをまとめてあるのか。以下の内容は、サービス内容の説明のみです。第4章とセットになっていないと、意味がない。このサービスの何が課題で、ニーズは何か。それをまず書かないと、何がしたいのかわからない。 | 第6章資料編に令和元年度に実施した実態・意向調査（品川区障害福祉計画策定のための基礎調査）の結果が記載されています。第5章は、サービスの見込量および確保のための方策について示したものです。 |
| 460 | 5章1 | サービス対象が限定されているものは、現状の対象を明示してください。誰もが、行動援護を利用できないはずです。 | 各サービスの詳細については、「障害者福祉のしおり」、区ホームページ等をご確認ください。 |
| 461 | 5章1 | ⑤の包括支援とは、どう包括支援なのか。なぜ、包括支援なのかを記載しないと、理解できません。 | 重度障害者等包括支援の説明は、本文に記載のとおりです。このサービスで、様々なサービスを組み合わせて手厚く提供することにより、最重度の障害のある方でも安心して地域での生活が続けられるよう支援するものです。 |
| 462 | 5章1 | 重度訪問介護について意見を申し上げます。区の要綱では、各サービス提供の支給基準（上限）時間を定めており、重度は月310時間(10時間/日です）。その前は240時間（8時間/日）。日にすると2時間増えましたが、それで当該のニーズを満たせるとお考えなのでしょうか。そもそも、ニーズの把握はどのような手法でなされたのでしょうか。そのあたりも、公表してほしいです。仕事柄、障害者と接する機会は多々あります。重度の方もいらっしゃいます。その人なりに家族も精一杯、「自助努力」しています。8時間10時間では足りず自費利用している人もいます。そのような人の声を区が把握していないのであれば、怠慢の謗りを免れません。必要な人には必要な支援を、それが法の理念です。1日24時間支給している自治体はたくさんあります。決して、税金の無駄遣いではありません。人権宣言に恥じない施策の展開を願います。 | 「品川区障害者介護給付費等支給決定基準に関する要綱」において、国が示す基準に基づき、区の各サービスの支給量を定めており、その支給量は上限を定めているものではありません。区では、相談支援員によるアセスメント等に基づき、必要な方に必要なサービスが提供できるよう、支給決定をしています。 |
| 463 | 5章1 | 行動援護を利用すると、移動支援は利用できなくなっています。行動援護事業者は、必ず利用できるのですか。大きな行動障害者に、女性のヘルパーでは対応できません。移動支援を2人利用するほうが、よい場合もあります。なんでも、多くあればよいのではないです。 | ご意見として承ります。 |
| 464 | 5章1 | 重度障害者等包括支援が、Ｒ３年度にいきなり1人の利用で、730時間になりますが、これまでの重度訪問介護の時間より、多くなっているのですか。なぜ、この数字なのかの説明が必要です。 | 対象の利用者が必要とする時間数が未定なため、最大値を見込んでいます。 |
| 465 | 5章1 | 居宅介護の利用者数が増えていますが、その理由は何か。 | 転入者および地域移行後の利用等を想定しています。 |
| 466 | 5章1 | 重度訪問介護と同行援護は人数が減少傾向にあるのに、なぜ、Ｒ３年度以降増えているのですか。 | 転入者および地域移行後の利用等を想定しています。 |
| 467 | 5章1 | ・「区内事業者の育成」とあるが、どう育成するのか。・質を向上させると、提供体制の強化になるのですか。その理由は何か。 | 本文に記載のとおり、研修等を積極的に実施し、サービス提供に関わる事業所・人材を確保し、質の向上による提供体制の強化を図ります。 |
| 468 | 5章1 | p58以降の「サービスの実績および見込量」の表は、第5期・第1期計画では過去6年分の実績が載っていた。3年だと増減の推移の傾向が見えにくい。次期計画も過去6年間の実績を載せてほしい。 | ご意見として承ります。 |
| 469 | 5章1 | 「訪問系サービス」の「見込量の確保等にあたって」は、全般的なことについてしか触れられておらず、個別のサービスについての記載がない。第5期・第1期計画では、個別のサービスごとに「見込量の確保等にあたって」の記載があったが、本素案では「訪問系」でくくられており、サービスごとの内容の記載がないものがある。サービスの内容がまったく違うので、サービスごとの見込量確保のための方策を明記してほしい。 | ご意見として承ります。 |
| 470 | 5章1 | 「訪問系サービス」の「見込量の確保等にあたって」では、第5期・第1期計画に記載のあった「同行援護については、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスであるため、高齢化の進行に伴い利用ニーズの増加が見込まれます。利用者およびサービスの担い手となる事業者等に制度の周知を図り、必要としている人にサービスが行き届く体制の整備に努めます」の部分を残してほしい。 | 介護保険移行後も、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスは、継続してサービスの利用ができます。表記内容については、ご意見として承ります。 |
| 471 | 5章1 | 平成30年度の実績と令和5年度の一人当たりの月間利用見込量を比較すると、居宅介護で14.3時間→24.6時間、重度訪問介護で129.1時間→149.1時間、同行援護で26.0時間→33.7時間、行動援護で0時間→86時間と、すべて増加の見込みとなっている。それにはヘルパーが増えないといけないのだが、同行援護のガイヘル研修の年間の実施回数は数年前に比べて減っている。「利用時間の拡充を図ります」とあるが、ヘルパーが増えないと利用時間も増えない。それについての方策は何か。 | 本文に記載のとおり、研修等を積極的に実施し、サービス提供に関わる事業所・人材を確保し、質の向上による提供体制の強化を図ります。 |
| 472 | 5章1 | 「見込量の確保等にあたって」について。①事業所やヘルパー不足への対応として「区内事業所の育成」とあるが、具体的にどういったことを想定しているのか。②「研修等を積極的に実施」とは養成研修のことか。どこが実施するのか。今年度コロナ禍で開催回数が減ったが、来年度以降も同様の状況だった場合はどうするのか。 | 本文に記載のとおり、研修等を積極的に実施し、サービス提供に関わる事業所・人材を確保し、質の向上による提供体制の強化を図ります。研修についてはオンライン研修なども検討していきます。 |
| 473 | 5章1 | 同行援護など、ガイドヘルパーの募集がいまだに往復はがきなのは、このご時世逆にハードルが高い。QRコードを用いるなど簡素化し、もっと若い世代が応募しやすいように工夫をしてほしい。座学部分はZoom利用なども。 | ご意見については、人材の確保・育成を図るにあたり参考にさせていただきます。引き続き、募集方法等について工夫をしてまいります。 |
| 474 | 5章1 | ・これも、サービスの内容を書いているだけ、このサービスの課題は何かが全く抜けている。例えば、区内には選択できる事業所がないとか、荏原地域にバリアフリー化した施設がないとか、だから、身体系の障害者が通所できる施設がないとか。・それぞれのサービスの実績を示してください。 | 第5章は、サービスの見込量および確保のための方策について示したものです。サービスの実績については、サービスの実績および見込量の中で示しています。 |
| 475 | 5章1 | 就労継続Ａは、区内事業所はいくつあって、利用者は何人なのか。 | 事業所一覧を6章の資料編に追加します。 |
| 476 | 5章1 | 療養介護のサービスはどこで提供されているのか。 | 主に病院でサービスが提供されています。 |
| 477 | 5章1 | 「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」は、第5期・第1期計画の記載のように、機能訓練と生活訓練それぞれの説明文を分けて書いてほしい。現状ではその違いがわかりにくい。 | ｐ.72のとおり、各事業の説明文を記載します。 |
| 478 | 5章1 | 自立訓練の実績は減少しているのに、ニーズはあるのか。なければ、他のサービスを増やしてほしい。例えば、生活介護は不足しています。 | 必要な方にサービスを提供できるよう引き続き自立訓練を実施してまいります。 |
| 479 | 5章1 | Ｒ5年度には、生活介護の定員をこえるようですが、どこかに整備するのか。 | 区内全体では当面の間、利用枠がありますが、引き続き、事業所整備を促進してまいります。 |
| 480 | 5章1 | 前回の障害福祉計画に取り組みとして掲載されていた、「荏原地域に障害者施設を整備する」はなぜ削除されたのか。 | 荏原地区において、相談支援事業、障害児相談支援事業、児童発達支援事業、放課後等デイサービスなどの事業所が複数開設されました。引き続き、区内全域における事業所の開設に向けて取り組んでまいります。 |
| 481 | 5章1 | 就労移行支援の実績は減少しているのに、必要なのか。どうして、見込を増やすのか、理由を述べてください。 | 一般就労への移行ニーズが高いことからサービスの見込量は増加するものと考えています。 |
| 482 | 5章1 | 短期入所（医療型）は、福祉型と何が異なるのか。それぞれの対象と、サービス提供している施設名を記載してください。 | 医療型は、遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等が対象で、病院等で提供されています。福祉型は、障害者支援施設等において実施されています。区内では、区立障害児者総合支援施設、区立かがやき園、かもめ園で福祉型短期入所を実施しています。 |
| 483 | 5章1 | 第5期・第1期計画では、計画期間中の「自立訓練（機能訓練）」の見込み人数を11、15、19人としていたが、実績はその半分以下だった。本素案の見込量は6、7、8人と第5期の見込みより減っている。①なぜ見込量を減らしたのか。②なぜ利用が増えないのか。ニーズがないのか。周知不足なのか。③「見込量の確保等にあたって」には自立訓練の記載がなく、なぜ下方修正したのかが不透明。第5期・第1期計画の「見込量の確保等にあたって」には「利用者のニーズ把握に努めるとともに、訓練内容が利用者にとって適切かつ魅力あるものとなるよう検討していきます」とあるが、その検討結果はどうだったのか。 | 現に利用している方の人数、障害者等のニーズ、地域生活への移行などを勘案して見込量を設定しました。 |
| 484 | 5章1 | 厚労省は「第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画の概要」で、就労継続支援Ｂ型のサービス見込量として、「設定に当たっては、区域内の就労継続支援Ｂ型事業所における工賃（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい」とあるが、この目標水準についての記載はないのか。 | 就労継続支援B型の工賃については、各事業所においてそれぞの実情に応じて目標工賃を設定し、積極的に取り組んでいることから、障害福祉計画において就労継続支援B型における工賃の平均額の目標水準を設定する考えはありません。 |
| 485 | 5章1 | 第5期・第1期計画では、計画期間中の「就労定着支援」の見込み人数を88、97、105人としていたが、実績はその半分以下だった。本素案の見込量は46、50、54人と第5期の見込みより減っている。①なぜ見込量を減らしたのか。②なぜ利用が増えないのか。ニーズがないのか。周知不足なのか。 | 現に利用している方の人数、障害者等のニーズなどを勘案して見込量を設定しました。就労定着支援は、就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した障害者を対象としていることから、就労移行支援などの増加に伴い、利用が増えるものと見込んでいます。 |
| 486 | 5章1 | 短期入所（医療型）の見込量は第5期・第1期計画よりも増えており、実績も増えている。第5期・第1期計画では、「見込量の確保等にあたって」で「医療型の短期入所については、区内で医療的ケアを提供できる体制が未整備のため、病院を活用した宿泊型の預かり事業の実施を含めた検討を行っていきます」の記載があった。①病院を活用した宿泊型の預かり事業は現在実施されているのか。令和元年度3月の利用者は10人だが、そのうち何名が「病院を活用した宿泊型の預かり事業」の利用者か。②今期計画期間中に、医療的ケア対象の短期入所の実施の見通しがあるから見込量が増えているのか。見通しがあるのならその旨明記を、まだなのであればその「見込量の確保」の方策を明記してほしい。 | 医療的ケアが必要な方のニーズを踏まえ、令和3年度から、病院を活用した短期入所事業を開始します。 |
| 487 | 5章1 | わざわざ、特別支援学校卒業生の日中活動の場所としなければいけないのか。様々な教育機関があるのに、あえて、特別支援学校なのか。 | 「特別支援学校卒業生等」と表記をしており、特別支援学校卒業生に限定はしていません。 |
| 488 | 5章1 | 就労移行支援の利用実績は減少しているのに、就労意向が高いってどうやってわかるのか。データを示してください。 | 令和元年度に実施した実態・意向調査（品川区障害福祉計画策定のための基礎調査）において、現在働いていない障害者の就労意向について確認しています。 |
| 489 | 5章1 | 短期入所のニーズが高い理由は何か。親が自宅で見れない理由が必要じゃないですか。体験利用は別にして。サービスがあれば使わないと損のような考え方には反対です。家族などへの支援体制って、どういうことか。よくわかりません。 | 障害者の心身の状態、家庭の事情等、短期入所を利用する理由は様々です。区では、必要な方に必要なサービスが提供できるよう引き続きサービスの充実を図ってまいります。 |
| 490 | 5章1 | 受審促進って、どういうことですか。全施設が第三者評価を受けていないのですか。受けていないのなら、受けるように何らかの指導・勧告しているのですか。 | 区では、第三者評価の受審に要する経費の一部を助成することにより、第三者評価の積極的な受審を支援しています。 |
| 491 | 5章1 | 「見込量の確保等にあたって」の「事業所に対して人材の育成・定着に向けた支援」とは、具体的に何を想定しているのか。 | 事業所連絡会等により事業所間の情報共有を図ることや、研修参加への働きかけ等により、事業所の人材育成・定着に向けた支援を行います。 |
| 492 | 5章1 | 「見込量の確保等にあたって」について。①生活介護と就労継続支援 B 型について「特別支援学校卒業生などの日中活動の場所として、増加を見込んでいます」としか書かれていない。「見込量の確保等にあたって」の項目なので、増加を見込んでいるなら、その「見込量の確保」をどうするのかを書く必要があるのではないか。②就労移行支援と就労定着支援について、「一般就労に向けて支援を充実させます」とある。具体的にどういう支援を行なうということか。③短期入所については、体験型の枠があることについても明記してほしい。 | 生活介護と就労継続支援B型については、障害児者総合支援施設等区内事業所において受入れ枠が確保されています。一般就労に向けては、就労移行支援、就労定着支援等の利用を見込んでいます。短期入所の体験利用については、第3章の２施策の柱に対する前計画の実施状況　２．地域生活支援体制の整備　障害児者総合支援施設の説明の中で記載をしています。表記内容については、ご意見として承ります。 |
| 493 | 5章1 | 就労移行支援の対象者が施設入所支援を受けることができるのですか。そもそも、施設入所支援は、施設入所のことではないのですか。以前は、支援区分4以上でないと入れなかったのですが、変更したのですか。周知をしてください。 | 施設入所の給付決定については、「品川区障害者介護給付費等支給決定基準に関する要綱」に基づいています。必要な情報については、個別の相談の中で、提供をしています。 |
| 494 | 5章1 | 障害者支援施設の定義は何か。ここから一人暮らしを希望している人数は何人いますか。移行できますか。どういう支援を受けられるのですか。可能であれば、させたいですが、そのような話はどこからも聞いたことがありません。 | 障害者支援施設は、施設に入所する障害者に対し、入浴や排泄、食事などの介護、また、生活などに関する相談や助言、その他の必要な日常生活上の支援（施設入所支援、生活介護、自立訓練、就労移行支援など）を行う施設です。地域移行の意向については、相談支援の中でニーズを把握しながら進めてまいります。 |
| 495 | 5章1 | 自立生活援助は、どのようなサービスで、提供している事業者を教えてください。 | 自立生活援助は、平成30年度に新設されたサービスで、障害者支援施設や共同生活援助等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者を対象として、本人の意思を尊重した地域生活を支援するために、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から適時のタイミングで適切な支援を行うものです。区内には事業所はありません。 |
| 496 | 5章1 | 共同生活援助は現在何カ所あり、定員と利用率を教えてください。長年待っていますが、軽度者でないと入居できないと言われています。重度対象のＧＨの整備計画を教えてください。 | 事業所一覧を第6章資料編に追加します。事業所別の利用率については、障害福祉計画に記載する考えはありません。第3章「３ 今期の主要テーマと取り組みの方向性」の「テーマ１.安心して暮らせる地域生活の支援」の③事業所整備促進の中で記載をしているとおりです。 |
| 497 | 5章1 | 共同生活援助は、精神と知的等で、期間や補助金が異なります。障害別に現在何カ所あるのか、利用者数を変えて見込み量を設定してください。 | 事業所一覧を第6章「資料編」に追加します。見込量は、現に利用している方の人数、待機者の人数、地域生活への移行等を勘案して、設定しています。 |
| 498 | 5章1 | 品川区は地域移行が進みません。受け入れ先がないことが大きな課題ではないのですか。そうでないのなら、品川区が考える課題を明示してください。それが、明確でないと、戦略的な事業を行えないです。 | 第3章「３ 今期の主要テーマと取り組みの方向性」の「テーマ１.安心して暮らせる地域生活の支援」の現状と課題の中で、課題を示しています。 |
| 499 | 5章1 | 西大井に重度対象のＧＨは令和6年度です。その間に、他区ではどんどん新規で整備が進んでいます。公共施設跡地や、再開発を実施するときに、必ず障害者施設を含めるように要綱等で指導してください。 | ご意見として承ります。 |
| 500 | 5章1 | 自立生活援助の「見込量の確保等にあたって」では、本素案では「利用者ニーズの把握に努めながら、サービスの担い手となる事業者の誘致など、サービスの提供体制について検討していきます」と書かれており、第5期・第1期計画では「障害者支援施設、グループホーム等関連サービス間の連携により、効果的な支援について検討していきます」と書かれていた。①第5期・第1期計画の「関連サービス間の連携」では、この見込量の確保のために何をどう連携したのか。②6年連続で「検討していきます」の表記だから、いつまでたっても真剣に取り組まれることもなく、結果が出ないのではないか。「〇年の実施を目指して検討を進めます」等、日程的な区切りを明記してほしい。 | 自立生活援助については、本文に記載のとおり、引き続き利用者ニーズの把握に努めながら、サービスの担い手となる事業者の誘致など、サービスの提供体制について検討していきます。表記方法については、ご意見として承ります。 |
| 501 | 5章1 | 共同生活援助の実績のうち、区内のグループホームに入っておられる方は何人か。また、待機者は何人か。 | 区内のグループホーム利用者は、66名、区が把握している施設入所またはグループホームを希望している方は令和3年3月末時点42名です。 |
| 502 | 5章1 | 厚労省は、「第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画の概要」で「地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する」としている。P62の表の「施設入所支援」の下に、当該見込み数を記載してほしい。 | 地域生活支援拠点等の整備と地域生活支援拠点等の機能の充実については、第４章３地域生活支援拠点等の整備の中で記載しています。 |
| 503 | 5章1 | 支給決定は誰がするのですか。主語が誰かわかりません。計画相談支援は、計画相談支援事業所が、支給決定するのは、品川区ですか。障害支援区分は、地域拠点相談支援事業所に委託ですか。 | 支給決定は、区が行います。区分調査は、区職員もしくは地域拠点相談支援センターに委託しています。 |
| 504 | 5章1 | 地域相談支援とは何ですか。 | 地域移行支援と地域定着支援のことを地域相談支援といいます。 |
| 505 | 5章1 | 地域定着支援は、どこで受けられるのですか。全く、知りません。精神看護訪問事業所に依頼しても、緊急では来られないと言われました。どこが提供しているのか記載しないと、誰も利用できません。 | 地域定着支援事業所は区内にはありません。 |
| 506 | 5章1 | 「見込量の確保にあたって」の「民間相談支援事業所への運営費の助成」とは、今年度および昨年度に実施してきた指定特定事業所の公募のことか。 | そのとおりです。 |
| 507 | 5章1 | 「見込量の確保等にあたって」で、「地域移行支援」と「地域定着支援」の記載がない。特に地域定着支援については、第5期・第1期計画の「見込量の確保等にあたって」で「支援体制の整備が課題となっています」と明記されていた。①この支援体制は整備されたのか。されていないからいつまでたっても0のままなのか。②第5期・第1期計画では、計画期間3年間の見込量は1、1、2人だった。その実績が0人だったのは理解できるが、本素案では見込量までもが０になっている。0でいいのか。0とした理由は何か。 | 基幹相談支援センターおよび地域拠点相談支援センター、相談支援事業所による重層的な支援により、地域の相談支援体制を充実させ、支援のあり方について検討してまいります。 |
| 508 | 5章1 | 計画相談支援は、実人数か、延べか。必要な人の何割が受けているのか。また、新規に開設した相談支援事業所の実績を教えてください。一向に、新しい相談支援事業所で計画相談している方を知りません。 | 実績は延べ人数です。個別の事業所の利用者の人数については公表していません。 |
| 509 | 5章1 | 地域移行支援は、Ｈ30年度にひと月に4人もサービスを受けているのか。そうしたら、もっと、地域移行している人が多いはずです。これは正確ですか。 | 地域移行支援は、地域生活への移行を支援するサービスです。実績は、サービスを利用している人数です。 |
| 510 | 5章1 | 民間相談支援事業所事業所は誤字です。民間相談支援事業所とはどこのことか。どこが区立なのか。 | ｐ.77のとおり、「民間の相談支援事業所」に修正します。第6章に事業所一覧を追加します。 |
| 511 | 5章1 | ・基幹相談支援センターの方に会ったことはないのですが、どこにいるのですか。また、何の仕事をしているのですか。区の担当者には、これまで1回しか会っていません。・基幹相談支援センターっとは何ですか。どこにあるのですか。どのようなサービスを提供しているのか。事業所とは異なるのか。機能強化は、なにが強化されるのか。 | 基幹相談支援センターは、障害のある方を対象とした相談支援に関して、地域における中核的な役割を担う機関です。品川区では、障害者福祉課が担っています。 |
| 512 | 5章1 | 地域定着支援の見込みがゼロということは、やらないのか。それなら、掲載しないでください。 | ご意見として承ります。 |
| 513 | 5章1 | 各相談支援事業所の違いを９９％の方は理解していません。わかりやすく模式図でも作って説明してください。 | 相談支援については、区ホームページに「相談窓口の案内チラシ」を掲載していますので、ご覧ください。 |
| 514 | 5章1 | 相談支援の「サービスの実績および見込量」について。第5期・第1期計画によると、平成29年度は受給者証発行者数1，522人に対し、計画相談支援の利用者実績は1，814人で、令和元年度の利用者見込みは1，894人だった。本素案では、令和元年度の受給者証発行者数は1，677人であるのに対し、計画相談の利用者実績が3，396人と倍になっており、令和5年度では5，094人に増える見込みとなっている。①計画相談の実人数が受給者証発行者数の2倍以上になる理由は何か。②この人数は年間の延べ人数なのか。実人数なのか。 | 計画相談支援は延べ人数です。利用者の増加の他、モニタリングの回数の増加を見込んでいます。 |
| 515 | 5章1 | 「地域移行支援」について、厚労省は「設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する」としている。これの見込みは記載しないのか。 | 地域移行支援の見込量は、第5章に記載しています。 |
| 516 | 5章1 | p64，67の表の下に「※実績・見込量は各年度の年間累計値です。令和２年度は２月の実績を記載予定」とあるが、令和2年度以外は一年間の累計値で、令和2年度のみ2月ひと月分の実績を載せるということか。 | p.80のとおり、令和2年度の実績については年間累計値ですので、修正します。 |
| 517 | 5章1 | 第5期・第1期計画p44以降の見込量の表の、実績の最終年度の数字は「4～12 月分の実績平均値」だったが、本素案では「2 月の実績を記載予定」として空欄になっている。「4～12 月分の実績平均値」で問題ないと思うが、なぜ変更したのか。あまり変えられると過去との比較がしにくくなるし、素案の時点でデータが掲載されているほうが、素案を読む側としてはありがたいのだが。 | 令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言発出期間など月ごとの偏りがあるため、4～２月の平均値を実績とします。 |
| 518 | 5章1 | 同行支援の範囲を発達障害者まで広げていただくことを提案致します。（医師との意思疎通が難しい場面や、治療に対しての恐怖心で医師を怒らせてしまうことが多々あるので、病院と当事者とのコミュニケーションを図って頂ける方の付き添い支援）（細かい説明が理解できない、記入が困難な場合での様々な手続きで必要な説明や書類記入をサポートしてくれる支援。） | 同行援護サービスは視覚障害の方向けのサービスです。移動支援サービスは、屋外での移動が困難な方向けのサービスとなります。病院と当事者のコミュニケーションにあたっては、引き続き、障害者理解の啓発を図ってまいります。 |
| 519 | 5章1 | 仕事はしているが、差別や収入等の理由でアパートを借りられない人。ひとりで生活するのは困難な人。生活や精神面で一部支援が必要な人が利用できる入居施設があると安心です。 | 障害者差別がなくなるよう引き続き障害者差別解消法の周知を行ってまいります。ひとりで生活するのが困難な方へのサービスについては、共同生活援助、訪問系サービス等があります。個々の状態に応じたサービスが提供できるよう社会資源の充実を図ってまいります。 |
| 520 | 5章2 | 保育所等訪問支援の見込量が、令和元年度の実績7人から、令和5年度で25人に増えている。現状、区内で保育所等訪問支援の指定を取っているのは品川児童学園だけだが、今後もすべて品川児童学園だけでやる予定か。 | 民間事業所の誘致も含め、サービスの提供体制の整備を進めてまいります。 |
| 521 | 5章2 | 放課後等デイサービスの見込量が、令和3～5年度で一人当たり月間7、8、9日の計算になっている。第5期・第1期計画では、計画期間中の数字を10、10、10日と見込んでいた。放課後等デイはとにかく空きがなく、利用したくてもできず、少ないパイを奪い合っている状況決してニーズがないわけではない。①現状を打開するためにも、安易に見込量を減らすのではなく、事業所誘致に力を入れてほしい。②計画期間3年間の見込量は一人当たり月間7、8、9日ではなく、児童発達支援同様8、9、10日として、令和5年度に一人当たり月間10日提供できることを目標にしてほしい。③巻末p117の実態調査結果を見ても、放課後等デイは「現在利用しているが、もっと使えるなら使いたい」が22.1％、「現在は利用していないが、今後利用したい」が40.1％で、合わせると362の回答数のうちの6割を超えている。児童発達支援は合わせて3割ほどで、実績も放課後等デイの一人当たり利用量の方が多いのに、放デイではなく児童発達支援の見込量の数字を多くしたのはなぜか。 | 区における児童の数の推移、現に利用している障害児の人数、ニーズ、平均的な一人当たり利用日数等を勘案して見込量を設定しています。なお、実態・意向調査における「現在は利用していないが、今後利用したい」については、未就学児を対象とする「児童発達支援」を利用している方は、就学後に「放課後等デイサービス」の利用を希望することはありますが、反対に「放課後等デイサービス」を利用している方が「児童発達支援」を今後利用することはないため、調査結果においては、放課後等デイサービスの希望の方が高くなったものと考えられます。 |
| 522 | 5章2 | 「見込量の確保にあたって」について①「検討していきます」との言い回しがあるが、本計画期間では「検討」のみ行う予定なのか。「いつまでに検討します」と明記していただきたい。②全般的なことについてしか触れられておらず、個別のサービスについての記載がない。第5期・第1期計画では、個別のサービスごとに「見込量の確保等にあたって」の記載があったが、本素案では「障害児通所支援」でくくられており、サービスごとの内容の記載がないものがある。サービスの内容がまったく違うので、サービスごとの見込量確保のための方策を明記してほしい。特に、3倍の伸びを見込んでいる保育所等訪問支援の「見込量の確保」の方策を記載していただきたい。 | ご意見として承ります。 |
| 523 | 5章2 | 「居宅訪問型児童発達支援※」の※印は何を意味するのか。 | 不要な表記なため、削除します。 |
| 524 | 5章2 | 障害児の相談支援の実績が、Ｒ1から8倍に増えていますが、どうやって増やすのか。どこで実施しているのか。 | 区では補助制度を導入し、民間の障害児相談支援事業所の誘致を図りました。これにより実績数の増加を見込んでいます。 |
| 525 | 5章2 | 障害のある子どもの増加の理由は何か。子供の数が増えているからなのか。障害認定される子供の数が増えているのか。それが、わからないと、見込を立てられないのではないか。 | 区内の児童数の増加、医療の進歩のほか、発達障害については、一般に広く知られるようになり家族の気づきや診療ニーズが高まったことも理由として考えられます。 |
| 526 | 5章2 | p67の障害児相談支援の説明文に、「平成26年度以降、障害児通所支援を利用するすべての障害児が対象となっています。」等の一文を加えていただきたい。 | ご意見として承ります。 |
| 527 | 5章2 | p67の障害児相談支援について。令和元年度の障害児通所支援の受給者証発行者数は762人で、障害児相談支援実績は176人。対象児の2割強しか作成できていないことになるが、P39の「包括的な障害児支援の充実」の〈現状と課題〉の項目において、それについての説明がなされていない。現状の遅れについての説明を加えた上で、現状を打開するための〈取組みの方向性〉を記していただきたい。 | 区では補助制度を導入し、民間の障害児相談支援事業所の誘致を図りました。これにより実績数の増加を見込んでいます。表記については、ご意見として承ります。 |
| 528 | 5章2 | p67の障害児相談支援の「見込量の確保にあたって」で「機能の充実」と書かれているが、それ以前の問題。第1期計画では、見込量を532人、791人、877人としていたが、実績は150人、176人（令和2年度の実績は不明）で、見込量に遠く及ばなかった。相談支援を経ずに既に障害児通所支援を利用している子ども全員が、障害児相談支援事業所と契約し、計画を作成することが大前提では。「機能の充実」も結構だが、その前にやるべきことがあるので、きちんとそれを明記してほしい。 | 区では補助制度を導入し、民間の障害児相談支援事業所の誘致を図りました。これにより実績数の増加を見込んでいます。表記については、ご意見として承ります。 |
| 529 | 5章2 | 障害児相談支援では、障害児の計画相談が後追いになっている現状と、障害児通所支援を既に利用している障害児の計画相談を早急に進めることについての記載がない。①現状で、障害児通所支援のサービス利用者のうち何割程度の計画相談が実施されているのか。②令和5年度に1，260人の障害児相談支援を行なう見込みになっているが、この数字は実人数か。③1，260人の障害児相談支援を行なうためには、区内に概ね何カ所の障害児相談支援事業所が必要になるのか。④あと何カ所増設することになるのか。また指定特定相談支援事業所の公募を行うのか。 | 区では補助制度を導入し、民間の障害児相談支援事業所の誘致を図りました。障害児相談支援事業所についてはそれぞれの事業所で障害児相談支援を実施する件数が異なるため、事業所数を定めることはできませんが、引き続き区の実情に応じ、対応してまいります。表記内容については、ご意見として承ります。 |
| 530 | 5章2 | 厚労省は、「第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画の概要」で「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数」として、「地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する」とある。P67のの「障害児相談支援」の下に当該見込み数を記載していただきたい。 | 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、第4章の５障害児支援の提供体制の整備等に記載しています。 |
| 531 | 5章3 | 成年後見制度法人後見支援事業の法人とは、どのような法人か。現状法人はないのか。 | 社会福祉法人品川区社会福祉協議会等です。 |
| 532 | 5章3 | 法定と任意を模式図にして示してください。それぞれどのようなサービスがあるのか。 | 障害者等に対する理解を深めるため研修・啓発事業、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業、障害者等、障害児の保護者等からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業、成年後見制度における法人後見の活動を支援するための研修等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、手話奉仕員の養成を行う事業、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業を必須事業として、その他区の判断により実施する事業を任意事業と言います。それぞれのサービスは、第5章３地域生活支援事業に記載のとおりです。表記方法については、ご意見として承ります。 |
| 533 | 5章3 | 啓発事業は、ふくしまつりなのか。区民祭りへの参加や区役所での就労業務（メール便や清掃等）を増やすほうが、よほど啓発になると思います。 | ご意見として承ります。 |
| 534 | 5章3 | 「障害者週間記念のつどい」「ふくしまつり」について、それぞれ「毎年障害者週間中に開催しています」「毎年実施しています」とある。①「毎年」とあるということは、当然、令和2年度も実施したという理解でよいか。②コロナ禍においても実施できる内容も検討すべきでは。 | 令和2年度は新型コロナウイルス感染状況を踏まえ中止しました。今後も、感染状況を注視し、実施方法について検討してまいります。 |
| 535 | 5章3 | これと計画相談は何が違うのか。ここは、だれでも好きなところを利用できるのか。記載しないと勘違いすると思う。・障害者相談支援事業所と計画相談支援事業所の違いを説明してください。 | 障害者相談支援事業は、p.82に記載のとおり、障害のある人の自立した日常生活および社会生活を支えるため、障害のある人自身、その家族その他障害のある人の介護を行う人からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用についての相談や必要な情報などを行います。計画相談支援は、p.76に記載のとおりです。相談支援については、区ホームページに「相談窓口の案内チラシ」を掲載していますので、ご覧ください。 |
| 536 | 5章3 | 成年後見制度の利用支援の実績を示して。 | 記載のとおりです。 |
| 537 | 5章3 | 「精神保健福祉地域連絡会」について。①p49の「精神保健福祉連絡会」とは別の会議体か。　②「精神保健福祉地域連絡会」と「品川区精神連絡会」の役割の違いは。それぞれの委員構成は。開催頻度は。 | p.42の「品川区精神保健福祉連絡会」は、「品川区精神保健福祉地域連絡会」に修正します。「品川区精神保健福祉地域連絡会」は、保健・医療・福祉の関係者による協議の場で、地域の支援体制の整備などを目的にしています。一方、「品川区精神連絡会」は、相談支援事業所と関係機関との連携・情報交換を図るために実施しています。 |
| 538 | 5章3 | 第５章　Ｐ６９　成年後見制度法人後見支援制度ではなく、「支援付き意思決定制度」の活用を望みます。障害者者権利条約１２条では、判断能力の不十分な障害者も「他の者と平等に常に法的能力を持つ」と定めました。しかしながら現在の後見制度は、一度選任された後見人はよほどのことがない限り変更出来ず、法的権限が後見人に集中して、「法的能力がない」ことを前提として成立しており、権利条約１２条と明らかに矛盾しています。本人の法的能力を排除せず、短期性、拒否権などを認め、本人を中心とした家族、支援者で支える「支援付き意思決定支援制度」の検討を望みます。 | 障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮することは、基本的な支援のあり方です。第３章の包括的な相談支援の充実に記載のとおり、引き続き、障害者の意思決定支援に配慮した相談支援を実施してまいります。また、成年後見制度については、必要な人が、本人らしい生活を送れるよう、福祉等の関係者と後見人が、意思決定支援の下での本人への支援を行っています。 |
| 539 | 5章3 | ①実績・見込量は「有」だけでなく、回数または設置数、対象法人数等も併せて記してほしい。②基幹相談支援センターと「基幹相談支援センター等機能強化事業」は、p69に解説文がない。相談支援事業のところに説明を加えるべきでは。特に「基幹相談支援センター等機能強化事業」は用語集にも説明がなく、何をしているのか不明。③「手話通訳者派遣事業」と「要約筆記者派遣事業」は、p69の「意思疎通支援事業」に該当する事業であることを明記してはどうか。④日常生活用具給付等事業の合計数は6，066で合っているのか。内訳の合計だと6，065だが。 | ご意見として承ります。日常生活用具給付事業については、数値の合計に誤りがあったため訂正します。正しくは6,065です。 |
| 540 | 5章3 | 地域における自立生活を助けるのか。通勤、通所には利用できない。 | 移動支援事業の利用を検討される場合は、障害者福祉課または地域拠点相談支援センターにお問合せください。 |
| 541 | 5章3 | 地域活動支援センターで生産活動しているのは、どこですか。ぜひ、利用したいです。３か所の事業所名と各実績を記載してください。 | 区内では生産活動をしている地域活動支援センターはありませんが、引き続き、利用者ニーズを把握し、メニューの充実を図ってまいります。事業所については、第６章資料編に追加しました。各事業所の実績は掲載しませんが、地域活動支援センターの実績は、第５章に記載のとおりです。 |
| 542 | 5章3 | 地域活動支援センターの相談機能の強化とは、どういうことか。現在、相談機能はありましたか。また、内容を充実しとは、どう充実するのか。誰がどのような活動を望んでいるのか。 | 誤解を生む表現のため、p.84の表現を「地域活動支援センターについては、区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」が開設しました。地域拠点相談支援事業所との連携を図ることで相談機能の強化を図るとともに、」と修正します。 |
| 543 | 5章3 | 移動支援事業は、一人当たりの月間利用時間数が平成30年度の11時間から令和5年度で17時間に増えているが、今年度の移動支援ガイヘル研修は一回のみの実施だったように思う。現状で既にヘルパーが足りておらず、ヘルパーが増えないとサービス増加に対応できない。①移動支援の従業者養成研修は、今後どこが年何回実施していくのか。②移動支援の従業者養成研修は区の委託で行なうのか。③渋谷区では、区が主催となり、在住在勤在学者を対象に無料でガイヘル研修を年数回実施している。品川区もそれくらいやらないと、この見込量増加に対応できないと思うが、その心意気はあるか。④コロナ禍において、どのように養成研修を実施していく考えか。 | 人材の確保・育成については、第3章に記載のとおり主要テーマとして掲げ、取り組んでまいります。 |
| 544 | 5章3 | 手話奉仕員養成研修事業は、第5期・第1期計画では各年度20人の見込量だったが、本素案では各年度9人に減った。一方で、手話通訳者派遣事業は710、720、730件の見込量だったのに対し、次期計画では822、844、867件に増えている。研修修了者が減るのに、これだけの派遣件数の増加に対応できるのか。 | 毎年、研修修了者が出ていますので、人数は増加しています。また、区内の通訳者で対応できない場合は、東京都の派遣センターより通訳者を派遣しています。 |
| 545 | 5章3 | 「※実績・見込量は各年度年間の数値です。令和 2 年度は 2 月の実績を記載予定」とある。①「各年度年間の数値」とは何か。各年度1年間か。「年間累計値」のことか。②令和2年度以外は一年間の累計値であり、令和2年度のみ2月ひと月分の実績を載せるということか。③なお、第5期・第1期計画では、最新年度の実績は「これまでの実績を勘案した推計値」だったが、なぜ変更したのか。 | 実績・見込量は各年度の年間累計値です。表記に誤りがありましたので、p.84のとおり修正します。 |
| 546 | 5章3 | 「見込量の確保等にあたって」は、全般的なことについてしか触れられておらず、個別のサービスについての記載がない。第5期・第1期計画では、個別のサービスごとに「見込量の確保等にあたって」の記載があったが、本素案では「必須事業」「任意事業」でくくられており、サービスごとの内容の記載がないものがある。サービスの内容がまったく違うので、サービスごとの見込量確保のための方策を明記してほしい。特に令和元年度の実績に対し、計画3年目時点で2倍近い伸びを見込んでいる日中一時支援事業については説明が必要ではないか。 | 見込量確保のための方策については、サービスの実績および見込量の下段に記載の「見込量の確保等にあたって」のとおりです。 |
| 547 | 5章3 | なぜか、品川区の日中一時支援事業は児童だけ対象。その理由を教えてください。障害者の親も就労しています。日中一時支援は利用者が減少しているのに、なぜ見込みは大幅に増えるのか。利用者がいないのなら、対象を広げてください。 | 生活介護や訪問系サービス、短期入所等の障害福祉サービスをご利用いただくことを考えています。日中一時支援の見込量については、障害児者総合支援施設での受入数の増加を見込んでいます。 |
| 548 | 5章3 | 任意サービスの利用できる対象と実績を示してください。 | 各サービスの詳細については、「障害者福祉のしおり」やホームページに記載がありますので、ご参照ください。実績については、第5章に記載しています。 |
| 549 | 5章3 | 「障害者世帯ハウスクリーニング事業」は、居宅介護（家事援助）を利用している人は対象外らしいと聞いたが、本当か。 | 原則として、居宅介護を利用している人は対象となりません。サービスの利用を検討される方は、障害者福祉課または地域拠点相談支援センターにお問合せください。利用にはほかにも要件があります。 |
| 550 | 5章3 | 特別支援学校卒業後も、介護をしている家族の就労を支える預かりや一時的休息を必要としています。通所後の時間や土曜日など、障害者の活動の場の提供を望みます。 | 生活介護や訪問系サービス、短期入所、地域活動支援センター等の障害福祉サービスをご利用いただくことを考えています。 |
| 551 | 5章3 | 両親ともに就業しているが、放課後等デイサービスの空きがなく、日中一時支援を利用している。違う事業なのは理解しているが、料金を別々で算定せず合算にしてほしい。実際に合算にしている自治体があると聞いた。特に、上限負担額が37，200円の家庭は、放課後等デイサービスと日中一時支援のそれぞれの上限が37，200円になっており、負担が大きいと思われる。 | 利用者負担については、ご意見として承ります。 |
| 552 | 5章3 | 日中一時支援事業は、過去概ね5，000人程度の実績なのに、見込量を8，000～9，000人としている。巻末p115の調査結果を見ても、日中一時支援事業の「現在利用しているが、もっと使えるなら使いたい」は4.4％、「現在は利用していないが、今後利用したい」は25.1％で、合わせて3割弱。その合算が6割を超える放課後等デイサービスに対して、明らかにニーズが少ない。①放課後等デイサービスと日中一時支援の役割は違う。放課後等デイサービスが利用できない児童の受け皿として、日中一時支援の拡充に力を入れるのはやめてほしい。②日中一時支援が現状5，000人程度の利用を獲得できているのは、ひとえに放課後等デイサービスの事業所が足りていないからだということを理解しているか。 | 放課後等デイサービスは、就学している障害児を対象として、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。一方、日中一時支援は、障害児を介護している家族の就労を支える預かりや一時的休息のため、活動の場を提供するものです。 |
| 553 | 5章3 | 「住宅設備改善費給付事業」は、実績が年1戸と非常に少ない。周知が足りないのでは。相談支援事業所は、ニーズのありそうな利用者や家族に対し、この事業の案内をしているのか。もっと対象になるご家庭があるように思う。 | ご意見として承ります。 |
| 554 | 5章3 | 発達障害児者の人数については把握できているのか。少なくとも、区の対象サービスを利用している方の人数は把握しているはず。P129には「発達障害・思春期サポート事業」の利用者数が具体的に載っているし、区内には発達障害者の支援施設や、放課後等デイサービスもある。発達障害児者の人数を、サービス利用者数で構わないので、他障害のように表にして示してほしい。 | 発達障害については、知的障害や精神障害と異なり手帳制度がないため、正確に人数を把握することはできません。各サービスの実績については、第5章に記載があります。 |
| 555 | 5章3 | 第5期・第1期計画p60にある「手話通訳者設置事業」が、本素案に見当たらないが、なくなったのか。 | 手話通訳者設置事業は継続して実施してまいります。ｐ.82に追記します。なお、令和３年度から障害者福祉課における手話通訳者の配置は、月・水曜日午後１時～４時、金曜日午前９時～正午に拡大しました。 |
| 556 | 5章3 | 第5期・第1期計画p63～の「任意事業」では、各事業名のあとに（日常生活支援）（社会参加支援）の別が示してあったが、本素案では見当たらない。これは不要なのか。 | 第６期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画は、「品川区障害福祉計画策定委員会」において委員のご意見をいただきながら策定しています。表記の仕方については、見やすくなるよう変更をしています。 |
| 557 | 5章3 | 厚労省は「第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画の概要」で「発達障害者等に対する支援」として、「発達障害者支援地域協議会の開催」「発達障害者支援センターによる相談支援」「発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言」「発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発」「ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数」「ペアレントメンターの人数」「ピアサポートの活動への参加人数」の、それぞれの見込みを設定するようしているが、その記載が見当たらない。 | 発達障害について相談体制を強化するため、令和３年４月に「発達障害者相談支援センター」を設置しましたので、p.82に追記しました。また区では既に区立発達障害者支援施設「ぷらーす」や発達障害・思春期サポート事業「ら・るーと」において発達障害者支援を実施しています。これらの取り組みが分かるよう、p.44にコラムを追記しました。国の基本指針については、都道府県において設定するものも含まれています。発達障害者支援センター等は都において実施するものです。 |
| 558 | 5章3 | 発達障害者専用のサポートを行うための手帳を作り、手帳登録をした発達障害者と保護者に対して、メールやラインなどで、必要な支援の情報が届くようにしていただくことを提案致します。 | ご提案については、今後の施策を検討する際に参考にさせていただきます。 |
| 559 | 5章3 | 親がサポートしてあげられることには限界があります。親がいなくなった後でも本人が安心して暮らせるように、大人の発達障害に特化した施設ができることを切望致します。 | 区では、区立発達障害者支援施設「ぷらーす」において、大人の発達障害者の支援を行っています。引き続き、発達障害者の支援の充実を図ってまいります。 |
| 560 | 5章3 | 聴覚障害高齢者については、1人暮らしや夫婦も家にひきこもる人が多いと思います。各センター、会館、サポートセンターに「聴覚障害者サロン」のように会合を設置してほしい。環境の困難、手話言語の意思疎通の不安もあるので情報交換ができる場が欲しいです。 | 地域活動支援センター等の事業の中での実施を検討してまいります。 |
| 561 | 6章 | 「障害者の基礎調査結果によれば」の基礎調査は、いつ行われたものか。P93には、前回調査は平成25年度実施とあるが。今からだいぶ前になるので、実施年度を明記してほしい。 | 第6期障害福祉計画および第2期障害児福祉計画においては、実態・意向調査（品川区障害福祉計画策定のための基礎調査）についてp.113のとおり掲載しています。 |
| 562 | 6章 | 日中活動や外出について、身体障害者が「歩道の段差や傾斜」が3割以上いるのに、取り組みには、ほとんど記載がないのはなぜか。特に、公共施設のバリアフリー化が遅れています。 | p.52のとおり、歩道や公共施設等のバリアフリー化の推進に努めてまいります。公共施設のうち、既存施設へのエレベーターの設置等は、建物の構造上の問題や建築法令上の制約により、実施困難であることが多いため、施設の改築工事時に対応してまいります。また、新・改築工事の際は、関施設全体がユニバーサルデザインに対応するよう、整備を進めてまいります。 |
| 563 | 6章 | 第5期・第1期計画p4の「計画の策定体制」が、本素案では見当たらない。策定を担当した計画策定委員会の名称が、資料編以降にしか出てこないというのはどうかと思う。策定委員会は「傍聴が可能であるとともに、議事録等は区のホームページにて公表」している旨も併せて記してほしい。また、団体ヒアリングやパブコメについてもここに載せてほしい。 | ご意見として承ります。なお、計画の策定体制については第6章資料編に記載しております。 |
| 564 | 6章 | p76の委員名簿で、障害者団体代表が、医師や区内社福の理事よりも下に来ているところが、品川区の障害関係者の力関係を如実にあらわしていると思う。障害者団体代表は、学識経験者の次でもいいと思うが。ちなみに第5期・第1期計画では、地域自立支援協議会の名簿として、委員長・副委員長の次に障害者団体会長が来ていた。要綱に合わせているのだろうとは思うが、本素案では、なぜこんな下での掲載になったのか。 | 委員名簿については、要綱の順に合わせて記載をしています。 |
| 565 | 6章 | 庁内連絡会で「計23名」とあるが、リストでは22人のように見える。 | 庁内連絡会は２２名です。 |
| 566 | 6章 | 団体ヒアリングには、発達障害の支援団体も入れてほしい。ヒアリングしないと、いつまでたっても障害福祉計画・障害児福祉計画に発達障害支援の視点が乏しいままになる。 | 団体ヒアリングは、区に登録のある障害者団体を対象に実施しました。 |
| 567 | 6章 | 第5期・第1期計画では、p76に「計画策定意見交換会」の記載があるが、本素案では見当たらない。①障害者相談員のヒアリングはやめたのか。②なぜやめたのか。 | 障害者相談員には、個々にご意見をいただけるよう素案を送付しています。 |
| 568 | 6章 | 他区では、計画策定に携わった障害者地域自立支援協議会が、「計画に反映すべき事項」をまとめて、区長に提出していた。品川区でも同様の取り組みを行なってほしい。 | ご意見として承ります。 |
| 569 | 6章 | 計画の説明会はやらないのか。新型コロナの影響で人を集められないなら、YouTubeなどでのオンライン実施も視野に入れるべき。近隣自治体では実施していたと聞いた。知的障害のある方にはこれを読むのは難しいし、視覚障害のある方もこのボリュームの中から要点を掴むのは難しいと思う。 | 説明会の予定はありません。 |
| 570 | 6章 | 庁内連絡会は、内部の会議だし、要綱にも規定されていないのなら、掲載の必要なし。 | ご意見として承ります。 |
| 571 | 6章 | ヘルプカードのアンケートに回答し、質問したのに返答がありません。とっても失礼です。 | アンケートへのご協力ありがとうございました。作成したヘルプカードについては、広報しながわ、ホームページ等にてご案内しています。 |
| 572 | 6章 | 「品川区障害児実態・意向調査」は、児の調査結果のみなのか。者の調査結果も含んでいるのではないか。第5期・第1期計画をもとに上書きしていると、ミスが生じるので気を付けてほしい。 | p.113のとおり、「計画策定のための基礎調査」に修正します。 |
| 573 | 6章 | ページ数の関係かと思うが、掲載を省いた設問が相当ある。本計画が策定されたら、計画と同じページで、244ページにわたる「基礎調査報告書」も併せて公開していただきたい。策定委員会の資料として載っていても、そこまで探しに行ける人は少ないので。 | 品川区障害福祉計画策定のための基礎調査報告書については、区ホームページに第1回品川区障害福祉計画策定委員会（令和2年7月28日開催）の資料として掲載していますので、ご覧ください。 |
| 574 | 6章 | 障害者と障害児で別々の調査票で行なった調査を一緒にまとめて載せているため、わかりにくく不備がある（たとえば、障害児の訪問系サービスの利用意向はp113の表のみで、障害種別での意向が読み取れない）。障害者と障害児で別々にまとめて載せるべきでは。 | 品川区障害福祉計画策定のための基礎調査の調査結果概要について、分かりやすくするため、表記内容を見直します。 |
| 575 | 6章 | 意向調査の調査結果には、事業所の調査結果が載っていない。64事業所から回答があり、すごく大事な資料なので、載せるべきではないか。区内事業所が何に困っていて、何の事業について興味関心を持っているのかが伝わってくる調査結果だったのに、削除した意味がわからない。なぜ削除したのか。 | 品川区障害福祉計画策定のための基礎調査の調査結果概要について、分かりやすくするため、表記内容を見直し、事業所の調査結果についても掲載します。品川区障害福祉計画策定のための基礎調査報告書については、区ホームページに第1回品川区障害福祉計画策定委員会（令和2年7月28日開催）の資料として掲載していますので、ご覧ください。 |
| 576 | 6章 | 発達障害の調査票配布人数が不明。回収数も11人のみで非常に少ない。これでは実態が見えない。①発達障害の方には何通配布したのか。配布数はなぜ記載がないのか。②配布対象になったのはどういう方なのか。発達障害支援の施設利用者か。③p129に「発達障害・思春期サポート事業」が載っているが、ここの利用者の方には配ったのか。④p82下の表で、発達障害の方の配布数は「―」となっているが、合計数6，462から割り出すと312人になる。それで合っているのか。それで合っているのなら、配布数として明記してほしい。伏せる理由がわからない。⑤配布数が312人であるなら、なぜ回収数が3.5％に留まったのか。⑥発達障害は回収数も少ないが、結果の掲載件数も少ない。もっと載せてほしい。 | 令和元年度の実態・意向調査（品川区障害福祉計画策定のための基礎調査）の配布回収状況に記載されている「発達障害の方」は、施設を経由して配布・回収された数です。しかし、障害者手帳を所持している方（発達障害以外の障害）、他の障害福祉サービスを利用されている方にはご自宅にも調査票を送付しており、その場合、施設で配布・回収せず、「在宅の方」で計上されているためです。 |
| 577 | 6章 | 「施設入所」の表中の掲載位置が、表によって違っており紛らわしい。在宅の下で統一してはどうか。 | 表記の方法については、ご意見として承ります。 |
| 578 | 6章 | 実態調査の調査票原本を載せてほしい。第5期・第1期計画では巻末のp94以降に掲載されている。 | 品川区障害福祉計画策定のための基礎調査報告書については、区ホームページに第1回品川区障害福祉計画策定委員会（令和2年7月28日開催）の資料として掲載していますのでご覧ください。 |
| 579 | 6章 | 実態調査の自由記入欄について①自由記入欄の記載事項は、244ページにわたる「基礎調査報告書」には部分的に載っているが、これはほんの一部分でしかない。少なくとも基礎調査報告書には全部載せてほしい。対象者の手を煩わせてアンケートを取った以上、きちんと公開していただきたい。②本素案には、自由記入の点数や内容すら載っていない。何のために書かされたのか不明で、疲労感しかない。 | 品川区障害福祉計画策定のための基礎調査報告書については、区ホームページに第1回品川区障害福祉計画策定委員会（令和2年7月28日開催）の資料として掲載していますのでご覧ください。 |
| 580 | 6章 | 3年前の実態調査の障害児への配布数が841だったのに対し、今回は735だった。受給者証発行者数は右肩上がりに増えているが、実態調査の対象は減ったことになる。なぜか。　配布の対象要件が変わったのか。 | 令和元年度に実施した実態・意向調査（品川区障害福祉計画策定のための基礎調査）の配布は、障害者手帳所持者・障害福祉サービス・障害児通所支援等のサービスを受けている18歳未満の方と保護者を対象としています。 |
| 581 | 6章 | p122の「とても暮らしやすい」はいい加減恥ずかしいのでやめてほしい。区は「とても暮らしやすい」に〇をつけてほしいのかもしれないが、意図的と言うか操作的なものを感じる。調査の段階で、変なバイアスをかけないでいただきたい。p93の選択肢では「非常に満足している」に対応する項目は「非常に不満である」になっている。「とても暮らしやすい」にしたいのであれば、「暮らしにくい」の項目を「とても暮らしにくい」とすべき。 | ご意見として承ります。 |
| 582 | 6章 | 障害児の相談支援について。①実態調査の利用状況・利用意向の調査項目に「障害児相談支援」が入っていなかったのはなぜか。調べるべきではなかったか。②「困ったときの相談相手」15カ所の中の選択肢にすら入っていなかった。なぜか。 | 令和元年度の実態・意向調査（品川区障害福祉計画策定のための基礎調査）実施の時点では、区内の障害児相談支援は障害者福祉課が主であったため、「障害者福祉課」に集約しました。ご意見は次回の調査で参考にさせていただきます。 |
| 583 | 6章 | 実態調査の結果の表については、第5期・第1期計画掲載のものが、クロス集計がきちんとされており有益だった。計画毎に表の見せ方を変えると、比較対象がしにくくなるので、毎回コロコロ変えるのはやめてほしい。また、クロス集計は多く入れてほしい。 | ご意見は次回の調査で参考にさせていただきます。 |
| 584 | 6章 | 発達障害の配布数は素案p82では「―」となっているが、「基礎調査報告書」では35とある。35が正しいのか。なぜ「35」と入れないのか。 | 実態・意向調査（品川区障害福祉計画策定のための基礎調査）の配布・回収状況について、表記に誤りがありましたので、p.113のとおり修正します。 |
| 585 | 6章 | 発達障害の有効回収数は、現状では11しかない。しかし、「基礎調査報告書」を見ると、18歳未満の調査結果では、7割超に発達障害があった。これを医ケア児のように抽出すれば、発達障害児の傾向が見えてくる。ぜひやっていただきたい。 | 実態・意向調査（品川区障害福祉計画策定のための基礎調査）の活用について、ご意見を参考にさせていただきます。 |
| 586 | 6章 | 発達障害は、障害者計画策定時の実態調査では、160人に配布して59人の回収だった。なぜ今回はこんなに配布数が減ったのか。 | 令和元年度の実態・意向調査（品川区障害福祉計画策定のための基礎調査）の配布回収状況に記載されている「発達障害の方」は、施設を経由して配布・回収された数です。しかし、障害者手帳を所持している方（発達障害以外の障害）、他の障害福祉サービスを利用されている方にはご自宅にも調査票を送付しており、その場合、施設で配布・回収せず、「在宅の方」で計上されているためです。 |
| 587 | 6章 | 基礎調査の解説部分は、データを文字に直しただけ。分析がない。分析をすべきではないか。 | ご意見は次回の調査で参考にさせていただきます。 |
| 588 | 6章 | 基礎調査の結果のまとめは、第1期障害児福祉計画のものが良くできていた。あれを参考にすべき。今回のまとめは、医ケア児以外の障害児で大きくまとめられていて、障害種別や未就学・就学の別でのニーズや困り感が見えてこない。クロス集計も少ない。もっと細かく出すべき。 | ご意見は次回の調査で参考にさせていただきます。 |
| 589 | 6章 | 事業所対象の調査から何が把握できたのか。 | 事業所対象の調査結果については、区ホームページに第1回品川区障害福祉計画策定委員会（令和2年7月28日開催）の資料として掲載していますので、ご覧ください。 |
| 590 | 6章 | 在宅は、手帳保持者なのか。どういうふうに抽出したのか。 | 障害者手帳所持者です。無作為抽出です。 |
| 591 | 6章 | 18歳未満と保護者は別々に回答したのか。 | ご本人またはご家族の方等が回答をしています。 |
| 592 | 6章 | 発達障害の方は配布しないで、どうやって回答したのか。発達障害の定義は何か。知的障害を伴う自閉症は含まれないのか。 | 発達障害の方は、対象の施設を経由して配布したものです。法的な発達障害者の定義については、発達障害者支援法によります。 |
| 593 | 6章 | 第5期・第1期計画策定に当たっては、障害児対象の実態調査のみ実施され、障害者対象の実態調査は「3年前の障害者計画策定時に調査したので」を理由に行われなかった。今回はどうなるかと思ったが、無事調査を実施していただけて大変意外だった。やはり実態調査も行わずに計画を策定するのは、かなり行政として無茶だったということがおわかりいただけたかと思う。 | ご意見として承ります。 |
| 594 | 6章 | 障害児のトータルが362名で、身体障害が45名、知的障害が121名。「持っていない185名」のデータが抜けている。なぜ外したのか。これではそもそもトータルとは書けない。きちんとこの185名も入れるべき。P88の表も、トータル179人に対して134人しかいないのは、「持っていない」人の記載が抜けているから。このままでは手帳不所持の児童の実態が見えないので、修正していただきたい。 | 114ｐのとおり、手帳末所持及び無回答の方を追記します。 |
| 595 | 6章 | 身体障害者の年齢別は、高齢になって身体障害者手帳を取得した人が多く含まれています。障害者施設等の利用をしている身体障害者と分けないと正確な分析はできません。 | ご意見は次回の調査で参考にさせていただきます。 |
| 596 | 6章 | 同居者を聞いて、何に生かしたか教えてください。 | 本調査は、区内の障害者の実態・意向調査です。実態把握のための質問も含まれています。 |
| 597 | 6章 | 手帳所持状況が非常にわかりにくい。18歳未満で身体障害と知的障害の合計にならないが、他はどういう人か。トータルが合わない表はダメ。また、18歳みんなと在宅はどこで別れるのか。 | 調査結果の表示方法については、次回の調査で参考にさせていただきます。18歳未満の総数には障害者手帳を所持していない人が含まれます。また、複数回答ですので、トータルは合いません。 |
| 598 | 6章 | p86以降のトータルの棒グラフは不要。回収数が桁違いに多い身体障害のデータに大きく影響されていることが多く、障害種別や年齢別の違いに目が行きづらくなり、かえって誤解を招きやすい。 | 分かりやすくするため、表記方法を見直します。 |
| 599 | 6章 | ①0なのに網掛けになっているところがある。網掛けの基準は何か。②障害児の身体障害は45名、知的障害は121名のはすだが、表の合計はそれぞれ42名、115名しかいない。無回答もこの数に含まれているのに、差異があるのはなぜか。 | 回答数の最も多い選択肢に網掛けをつけています。該当の設問では、「医療的ケアは受けていない」の回答数が最も多い選択肢であったため、２番目以降の選択肢にも網掛けをしている箇所があります。「０」の網掛けは不要ですので、訂正します。併せて、品川区障害福祉計画策定のための基礎調査の調査結果概要について、分かりやすくするため、表記内容を見直します。 |
| 600 | 6章 | ここでいう「医療的ケア」の定義は何か。医療的ケア児とかと異なる定義ではないか。服薬管理は、高齢者等が施設で必ず受けているサービスだけど、そのことか。聞きたいのは、在宅で医療的ケアを必要とする障害者であり、高齢になって身体障害者手帳を取得した人のことではないはず。 | 実態・意向調査（品川区障害福祉計画策定のための基礎調査）では、服薬管理も含めて調査をしました。高齢になり障害者手帳を取得された方も含まれています。 |
| 601 | 6章 | 介助や援助の定義は何か。障害者サービスのことか。 | 定義づけをして調査を行ったものではありませんので、回答者の考える「介助や援助」になります。 |
| 602 | 6章 | p88の主な介助者について。障害児の調査票で「〇はひとつ」となっているのに、主な介助者の合計数がそれぞれ39人、95人を超えているのはなぜか。 | 複数の選択肢にチェックをされた方がいたためです。 |
| 603 | 6章 | 身体障害者の場合、高齢になって手帳を取得した人は別に集計してほしい。ほとんどが、配偶者が介護しているから。これでは正確な結果が得られない。 | ご意見は次回の調査で参考にさせていただきます。 |
| 604 | 6章 | 若年で家族の介護をしている方(ヤングケアラー)へ、その方自身の人生を生きられるような支援が必要。 | 個々の家庭等の事情に配慮し、相談支援を行い、必要なサービスの提供を行っています。引き続き、介護者の負担軽減のため、短期入所等のレスパイト支援を推進します。 |
| 605 | 6章 | P90の棒グラフの下の表も、数字の多い所を網掛けにしてほしい。身体と知的とでまったく異なる結果となっているので。 | 品川区障害福祉計画策定のための基礎調査の調査結果概要について、分かりやすくするため、表記内容を見直します。 |
| 606 | 6章 | 介助者がいなくなった場合、「どうしてよいかわからない」が２３％もいる自治体は異常です。安心できる自治体にしてください。 | 引き続き、障害者が安心して暮らし続けることができるよう施策を進めてまいります。 |
| 607 | 6章 | p91～92のそれぞれの表の、年代別の人数とトータルの数が合わないのはなぜか。 | 各表のTOTALは、各障害における回答された障害者の人数ですが、一方、表中のそれぞれの数値はは、複数回答されたそれぞれの件数のため、トータルと一致していません。品川区障害福祉計画策定のための基礎調査の調査結果概要について、分かりやすくするため、表記内容を見直します。 |
| 608 | 6章 | ６章資料編　P91　「介助者が介助援助できなくなった場合」のアンケート結果と内容について　国は今後、入所施設は増設しない方向と聞いていますが、なぜ「施設に入所したい（もしくはさせたい）」という項目になるのか疑問です。現在入所されている方への設問であるなら「施設入所を継続したいかどうか」または「地域に移行して生活をしたいか」になると思います。次回より、項目には「介護支援を利用して自立生活をしたい」を入れ、「施設に入所したい」を削除すべきと思います。 | 現状、障害者およびそのご家族の希望として施設入所があり、入所を待っている方もいらっしゃいます。区ではグループホームの整備等をはじめ、地域移行のための施策を進める一方で、施設入所も必要なサービスと考えています。アンケート項目については、次回調査の際の参考とさせていただきます。 |
| 609 | 6章 | 生活に満足しているをとりあげているけど、不満が3割もいることが問題。しっかり、記載してください。 | ご意見として承ります。 |
| 610 | 6章 | 身体障害児は自分で回答して、「災害時の避難に不安」と回答したのですか。親が回答していませんか。 | お一人で記入が難しい場合は、介護されている方ができるだけご本人の立場に立って回答をするようお願いをしています。 |
| 611 | 6章 | 障害児の相談支援は受け皿がないと聞いているのに、8割も相談できている理由は何か。相談支援は不要だということですか。 | 引き続き相談支援の充実を図ってまいります。 |
| 612 | 6章 | そもそも重度訪問介護の利用対象者は支給決定基準で決まっています。このアンケート回答者のほとんどが利用対象ではないのではないですか。利用対象者のみで回答を作成してください。そうでないと、何も課題が見つからないです。 | 障害福祉サービス等を利用されている方を対象に調査を行いましたが、障害福祉サービスごとに分けての調査は行っていません。 |
| 613 | 6章 | 知的障害者のうち、行動援護を利用できる対象が限定されています。利用できる方の回答を示してください。 | 障害福祉サービス等を利用されている方を対象に調査を行いましたが、障害福祉サービスごとに分けての調査は行っていません。 |
| 614 | 6章 | そもそも、このサービスも全員が利用できるのか。利用対象者のみの回答を示してください。 | 障害福祉サービス等を利用されている方を対象に調査を行いましたが、障害福祉サービスごとに分けての調査は行っていません。 |
| 615 | 6章 | この母数は、回答者全員ですか。そもそも利用対象者が決まっているのに、それ以外の人に聞いても仕方ない。どういう人が利用できるかを示してください。その人達の回答を示してください。上記分析をしないと、「現在は利用していないが今後は利用したい」の真意がつかめません。そもそも利用できない人に聞いても。 | 障害福祉サービス等を利用されている方を対象に調査を行いましたが、障害福祉サービスごとに分けての調査は行っていません。 |
| 616 | 6章 | 「現在は利用していないが、今後は利用したい」の中に、「現在空きがないから利用できていない」人が含まれています。また、施設入所している人の中にも利用したい人がいますが、重度のＧＨがないために利用できない人もいます。正確にニーズ把握をしてください。 | 引き続き、相談支援の中で、障害者のニーズ把握に努めてまいります。 |
| 617 | 6章 | 他の質問もですが、無回答が3割近くいるのは、質問の意図、用語が理解できないから。この計画のほとんどの用語は理解できません。作成した人は、理解できる方らしいですので、説明会を開催してください。 | ご意見として承ります。 |
| 618 | 6章 | 大人の障害者が利用できる、日中一時支援事業は区内にはないので、利用している方は区外ですか。利用したい方が多くいるのに、取り組みには一切反映なし。何のためのアンケートか。 | 生活介護や訪問系サービス、短期入所等の障害福祉サービスをご利用いただくことを考えています。 |
| 619 | 6章 | 自立支援医療は、精神障害者と身体系の方だけ対象ではないのですか。これは利用したくても、対象が限定されているので、利用したいかどうかを聞く必要があるのか。他も同様。全く無関係な対象者に聞いてもどうなのか。 | ご意見として承ります。 |
| 620 | 6章 | 調査結果概要について、18歳未満対象なら、⑨ではなく、（１）を障害者（２）障害児とかでくくらないと、わかりません。 | 品川区障害福祉計画策定のための基礎調査の調査結果概要について、分かりやすくするため、表記内容を見直します。 |
| 621 | 6章 | いきなり医療的ケアの方のみ対象の回答がでてきているので、タイトルに対象者を入れてください。医療的ケアで同行援護を利用できる人がいるのですか。 | 品川区障害福祉計画策定のための基礎調査の調査結果概要について、分かりやすくするため、表記内容を見直します。同行援護の利用にあたっては、個別でご相談いただいています。 |
| 622 | 6章 | コミュニケーション支援事業は対象者が限定されているので、利用できない知的障害者を対象に含めて分析してもどうなのか。 | 次回の調査の際に参考にさせていただきます。 |
| 623 | 6章 | 医療ケアの必要な方は少数しかいないので、これを回答率として表示しても意味がない。1人で、6％だとわかっても仕方ない。このような場合は、実数でグラフを作成します。障害者の医療ケアの方の分析はありました。 | 品川区障害福祉計画策定のための基礎調査の調査結果概要について、分かりやすくするため、表記内容を見直します。医療的ケアが必要な方への支援については、引き続き進めてまいります。 |
| 624 | 6章 | 調査結果概要の途中のページから障害者と障害児の両方が対象です。最初に、そのことをわかるようにしてください。常に差別や偏見を感じる方の理由を質問しましたか。障害児が多いのも特徴で、学校ででしょうか。 | どのような場面で障害に対する差別や偏見、誤解や理解不足を感じるかについて調査をしました。品川区障害福祉計画策定のための基礎調査報告書については、区ホームページに第1回品川区障害福祉計画策定委員会（令和2年7月28日開催）の資料として掲載していますので、こちらをご覧ください。表記については、ご意見として承ります。 |
| 625 | 6章 | 災害時の困りごとを聞いて、どんな対応してくれるのですか。障害者は一人では避難できないことが一番の困りごと。誰かが助けてくれる仕組みを作れるのですか。 | 第３章「３ 今期の主要テーマと取り組みの方向性」の「テーマ１.安心して暮らせる地域生活の支援」の包括的な相談支援の充実③災害対策・感染症対応ととおり、個々の事情を考慮した支援方法や避難方法について検討を進めてまいります。 |
| 626 | 6章 | 暮らしやすい方の説明ではなく、「暮らしにくい」と回答している分析が必要。なぜか要因分析しましたか。理由は聞いていましたか。 | 理由を問う設問は設けていません。 |
| 627 | 6章 | 品川区障害者差別解消推進本部のような機関には、必ず当事者及び関係者団体を入れてください。 | 区では障害者差別解消のための支援をするため、「品川区障害者差別解消支援地域協議会」を設置しており、そこでは障害者団体や障害福祉関係機関等も委員として構成されています。 |
| 628 | 6章 | 主な支援事業は、実績の一部です。主な支援事業だけでなく、全ての施策ごとに掲載してください。 | ご意見として承ります。 |
| 629 | 6章 | 憩いの場はどこにあるのかも記載して。登録者数が一定で、利用者数が減少している理由は何か。ニーズにあっていないのか、周知不足なのか分析してください。 | 事業所一覧を追加します。利用者数の減少は、登録者の個別事情によるものと考えています。事業としてのニーズはあるものと捉えています。 |
| 630 | 6章 | 知的障害者地域生活サポート２４事業は、ニーズはどのくらいあるのでしょうか。要領がないから、利用回数が減っているのか、そもそも、どこでこのサービスやっているのか知らないので、記載してください。 | 平成29年度より登録者数は増加傾向にあり、一定程度のニーズがあると考えております。 |
| 631 | 6章 | 精神障害者地域生活サポート２４事業で、登録者数が減少している理由はなにか。 | 年度により微増、微減であるため、利用者の個別事情によるものと考えています。 |
| 632 | 6章 | 第5期・第1期計画の「第6章　資料編」のp66～70に載っていた「品川区の主な障害者支援施設一覧」「品川区の主な障害者支援施設所在地」に相当するものが、本素案では見つからない。地図が大変わかりやすかった。ぜひ次期計画にも載せてほしい。 | 事業所一覧を6章「資料編」に追加します。 |
| 633 | 6章 | p128の「品川区の主な支援事業一覧」について。①なぜこんな巻末の見つけづらいところに入っているのか。P74（地域生活支援事業と資料編の間）に入れるべきではないか。事業を知ってもらうためにも、もっと目につく箇所に入れるべきと思う。②「主な」ということは、支援事業はこれ以外にもあるということか。名称だけでも記してほしい。載っていないと存在を知ることすらできない。③「発達障害者成人期支援事業『リクト』」は掲載しないのか。④この掲載は何の順か。五十音順でも、開始年の古い順でもないようだが。 | 表記内容については、ご意見として承ります。 |
| 634 | 6章 | 発達障害児の定義は何か。知的遅れがあれば含まれないのか。 | 法的な発達障害児の定義は、発達障害者支援法の定義によります。 |
| 635 | 6章 | 主な支援事業もどこでサービス提供しているのか、記載が必要。 | 事業所一覧を第6章「資料編」に追加します。 |
| 636 | 6章 | 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業のＲ元年度で利用時間数が増加した理由は何か。 | 本事業に係る利用者への一定の周知が図られたことが要因として考えられます。 |
| 637 | 6章 | 用語集は、一番最後ではなく、出てきた頁の脚注に記載してください。わからない用語が多すぎるので、何度も後ろのページを見る必要があり、簡単に理解できません。 | ご意見として承ります。 |
| 638 | 6章 | 愛の手帳で受けることができる手当と制度を説明してください。 | 「障害者福祉のしおり」や区ホームページ等をご覧ください。 |
| 639 | 6章 | 支援を必要とする人のもとへではなく、アウトリーチは、「声を上げていない人に、困っていることを聞くこと、そのために情報を広く周知していくこと」などです。支援を必要としているなら、窓口にきているはずです。 | 第6章「7 用語集」の表現を見直します。 |
| 640 | 6章 | インクルーシブ教育は、互いに学び育つことを目指すのであって、「共生社会の実現を目指す教育」ではありません。共生社会は、その結果生まれてくるものです。 | ご意見として承ります。 |
| 641 | 6章 | インクルージョンはソーシャルインクルージョンとは異なるのですか。このような言葉をビジネスではなく、福祉で使用したのを初めて聞きました。この定義はどこに記載されていますか。後段のそれぞれが～以下は良いと思いますが、前段は全く異なります。障害があったら地域の人々が包み込まないといけないのですか。障害があってもなくても、社会の一員として暮らすことができる社会が共生社会です。特別に障害者にだけ何かをしなければならないことはありません。普通に、自然に社会にあることです。具体的にシナガワクの言う社会を説明してください。 | インクルージョンは、国の基本指針でも使われており、障害児に関して、「障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する」とあります。区では、障害児に限らず、障害者の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進してまいります。 |
| 642 | 6章 | 社会資源の各種の制度とは何か。機関はどのようか機関か。設備か。資金か。物資か。集団か。技術か。全て何か。 | 「社会資源」という用語の説明をしたものです。 |
| 643 | 6章 | 本編に出てくる単語で、用語集に掲載されているものは、注マークをつけるなどして、その旨わかるようにしてほしい。 | ご意見として承ります。 |
| 644 | 6章 | 在宅介護支援センター、指定特定相談支援事業所、地域生活支援拠点なども用語集に加えていただきたい。 | 第6章「7 用語集」に追加しました。 |
| 645 | 6章 | 改正バリアフリー法のハード対策・ソフト対策一体の適用対象って、どういうことですか。 | 第6章「7 用語集」の表現を見直します。 |
| 646 | 6章 | 基幹相談支援センターはどこにあるのか、開設時間は何時か。 | 基幹相談支援センターは、障害者福祉課に位置づけられており、平日の８：30～17：15が開設時間です。 |
| 647 | 6章 | 「地域拠点相談支援センター」の定義は何か。計画相談支援事業所との違いは何か。基本相談支援とは、具体的な事例をあげてほしい。インテークとは何か。以下のカタカナも説明必要。地域相談支援は何か。個別給付の対象とは何か。 | 第6章「7 用語集」のほか、相談支援については、区ホームページに「相談窓口の案内チラシ」を掲載していますので、ご覧ください。「地域相談支援事業所」は「地域拠点相談支援センター」のことです。p.147に「地域拠点相談支援センター」の説明が掲載されているため、統一します。 |
| 648 | 6章 | 「障害者」となっているが、障害児は含まれないのか。地域の社会資源をもう少し具体的に、学校、病院、保健センターなど。 | 第6章「7 用語集」の表現を見直します。 |
| 649 | 6章 | 権利獲得の権利ってどんな権利のことか。ニーズの表明もよくわからない。 | 表現を見直します。 |
| 650 | 6章 | しながわネウボラネットワークについて、各関係機関ではわからないので、どんな関係機関があるか、具体例をあげてほしい。 | 子ども家庭支援センター、保健センター、健康課、子ども育成課、障害者福祉課など関係部署および病院・診療所、社会福祉協議会、社会福祉法人、ＮＰＯ法人など多くの関係機関があります。 |
| 651 | 6章 | ジョブコーチは、区内に何人いますか。 | 区では、就労支援センター「げんき品川」をはじめ複数のジョブコーチが配置されており、障害者が就職し、新しい職場で円滑に働き続けることができるように、また雇用する企業がスムーズに受け入れられるよう、障害者の作業適応支援や職場内の環境調整など、職場定着に向けた支援を行っています。 |
| 652 | 6章 | 第三者機関とは、具体的にどのような機関か。何か登録しているのか。基幹相談支援センターも評価を受けているのか。受けていないとしたらなぜ受けないのか。 | 「福祉サービス第三者評価」に表現を訂正します。福祉サービス第三者評価は事業者を対象とするものです。 |
| 653 | 6章 | 電話リレーサービスは、どこでやっているのですか。 | 総務省の事業です。聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律により、聴覚や発話に障害のある方が手話通訳オペレータ等を介して電話をかけることにより通話の相手方との意思疎通を可能とする「電話リレーサービス」が制度化されました。令和3年７月１日からサービス提供開始予定です。 |
| 654 | 6章 | 低年齢児のみが対象で、大人はいないのですか。 | 発達障害の説明文を見直します。 |
| 655 | 6章 | p139の「病法」の指定難病だが、333疾病ではないか。 | p.149のとおり、333疾病に修正します。 |
| 656 | 6章 | レスパイト支援は、区内のどこに施設があるのですか。 | 第6章に事業所一覧を追加します。 |
| 657 | 6章 | 計画策定委員会には、知的・精神・発達障害・難病・医ケア等の当事者にも入っていただく必要があったと思う。なぜ公募区民応募の声がけをしなかったのか。 | 公募区民については、広報しながわや区のホームページで公募し、応募のあった区民の中から選出いたしました。 |
| 658 | 6章 | 計画策定委員会は、オンラインでの参加も可能であることが実証された。今後は公募区民の募集の際、「自力で会場まで来られる方」といった条件はつけないでいただきたい。 | 感染症対策も含め、今後の会議の在り方について、検討してまいります。 |
| 659 | 6章 | パブリックコメントについて、資格要件別提出人数とか、提出方法別意見数なんて必要ないから、主要な意見とその対応方法を整理して掲載してください。 | ご意見として承ります。 |
| 660 | その他 | 区役所新庁舎には障害児・者総合施設を入れて「みんな一緒だよ」のメッセージを発信してください。障害者福祉課の職員が核となって運営し、区内施設のお手本となってください。インクルーシブという環境を区役所の中で見られることが全区民への教育になります。ゆったり、のびのび明るいイメージで住民本位の区政であることを示していただきたい。また、建設委員会には当事者、利用者家族の意見が取り入れられるように、委員に入れてください。 | 障害児者総合支援施設は、令和元年10月に南品川に開設しました。区役所新庁舎に同施設を移転する考えはありませんが、引き続き、障害児者の地域生活の拠点施設となるよう機能の強化を図ってまいります。新庁舎整備については、専門的かつ幅広い意見を反映させるため、「品川区新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会」を設置します。また、電子意見フォーム、メール等で常時ご意見を受け付けるとともに、ワークショップ等でもご意見をいただく予定です。 |
| 661 | その他 | 品川区における職員の障害者雇用人数の実績を、障害種別に分けて公表してほしい。障害者法定雇用率の2.5％（官公庁）をクリアしているのかどうかも併せて記載していただきたい。 | 令和２年６月１日時点での区全体の障害者雇用率は2.29％です。法定雇用率を下回っている状況ですので、達成に向けて努めてまいります。なお、区職員の障害者雇用人数の実績を障害種別ごとに公表する予定はありません。 |
| 662 | その他 |  | 特定の法人に対するご意見のため、回答できかねます。 |
| 663 | その他 | 区の障害福祉に関する情報で知りたいことがあっても、公開されていないので、情報公開請求するしかなくなる。もっと情報を表に出してほしい。また、「情報公開請求しないと出せない資料かどうか」の判断があいまい。どういう基準で決めているのか。 | 区では、広報しながわ、区ホームページ、「障害者福祉のしおり」等を通じて、区民の皆さまへ様々な情報を発信しています。また、個別のご相談の中でも個々に必要なサービスについてご案内をしています。これらに寄らず情報をお知りになりたい場合は、情報公開制度をご利用いただくこともできます。その場合は、条例に基づいた対応をしています。 |
| 664 | その他 | 地域自立支援協議会の部会についての記載が数カ所出てくるが、地域自立支援協議会の要綱が変更され、「専門部会の組織および運営に関し必要な事項は、会長が自立支援協議会に諮って定める」の一文が消去された。今年度最初の地域自立支援協議会でも、会長選任前に部会が一つ削除されていた。事務局に部会を増やしたり減らしたりする権利があるのか不明。勝手にやらないでほしい。 | 「品川区地域自立支援協議会」の部会については、「品川区地域自立支援協議会」で決定の上、運営しています。 |
| 665 | その他 | 今走っている計画なのだから、今期の計画を「障害のある方へ」のページに載せてほしい。隠す理由がわからない。 | 区の各種計画については、区ホームページ＞ 区政情報 > 区政に関する資料 > 財政・行政改革他 > 計画・プラン でご確認いただくことができます。 |
| 666 | その他 | 策定委員会の資料について ①ホームページ掲載がとにかく遅い。資料だけなら、その日のうちにアップできるはず。区の他の協議会では、当日の午後に早速資料がアップされていたのに。②議事録には発言者名を載せてください。皆さん責任をもってご発言されているので問題ないことと思う。 | 議事録については、各委員の確認を経てホームページに掲載をしています。また、内容については、どのような議論がされたのか内容が分かるような表記とさせていただいております。 |
| 667 | その他 | 資料に「閲覧場所」とあるが、配布はしないのか。外出自粛のため、なるべく家で過ごしたい人も多いはず。家庭にネット環境がない方もいるので、各閲覧場所に配布用も準備して欲しいし、区報などには配布用の用意があることも明記してほしい。 | 品川区ホームページ、障害者福祉課（本庁舎３階）、区政資料コーナー（第三庁舎３階）、地域センター、保健センター、図書館でご覧になれます。また、希望者には配布も行っています。 |
| 668 | その他 | パブコメの際は、知的障害の方用のわかりやすい版も掲載してほしかった。 | ご意見として承ります。 |
| 669 | その他 | パブコメ締切りの前に、最終の計画策定委員会の資料・議事録をホームページにアップしてほしかった。 | ご意見として承ります。 |
| 670 | その他 | パブコメについては、区ホームページと区報のみではなく、公式LINEアカウントやTwitterなどでも周知してほしい。 | ご意見として承ります。 |
| 671 | その他 | パブコメの文章は、これでも長くならないように考慮して書いている。誤字脱字以外は無断で変更しないようお願いします。 | 特定の法人や民間の事業所に対する意見を除き、取りまとめています。また、掲載にあたっては、一部要約させていただく場合があります。 |
| 672 | その他 | 他区では、相談支援事業所の連絡会の場で、区内グループホームの空き状況を公開・共有しているところがある。品川区でも同様のことを行なって、入所調整会議の透明性をはかる旨を記載してほしい。 | 基幹相談支援センターおよび地域拠点相談支援センター、相談支援事業所において、該当のサービスを必要としている方に情報をお届けしています。入所候補者については、事業者からの依頼を受け、外部の有識者や障害者団体の意見を踏まえ、総合的に判断した上で、事業者へ推薦をしています。 |
| 673 | その他 | パブリックコメント応募用フォームの任意項目に年代、性別を入力する項目がありますが、これは必要でしょうか。年代、性別のデータはどのように活用されるのでしょうか。 | パブリックコメントの入力フォームは、区で統一したものを使用しています。年代、性別データは任意項目です。 |